

# 令和8年度 就学前の教育・保育行政の概要



高知県教育委員会事務局幼保支援課



## < 目 次 >

1	こども家庭庁資料	.....	1
2	教育・保育内容の充実と研修等		
	○ 就学前教育・保育の質の向上 親育ち支援の充実	.....	5
	○ 令和8年度 幼児教育研修及び支援一覧	.....	6
	○ 就学前教育の充実	.....	7
	○ 園内研修支援事業	.....	8
	○ 地域における保育の質向上のための体制整備事業	.....	13
	○ 高知県幼保推進協議会	.....	14
	○ 園評価支援事業	.....	15
	○ 保幼小連携・接続推進支援事業	.....	16
	○ 幼稚園教育理解・発展推進事業	.....	18
	○ 幼児教育関連資料	.....	19
	○ 教育センター所管の研修について	.....	21
3	親育ち支援		
	○ 令和8年度 親育ち支援研修及び支援一覧	.....	25
	○ 親育ち支援推進事業等全体概要	.....	26
	○ 親育ち支援啓発事業	.....	27
	○ 親育ち支援保育者スキルアップ事業	.....	32
	○ 基本的な生活習慣向上事業	.....	34
	○ 親育ち支援推進地域モデル事業	.....	35
	○ 親育ち支援関連資料	.....	36
	○ 家庭支援の計画的な実施について	.....	37
4	研修申込み		
	○ 研修申込みについて（園内研修、親育ち支援研修等）	.....	39
5	保育所・幼稚園・認定こども園関係施策等（子ども・子育て支援新制度含む）		
	○ 幼保支援課 補助金等一覧	.....	41
	○ 厳しい環境にある子どもたちへの支援（就学前）	.....	45
	○ 多機能型保育支援事業	.....	46
	○ 保育士等の人材確保	.....	47
	○ 地域型保育人材育成事業（子育て支援員等研修）	.....	48
	○ 「子育て支援員」研修について	.....	49
	○ 特別支援保育・教育推進事業費	.....	50
	○ 地域のニーズに応じた保育サービスの充実	.....	51
	○ 私立幼稚園への補助	.....	52
	○ 多子世帯保育料軽減事業費補助金	.....	53

○ 子ども・子育て支援新制度		
・子ども・子育て支援新制度の概要と子どもの認定区分	.....	55
・給付の基本構造	.....	57
・幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較	.....	58
・地域型保育事業の認可基準について	.....	60
・新制度における指導監査等について	.....	62
・地域子ども・子育て支援事業について	.....	64
・保育士等の処遇改善等加算について	.....	68
6 南海トラフ地震対策等		
○ 保育所・幼稚園等の高台移転への補助について	.....	73
○ 保育所・幼稚園等の施設整備にかかる補助金について	.....	74
○ 保育所等における業務継続計画（BCP）について	.....	75
7 参考資料		
・ 保育所・幼稚園・認定こども園等の状況	.....	77
・ 保育所・幼保連携型認定こども園指導監査文書指導の概要	.....	80
・ 認可外保育施設一覧（高知市以外）	.....	81
・ 第2種社会福祉事業届出一覧 一時預かり事業 実施施設	.....	82
・ 病児保育事業 実施施設	.....	84
・ 保育所・幼稚園・認定こども園等の申請・届出について	.....	86
・ その他届出事項（一時預かり事業・病児保育事業・利用定員）	.....	104
・ 事故報告について	.....	105
・ 児童虐待に関する通告・相談の流れ	.....	106
・ 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	.....	107
・ 児童生徒性暴力等の防止について	.....	110
・ 財産処分について	.....	111

# 1 こども家庭庁資料



## ○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実  
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進  
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善  
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

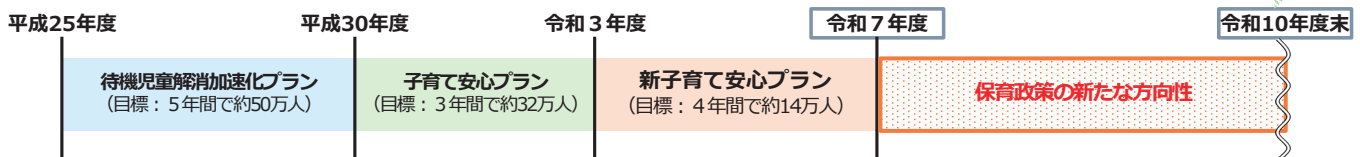
- ☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる
- ☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される
- ☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

### 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】  
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)  
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

## 令和8年度の保育政策における主な改善・見直し事項 (予算事業、公定価格等)

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」(令和6年12月こども家庭庁)に基づき、3つの柱を軸に取組を強化・推進 青字：公定価格・基準等の見直し事項

### 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

- 地域の実情を踏まえた保育提供体制の確保を推進
  - 各地域の計画的な施設整備等への支援
    - ・ 将来人口も踏まえた必要性の高い施設整備への優先的・重点的支援
    - ・ 地域課題に応じた待機児童対策の推進
    - ・ 自治体における地域分析・地域支援のIT事業【新】 R7補正
    - ・ 3～5歳児を対象とした小規模保育事業【R8.4施行】
  - 人口減少の中での保育機能の確保・強化
    - ・ 過疎地域の計画的な施設整備や多機能化への補助率高上げ【継続】
    - ・ 過疎地域等における多機能化のIT事業【継続】 R7補正
    - ・ 過疎地域等で保育機能確保に取り組む小規模園への支援【新】
    - ※ 財産処分ルールの見直しについて検討
- ※ 令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しについては令和9年度に向けて引き続き検討
- 職員配置の改善
  - ・ 3歳児の職員配置の改善 (令和10年度から完全基準化)
- 保育の質の確保・向上
  - ・ 保育所保育指針等の改定に向けた議論
  - ・ 保育士等のモチベーションの活躍による保育の質向上推進事業 (国内研修と公開保育の推進)【新】
  - ・ 第三者評価改善IT事業【新】
- 保育の安全性の確保
  - ・ 虐待通報の円滑な運用のための支援事業の創設【新】
  - ・ 安全対策の推進に資する機器 (午睡バッグ、かみ等) 導入支援【継続】 R7補正
  - ・ 安全計画の策定等をしていない場合の減算の創設 (R8.7～)【新】
  - ・ 施設機能強化推進費加算の見直し【拡充】

※物価上昇等の中で安定的な教育・保育を継続するための臨時加算の創設【新】 R7補正

### 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- こども誰でも通園制度の全国展開
  - ・ 乳児等支援給付 (10時間～3時間/月) の創設【新】
  - ※ 単価引上げ、障害児等の加算の引上げ、初回対応や家族支援等の加算の新設
  - ・ 施設整備補助 (補助率高上げ)、ICT導入補助【継続】
  - ・ 利用管理・予約・請求書システムの運用【継続】
- 障害児・医療的ケア児等への教育・保育の充実
  - ・ OT・PT・ST・心理職等の専門職の配置・取組を評価する加算の創設
  - ※ 医療的ケア児を受け入れる場合は看護師等配置についても評価【新】
  - ・ 専門職の保育士みなし特例の創設【新】
  - ・ 延長保育における障害児加配加算の創設【新】
  - ※ 医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討
- 病児保育の充実等
  - ・ 病児保育の体制整備の促進、利便性の向上 (システム導入補助の拡充、広域連携のイノベーション付与)【拡充】 R7補正
- ベビーシッターを含む認可外保育施設への支援
  - ・ 安全で質の高いベビーシッター利用促進、ニーズ分析調査、安全かつ導入支援
  - ・ 企業主導型保育の定員設定や財産処分ルールの見直し【新】 R7補正
- 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進 【再掲】
  - ・ OT・PT・ST・心理職等の専門職の配置・取組を評価する加算の創設
  - ・ 施設等利用給付 (認可外保育施設・私学助成園) の給付上限額引上げ (R8.10～)【拡充】
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進
  - ・ 普及啓発、コネクター養成、科学的知見に関する調査研究【継続】 R7補正

### 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

- 保育士等の処遇改善の推進
  - ・ R7人事院勧告を踏まえた5.3%の改善【拡充】
  - ・ 物価・賃金上昇を踏まえた各種単価の充実【拡充】
  - ・ 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設 (R8.7～)【新】
- 保育人材の確保
  - ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化 (伴走的支援の強化・PDCAによる業務改善)
  - ・ 地域限定保育士の活用促進 (講習・研修等の支援)【新】
  - ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済の公費助成【継続】

### ○ 保育DXの推進

- ・ 保育現場における保育ICT (計画・記録、保護者連絡、登降園管理、チャット決済) 導入支援【拡充】 R7補正
- ・ ICT活用推進を評価する加算の創設【新】
- ・ 保育ICTラボ事業【拡充】 R7補正
- ・ 保育業務施設管理プラットフォームの運用【新】、改修【新】 R7補正
- ・ 保活情報連携基盤の運用【新】、改修【新】 R7補正

## 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） 全体像

○ 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」(令和6年12月こども家庭庁)に基づき、必要な見直しを推進

### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

<令和7年度の見直し> ○定員区分の細分化(人口減少対応) ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し(激変緩和措置の設定)  
○1歳児配置改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加(災害対応の強化)

#### <令和8年度の見直し(案)>

- 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- 過疎地の小規模施設向けの新たな加算(特別地域保育体制確保対応加算(仮称))の創設
- 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定(令和9年度末まで)
- 学級編成調整加配の見直し
- 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実
- 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設(R8.7～)
- 施設機能強化推進費加算の充実

※令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和8年4月からは実施せず、令和9年度に向けて引き続き検討

### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和7年度の見直し事項はなし

#### <令和8年度の見直し(案)>

- 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- 障害児保育充実のための専門職の活用等(①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設)

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

<令和7年度の見直し> ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和6年人事院勧告+10.7%) ○処遇改善等加算の一本化

#### <令和8年度の見直し(案)>

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和7年人事院勧告+5.3%)
- 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設(R8.7～)
- 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し
- 保育ICT推進加算(仮称)の創設

こどもまんなか  
こども家庭庁

## こども誰でも通園制度の公定価格について

### 基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

### 加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

#### 1 障害児加算(1時間当たり単価600円)【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

#### 2 医療的ケア児加算(1時間当たり単価2,500円)【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

#### 3 要支援家庭のこども加算(1時間当たり単価600円)【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

#### 4 初回対応加算(1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円)【新設】

事前面談(制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う)及び事後面談(こどもの様子のフィードバック)を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施(制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施)

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

#### 5 生活困窮家庭等負担軽減加算(1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限)【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

#### 6 賃借料加算(1時間当たり単価200円(賃貸借契約金額が上限))【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算(賃貸借契約上、毎月支払う額を上限)。

#### 7 特別地域加算(1時間当たり単価300円)【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

#### 8 保護者支援面談加算(1回当たり単価1,400円)【新設】

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。  
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。  
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。  
（※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
  - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
  - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
  - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
  - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
  - ・ 国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり
  - ※児童虐待による死に至る約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
  - ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い
- ⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

全てのこどもの生涯にわたる  
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）  
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

**目的** 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

- ⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
  - ✓ 生命や生活を保障すること
  - ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

### 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



**「アタッチメント（愛着）」＜安心＞**  
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

**豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞**  
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

### 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

- ⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出
- ✓ 誕生の準備期から支える
  - ✓ 幼児期と学童期以降の接続
  - ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

### 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

- ⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
  - ✓ 全ての保護者・養育者につながる
  - ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

### 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

- ⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要
- ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
  - ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
  - ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要



## 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

## 「はじめの100か月」とは？

【参考】



誕生前

0歳

1歳

2歳

3歳

年少  
4歳

年中  
5歳

年長  
6歳

小1  
7歳

※幼保小接続の重要な時期

10か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月 12か月

10か月

+

84か月

+

12か月

- ✓ お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100か月（※）。
- ✓ 長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期というメッセージが込められています。

※誕生日によって変動あり。94～106か月⇒概ね100か月。

## 2 教育・保育内容の充実と研修等





# 令和8年度 幼児教育研修及び支援一覧

事業名	研修名	実施主体	研修日程等	実施場所	受講者・対象	事業概要
園内研修支援事業	園内研修支援	実施園	園内研修実施希望書の提出により実施	実施園	実施園の保育士・教諭・保育教諭等	自主的・計画的な園内研修が行われるようにするために、幼児支援アドバイザー、幼児支援推進指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。
	ブロック別研修支援	実施園 市町村主管課 幼保支援課	各実施園の年間計画により実施	実施園	ブロック内の保育士・教諭・保育教諭、小学校教員等 ミドル保育者研修受講者・修了者	ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドルリーダーを育成するために、県内9ブロックにおける「ブロック別研修会」を開催する。
	ブロック交流会	幼保支援課	2月13日（土）	教育センター	令和8・9年度ブロック実施園の保育士・教諭・保育教諭等、市町村担当者	ブロック別研修会の充実を図るため、令和8年度及び令和9年度「ブロック別研修会」実施園、参加希望者が一堂に会し、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づく自主的・主体的な園内研修の在り方について発表や協議を行う。
地域における保育の質向上のための体制整備事業	高知県幼保推進協議会	幼保支援課	I: 6月 10日（水） II: 2月 10日（水）	I: 共済会館 II: 共済会館	市町村園長代表者 私立幼稚園代表者 認定こども園代表者 幼児教育関係者	県の政策についての協議を深め協働体制を構築することにより、どこにおいても質の高い教育・保育を受けることができる環境の充実を図るため、各市町村で組織されている園長・所長会の代表者（私立の幼稚園・認定こども園は団体代表）からなる「高知県幼保推進協議会」を開催する。
	地域でのミドルリーダーの育成と活躍・促進	幼保支援課	各モデル地域で計画	モデル地域（2地域）	モデル地域内のミドルリーダー等	モデル地域（2地域）で自治体や保育者を主体とした保育の質の確保・向上を推進する体制づくりを行う。その際に、県教育センターで園内研修の支援者として学びを積んだミドル保育者研修受講者や修了者を中心とした、ブロック別研修実施園への支援や地域の保育者を充実させるための公開保育等の企画・運営等の実施につなげるよう人材育成をし、活躍につなげる。
幼児教育の理解・発展推進事業	幼児教育研究協議会1期	幼保支援課	5月21日（木）～ 6月2日（火）の配信	オンデマンド配信	保育士・教諭・保育教諭等	幼稚園教育要領に加え、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等の周知を行う中で明らかとなった課題の中から園が協議するテーマを設定し、毎年各都道府県で協議会を開催する。さらに、その結果を全国協議会において検証していくことにより、幼児教育の振興・充実を図る。（文部科学省事業） 【令和8年度協議主題】 ＜協議主題1＞ 「指導と評価に生かす記録について」 協議の視点①幼児理解を深め、幼児の姿から学びを見取り、指導の改善に繋げるため、どのような記録の作成や活用が考えられるか。 ＜協議主題2＞ 「協議主題1」幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について 協議の視点②教育の連続性・一貫性を踏まえた受け継ぎの取り組みの作成、実施、評価、改善に向けた取組
	幼児教育研究協議会2期	幼保支援課	8月25日（火）	高知会館	保育士・教諭・保育教諭等	
幼児教育普及啓発事業	「乳幼児教育・保育とその質の重要性」	幼保支援課	未定	未定	市町村等の行政職員等	幼児教育の充実に向けた市町村の取組に向けて、市町村の行政職員等を対象とした幼児教育の理解・促進に向け研修を実施する。

# 就学前教育の充実

# 幼保支援課

R8当初：16,037千円 (一) 6,479千円  
(R7当初：16,327千円 (一) 8,345千円)

## 事業概要

教育・保育の質向上をガイドラインや園評価の手引きを活用した各園の取組を支援し、保育所・幼稚園等における組織力と教育・保育の実践力のさらなる向上を図るため、アドバイザーや指導員等による訪問支援やキャリアアップ研修等の人材育成研修を行う。  
どこにいても、どの幼児教育施設においても質の高い教育・保育を受けることができるためには、地域ぐるみで保育の質を確保・向上することが必要であるため、地域全体で教育・保育の質を向上させるための体制づくりを行う。  
また、各園で育てられた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、各保育所・幼稚園等と小学校における架け橋期のカリキュラムの作成・実施・評価等を支援する。

## 期待される効果

各園における組織力・実践力の向上や人材育成の充実による就学前における教育・保育の質の向上、小学校への円滑な接続

## 事業目標

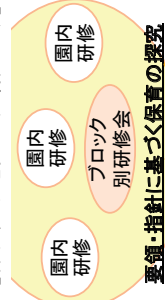
- 教育・保育の質の向上に関する園内研修(外部から講師等を招聘して行うもの)を実施している園の割合 70% (R8)
- 幼稚園教育要領・保育所保育指針等を踏まえた園内研修の実施により、職員の同僚性が育まれ、一人一人の資質・指導力が向上する。  
◆ ガイドライン(シート2)等を活用した話し合い 95% (R8)
- 保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合 85% (R8)

## 現状・課題

管理職等の大量退職による世代交代で指導役となる保育者が少ないことから、教育・保育の更なる質の向上に向け、また各園の実態に合わせたガイドラインの定期的な活用と職員間の話し合いの充実による、保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上を図るため、アドバイザー等による訪問支援の充実が必要である。また、質向上に向けた各園の学びの取組にも格差があり、各地域の特色に合わせ、主体的に教育・保育の質向上に取り組んでいけるような仕組みづくりが必要である。  
子どもの発達や学びを小学校に円滑に接続するため、各保育所・幼稚園等と小学校で、子どもの姿をまんがにした話し合いの機会をもち、共に架け橋期のカリキュラムを作成・実践する等、組織的・計画的な連携・接続が必要である。

## 実施内容

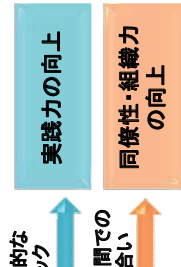
全ての園が園内研修を実施  
【保育実践を見合う・語り合う】



## 幼保推進協議会

進捗状況の確認・協議  
課題の把握・解決策の検討

## 組織力・実践力の向上



## 保幼小接続の充実



## 保育者のさらなる指導力の向上

幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づく保育実践の徹底

地域における保育の質向上のための体制整備に向けた取組

- ★モデル地域(2地域)で自治体や保育者を主体とした保育の質の確保・向上を推進する体制づくり  
・モデル保育者研修受講者及び研修した者をブロック別研修実施園の支援者として育成  
・幼保推進協議会を活用した市町村でのモデル保育者の活躍に向けた協議
- ★特別な支援を必要とする子どもへの理解のための研修の実施・充実  
・キャリアアップ研修(障害児保育・特別支援教育)

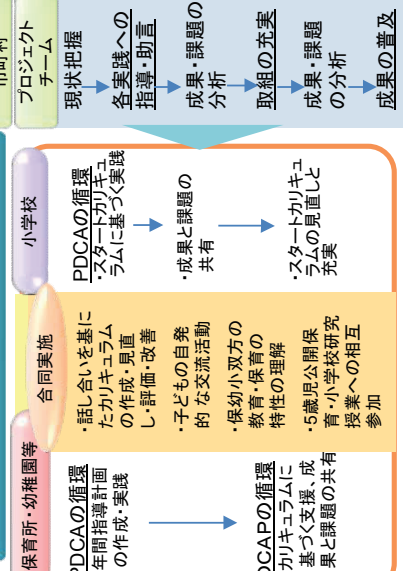
★教育・保育の質向上ガイドラインの組織的な活用に向けた訪問支援  
・キャリアアップ研修(乳児保育、幼児教育)の実践研修  
・園内研修(ブロック別研修会等)  
・幼保支援アドバイザー等による訪問支援の拡充  
・ガイドラインに基づく、職員間での話し合いの実施

★キャリアアップ研修内容の充実  
・基礎一中堅→管理職ステージごとの、ガイドラインによる振り返り  
・ミドルリーダーによる  
園内研修の活性化  
若年層への研修受講の徹底  
園経営計画による人材育成

## 教育センターとの連携



## 保幼小の円滑な接続の推進



## 園内研修支援事業

## 幼保支援課

R8当初：13,442千円（一）4,974千円  
（R7当初：13,867千円（一）6,928千円）

### 事業概要

自主的な園内研修がさらに組織的・計画的に行われるよう、幼保支援アドバイザーや、幼保支援指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。県内のどこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、各園が行う園内研修の取組を支援する。

### 期待される効果

教育・保育のさらなる質の向上を図ることにより、一人一人の子どもの「生きる力」の基礎を育む。

### 現状・課題

教育・保育の質の向上を図ることを目的とした保育を見合っの園内研修が全ての園で実施されておらず、アドバイザー等の外部講師招聘による研修が実施されている園も6割程度である。また保育所・幼稚園等に勤務する保育者の約半数を占める会計年度任用職員等の資質の向上も重要である。そのため、アドバイザー等が直接園に出向き、保育実践に基づいた支援等を行う等、より組織的な体制のもと、保育者のさらなる資質の向上を図っていく必要がある。

### 事業目標

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づく教育・保育についての理解が深まるとともに、組織的・計画的で自主的な園内研修が実施されるようになる。

【目標数値】 教育・保育の質の向上に関する園内研修（外部から講師等を招聘して行うもの）を実施している園の割合70%以上



## 実施内容

### 研修機会の確保

#### 園内研修の内容

#### 園の研究テーマや課題に基づいた研修支援

- 公開保育・研究協議を通じた保育の改善・充実
- 幼稚園教育要領・保育所保育指針等改訂（H30年度）に沿った振り返りと保育内容の充実
- 「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」（自己課題発見シート等）に基づく保育の振り返り
- 子ども理解に基づいた環境構成や援助の在り方
- カリキュラム、マネジメント（全体的な計画・教育課程の編成、指導計画の作成及び評価・改善等）
- 園評価の実施・改善・充実（園評価計画・評価指標等の作成）
- 特別支援教育・保育 ■ 運動遊び
- ドキュメンテーション など

#### 園内研修の方法

#### 多様な手法等を活用した研修支援

- ◆ 研究協議の実施（キャリアアップ研修 実践研修等）
  - ・ 公開保育の振り返り（付箋を用いたグループ協議、写真や映像の活用等）
- ◆ テーマや課題に応じた学習会など
  - 「高知県教育・保育の質向上ガイドライン（改訂版）」
  - 「指導計画・園内研修の手引き（改訂版）」
  - 「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」
  - 「架け橋プログラム実践ガイドブック」
  - 「特別支援教育・保育に関するガイドブック」
  - 「スマイル〜輝くえがお〜」等の活用
- ◆ 職員が一人でも多く参加できる時間設定の工夫 など



# 園内研修の充実に向けて

★ 園全体で学び、互いの保育観を広げて、職員の同僚性を育みたい。

- ・自園における園内研修をどのように行っていけばよいか迷っています。
- ・環境構成や保育者の援助について学びたいなあ。
- ・指導計画や評価、記録について、一度整理したり見直したりしてみたい。
- ・新しい指導計画の作成について、詳しく知りたいなあ。
- ・会計年度任用職員やパート職員も参加できる研修を計画したい。
- ・若年保育者の環境構成や援助へのアドバイスに悩んでいます。



★ 保育者として職務内容に応じた専門性も高めたい。

- ・要領・指針の「ねらい・内容」をどう実践に結びつけていけばいいのかなあ。
- ・園評価シートを作ってみたけど、この計画や指標でよいか心配。
- ・DVD「子どもの考える力を育む保育の在り方」をもっと活用してみたいなあ。
- ・「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」をもっと効果的な活用を知りたい。

限られた時間で充実した研修を実施したい、研修内容や方法の工夫改善の必要があるかもしれない、と考えられている保育所・幼稚園等のみなさん。

当課のアドバイザーや指導主事がお伺いさせていただきます。園の実態に応じた園内研修と一緒に考えますので、お気軽にご相談ください。



例えば

## 実践に基づく研修

### 《保育参観・協議》

実際の子どもの姿を基に保育参観・協議を行い、子ども理解や発達に沿った保育の在り方を考えます。

### ◆KJ法

研修課題について、自身の意見を付箋紙に書いて互いに聞き合い、参加者みんなで園の保育を考えます。



### ◆写真や映像を用いた研修

保育場面の写真や映像を使い、具体的な振り返りを行います。



## 学習会

### ◆保育所保育指針・幼稚園教育要領等の活用

- ・保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく発達の理解
- ・一人一人に応じた環境構成や援助の在り方
- ・カリキュラム・マネジメントについて（指導計画の編成・実施・評価・改善、記録等）
- ・特別支援教育・保育（個別の指導計画等の作成）
- ・乳児保育や幼児保育についてのDVD視聴・協議
- ・臨時・パート職員の方々の学習会

### ◆ガイドラインや手引き等の活用

- ・ガイドラインの自己課題発見シートやキャリアステージにおける資質・指導力チェックシートを活用して振り返り、話し合う
- ・園評価の手引きを活用し、重点目標から評価指標や取組指標の立て方を考え、効果的な園評価に向けて話し合う



保幼小連携・接続に関する研修はP.17へ

## 園内研修の申込みについて

申込みは、高知県電子申請サービスにて行います。方法等の詳細については、P.39をご確認ください。また、申込みの際、以下の研修内容を参考にしてください。

### 保育を見合っの 園内研修

※保育参観・協議に加え、ご希望の内容等がありましたら、申込みの際、備考欄にご記入ください。

### 幼児教育等に関する研修会・学習会

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 指導計画（全体的な計画等の指導計画、週日案等）の作成・見直し | <input type="checkbox"/> 乳幼児期の発達について       |
| <input type="checkbox"/> 保育所保育指針・幼稚園教育要領等について           | <input type="checkbox"/> 臨時・パート職員等を対象とした研修 |
| <input type="checkbox"/> 園評価について                        | <input type="checkbox"/> 特別支援教育について        |
| <input type="checkbox"/> 環境構成について                       | <input type="checkbox"/> 児童虐待について          |
| <input type="checkbox"/> 人権教育について                       |  |
| <input type="checkbox"/> 不適切保育について                      | 等  |

## 園内研修支援事業【ブロック別研修支援】

### 事業概要

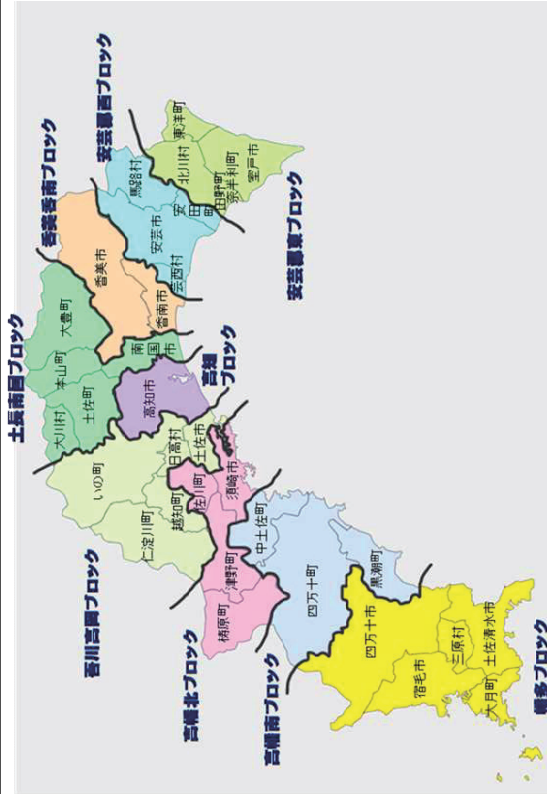
ブロック内における主体的な実践に基づく研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドルリーダーを育成するために、県内9ブロックにおける「ブロック別研修会」を開催する。

### 現状・課題

教育・保育の質の向上を図っていくためには、保育者のさらなる資質・指導力の向上が重要である。しかし、保育現場では、代替保育士の確保が困難な状況等から園を離れての研修は難しい現状がある。こうしたことから、園主体の組織的・計画的な研修体制の確立が必要となるが、職員の勤務体制や制度の違いから、研修体制を確立していくことが難しい。そのため、各地域で、園の教育・保育課題に基づいた実践を日常的・継続的に行う仕組みを構築する必要がある。また少子化に伴う園数の減少等から、ブロックを再編し実施体制を工夫しながら進めているが、今後はミドルリーダー研修修了者との連携をより強化し、研修体制の充実を図る必要がある。

### R7年度～

- ① 県内を9ブロックに分け、新たな近隣市町村や園とのネットワーク化の推進を図る。
- ② ブロック1・2年目園(18園)内での研修に相互参加を可能にする。(R7～)
- ③ 各園の研修担当による意見交流会(zoom等)を実施する。(R6～)
- ④ ブロック交流会においてミドルリーダーの役割確認と交流を図る。(R6～)



### 幼保支援課による継続支援

- ・園内研修支援(研修の工夫、要領・指針や質向上ガイドラインの活用、保幼小連携・接続や親育ち支援の促進等)
- ・各市町村との連携 ・研修担当との連携 ・研修会当日の運営支援等

## 幼保支援課

### 期待される効果

ブロック内における主体的な園内研修体制が構築され、組織的・計画的な教育・保育に取り組むことにより、教育・保育の質の向上を図ることができる。

### 事業目標

研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を越えた実践研修や公開保育が定期的に行われるようになる。

【目標数値】9ブロックでの公開保育の実施	9園
市町村単位の参加率	100%
ミドルリーダーの参加率	100%
1年目園 回答「質向上につながった」	80%以上
2年目園の園内研修実施率	100%

### ①1年目園(9ブロック・9園)

#### 組織的・計画的な園内研修の実施

- 研修目標及び年間計画の作成
- 研修計画に基づく実践(年間を通して継続的に)  
【保育を見合っている園内研修を中心に各園に応じた研修】
  - ・ミドルリーダーとの連携
  - ・研修担当の意見交流
- 公開保育(10月～12月) ※全県へ公開
  - ・各地域の保育者等の参加
  - ・ミドルリーダーとの連携
- ミドル保育者研修受講者によるグループ協議の記録・進行
- 小学校との連携(5歳児保育公開時の小学校の参加)
- 実践報告の作成(研修の反省と評価)・発表【ブロック交流会】
- 次年度の計画等

### ②2年目園(9ブロック・9園)

#### 組織的・計画的な園内研修の継続

- 研修目標及び年間計画の作成
- 研修計画に基づく実践(年間3回程度)  
【保育を見合っている園内研修を中心に各園に応じた研修】
  - ・ミドルリーダーとの連携
  - ・研修担当による意見交流
- 小学校との連携(5歳児保育公開時の小学校の参加)
- 研修の反省と評価等

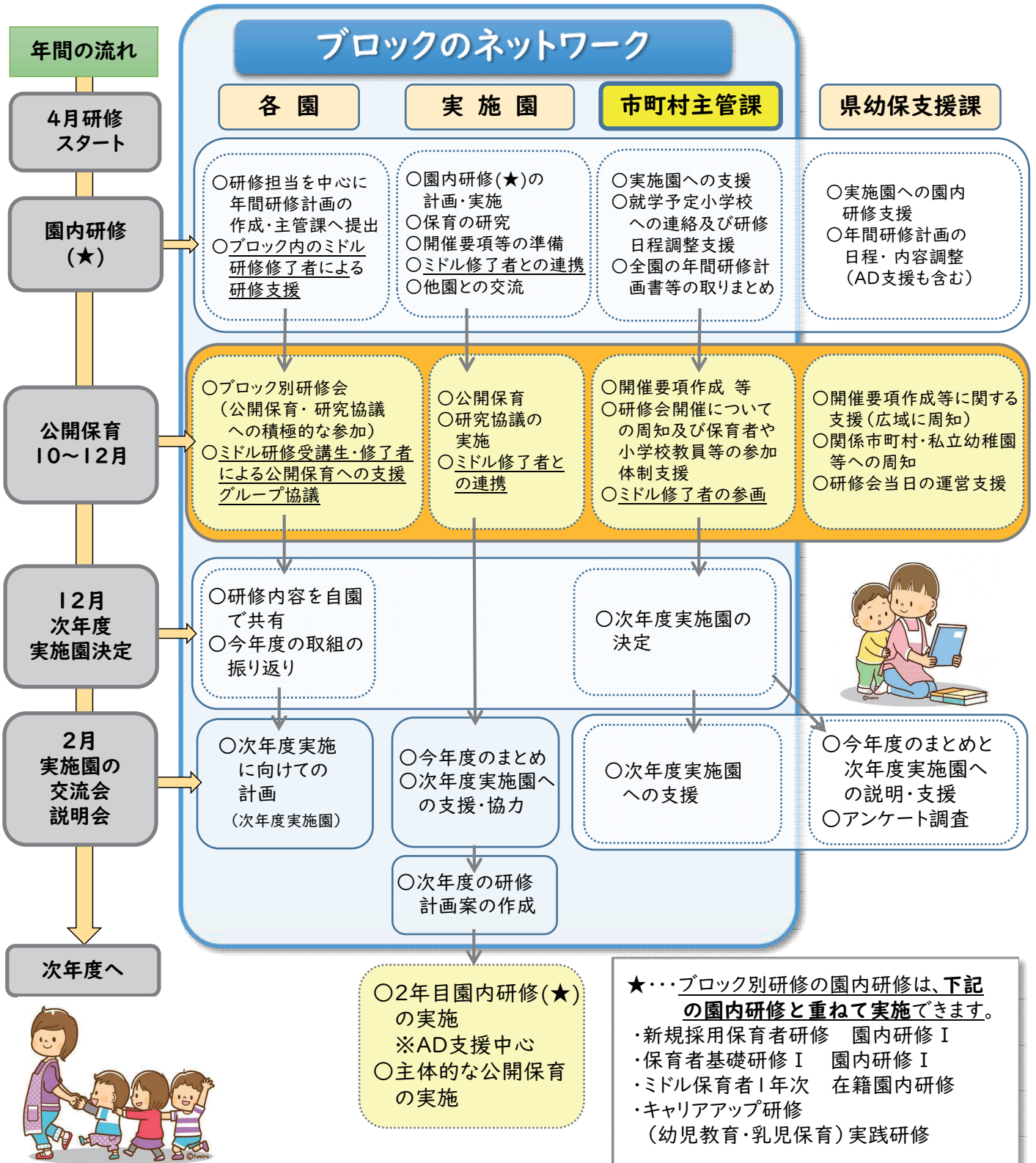
### ブロック交流会

- ◆ 内容
  - ・R8年度 実践報告と交流
  - ・成果・課題の 情報提供
  - ・ミドルリーダーの役割確認と 交流
- ◆ 参加者
  - ・1年目園
  - ・次年度1年目園
  - ・ミドルリーダー
  - ・その他参加 希望者

# ブロック別研修支援の流れ

## 【目的】

県内9ブロック(R7年度～)での「ブロック別研修会」の開催を通して、ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化を推進することにより、教育・保育の質の向上を図る。



## R7年度からのブロックの編成と輪番



No.	地区	輪番市町村							
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1	安芸郡東ブロック	奈半利町	室戸市	室戸市	田野町	北川村	室戸市	東洋町	室戸市
2	安芸郡西ブロック	安芸市	安田町	芸西村	馬路村	安芸市(公立)	安田町	安芸市(公立)	芸西村
3	香美香南ブロック	香南市	香美市	香南市	香南市	香美市	香南市	香南市	香美市
4	土長南国ブロック	土佐町	南国市	本山町	南国市	大川村	南国市	大豊町	南国市
5	高知ブロック	高知市(公立)	高知市(私立)	高知市(公立)	高知市(私立)	高知市(公立)	高知市(私立)	高知市(公立)	高知市(私立)
6	吾川高岡ブロック	いの町	土佐市	土佐市	いの町	日高村	仁淀川町	越知町	いの町
7	高幡北ブロック	須崎市	須崎市	佐川町	佐川町	梶原町	津野町	須崎市	須崎市
8	高幡南ブロック	黒潮町	四万十町	四万十町	中土佐町	四万十町	四万十町	黒潮町	四万十町
9	幡多ブロック	大月町	四万十市	宿毛市	四万十市	三原村	四万十市	土佐清水市	宿毛市

# 地域における保育の質向上のための体制整備事業

# 幼保支援課

## 事業概要

モデル地域(2地域)で自治体や保育者を主体とした保育の質の確保・向上を推進する体制づくりを行う。その際に、県教育センターで園内研修の支援者として学びを積んだミドル保育者研修受講者や修了者を中心とした、ブロック別研修実施園への支援や地域の保育を充実させるための公開保育等の企画・運営等の実施につながるよう、人材育成をし、活躍につなげる。

## 期待される効果

ミドルリーダーを中心としたブロック内における主体的な園内研修体制が構築され、組織的・計画的な教育・保育に取り組むことにより、地域の教育・保育の質の向上を図ることができる。

## 現状・課題

教育・保育の質の向上を図っていくためには、各園における園内研修や公開保育等の取組など、保育者が保育実践を互いに見合い、学び合う取組が重要である。しかし、外部の講師を招聘し、保育を見合っている園内研修を実施している園は6割にも至っていない。また、就学前の教育・保育施設は施設類型も様々であり、研修の在り方にもそれぞれ園に任されている。どの施設においても、保育の質向上に向けての学び合いが行えるためには、地域で保育の質の確保・向上を推進する体制の構築が必要である。また、体制の構築にあたっては、園内研修を支援したり地域の保育を充実させるための公開保育等の企画・運営等を行ったりする人材を育成する必要がある。

## 事業目標

研修の中核となるミドルリーダーが育ち、園内及び園や市町村を越えた研修や公開保育等の企画・運営を行うことにより、地域の教育・保育の充実が図られる。  
【目標数値】ミドルリーダーによるブロック別研修会の公開保育における企画・運営が行われた地域 2地域以上  
ミドルリーダーによる1年目園・2年目園への園内研修支援 100%

## R8年度・9年度

## モデル地域(2地域)による取組(例)

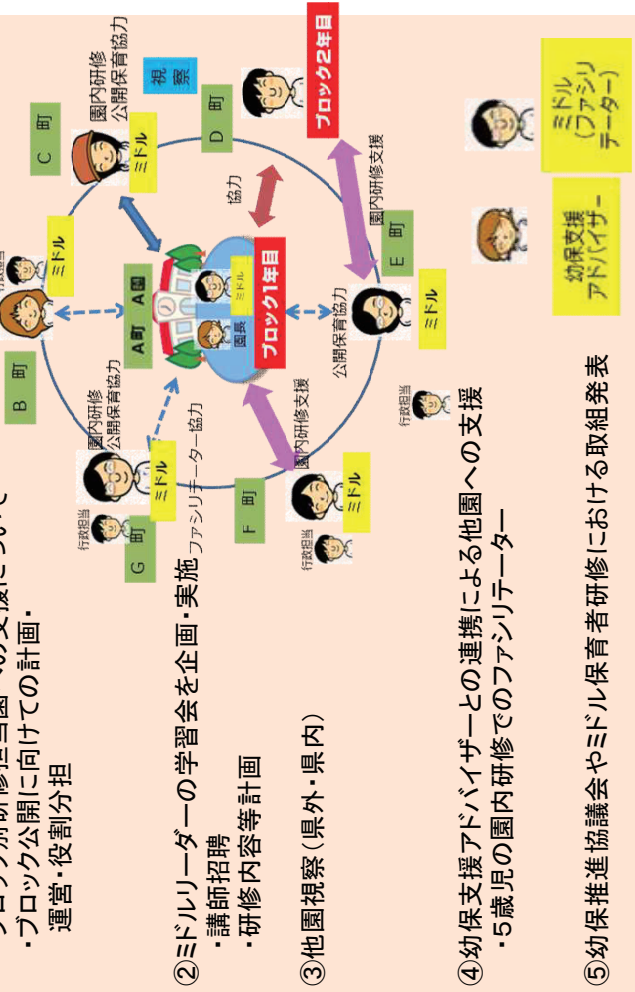
※ミドルリーダーとは、園内で研修主任等の役割をもち、園内研修の活性化を図るとともに、人材育成にも関わっている等の中核を担う人(教育センターのミドル研修修了者やミドル研修受講者等)

- ①ブロック単位でのミドルリーダーによる連絡会
  - ・自園の園内研修(保育を見合って)を実施するにあたっての情報交換
  - ・ブロック別研修担当園への支援について
  - ・ブロック公開に向けての計画・運営・役割分担
- ②ミドルリーダーの学習会を企画・実施
  - ・講師招聘
  - ・研修内容等計画
- ③他園視察(県外・県内)

ミドルリーダーを中核にとさらに地域の保育の質向上にむけた取組を活性化させるには



※R7~ミドルリーダー(ミドル保育者研修修了者)によるブロック別研修担当園(1年目)への支援の実施



④幼保支援アドバイザーとの連携による他園への支援  
・5歳児の園内研修でのファシリテーター

幼保支援アドバイザー  
ミドル(ファシリテーター)



# 園評価支援事業

# 幼保支援課

R8当初：234千円（一） 138千円  
 （R7当初：221千円（一） 111千円）

## 事業概要

園の経営方針や教育・保育目標を全教職員が共有し、教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践に向けたPDCAサイクルを構築できるよう「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用しながら、各園が行う園評価の取組を支援する。

## 期待される効果

園評価の手引きの活用により、各園の特性を生かした組織的・計画的な教育・保育の実施・改善が行われる。

## 現状・課題

保育所・幼稚園等においては、園の教育・保育活動とその他の園運営の状況について評価を行い、その結果に基づいて、園及び設置者等が園運営の改善を図ること、評価結果等を広く保護者や地域社会等に公表していくことが求められている。しかし、保育所等における園評価については、乳幼児期の教育・保育の特性から評価項目や評価指標の設定が難しい上、数値で評価することにも抵抗感が大きく、効果的な実施が難しい。

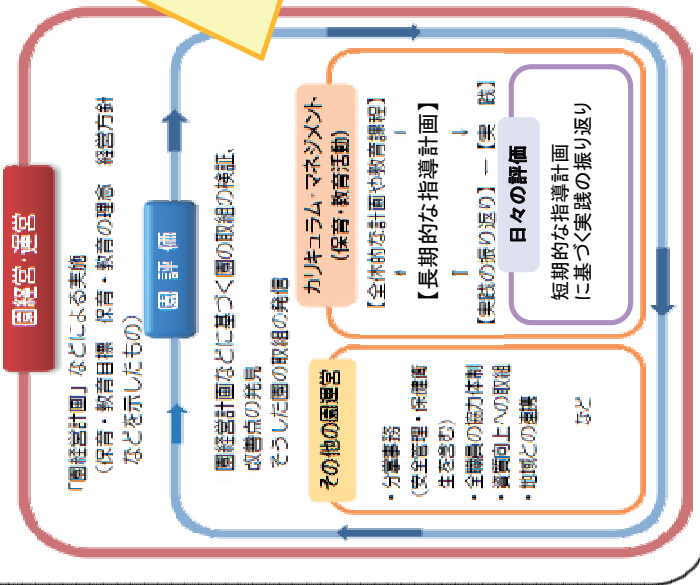
そこで、園評価の手引きをもとに、継続的な実施につなげていくため、活用にあたっての適切な助言や実践交流の場の設定ができるよう支援体制を整えることが必要である。

## 事業目標

○ 手引き等の活用による園評価実施率 100%

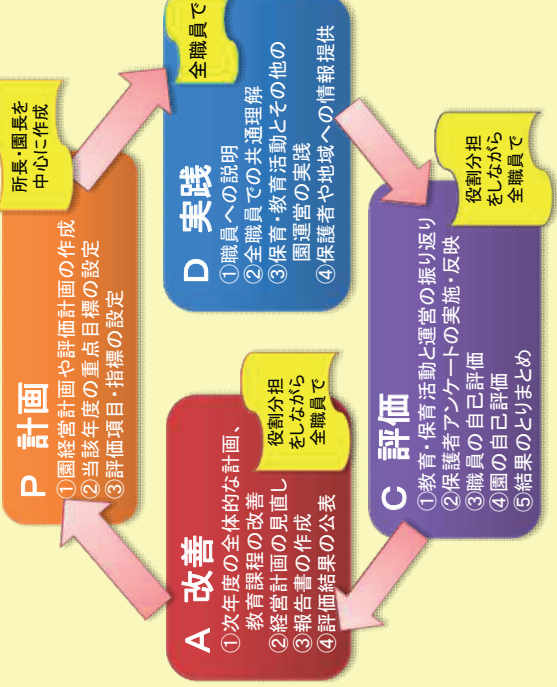


## 実施内容



## 園評価システムの構築

教育・保育活動とその他の園運営について評価を行い、その結果に基づいて改善を図るとともに結果を公表する、PDCAの流れを意識した取組



## 園評価の実施に向けた手引きの活用促進

- 園評価に関する研修(教育センター研修)
  - ・園評価計画や評価指標の立て方
  - ・園評価計画や報告書等の実践交流
- スーパーバイザーによる個別相談会
  - ・園評価計画の作成
  - ・重点目標・評価項目・評価指標の立て方
  - ・園評価結果のとりまとめ
  - ・園評価報告書の作成
  - ・園務分掌の作成
  - ・園経営計画の作成など



## 訪問支援

- ・園評価の仕組みの説明
- ・手引きの活用方法の説明
- ・園評価計画の確認・改善
- ・報告書の作成
- ・結果の公表の仕方
- ・園経営計画の確認など

# 保幼小連携・接続推進支援事業

## 事業概要

各市町村における保幼小連携・接続の取組を促進するため、「架け橋期のカリキュラムづくりのポイント」等を基にして、地域の実態に応じた架け橋期の教育の充実に向けた実践を支援する。

## 期待される効果

就学前の教育と小学校教育の円滑な接続を図ることにより、幼児期の学びを小学校へとつなげ、子どもたちの生きる力の基礎を育む。

R8当初：1,991千円 (一) 997千円  
 (R7当初：1,719千円 (一) 861千円)

## 保幼小連携

## 現状・課題

文部科学省から受託した幼児小の架け橋プログラム事業におけるモデル地域の取組を県内全域に発信することを通して、モデル地域の実践の深化だけでなく、その取組が県内の各市町村へと波及し始めている。学校種や設置主体の違いを越えて、幼児期の遊びの中の学びや生活について、共に考える機会を確保し、学校への引継ぎを意識した保育実践が、今後さらに求められる。その中で、国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や資質・能力を基に、幼児小が互いの実践への理解を深めることが重要である。取組の推進にあたっては、幼児小の施設間の橋渡し役となる各市町村主管課と協働し、それぞれ地域の実態に応じた支援を充実させることが必要となる。

## 事業目標

幼児期までに培ってきた資質・能力を土台として、主体的に自己発揮しながら、学びに向かうことができる児童の育成のため、就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。  
 ・保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている  
 ・小学校区数の割合(R8 85%)

## 実施内容

【文部科学省 幼児小の架け橋プログラム事業】  
 モデル地区 高知市立春野東小学校区

R元・2年度 → R3年度 → R4・5・6年度 → R7年度

保幼小連携・接続推進支援事業

年間計画をもとにした、子どもたちの資質・能力をつなぐカリキュラム編成・実施の周知・啓発

～ 架け橋期のカリキュラム作成・実施へ～

モデル3地域を中心とした取組  
 (田野町・越知町・黒潮町)

①組織的な取組への体制づくり	②保幼小の教職員連携を強化	③教職員の資質・指導力の向上	④評価による進捗状況の把握
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育委員会・保育士等関係者の理解促進・徹底</li> <li>○市町村(学校組合)教育委員会の指導事務担当者の学習会(接続推進の重要性について共有を図る)</li> <li>○取組の成果・課題のとりまとめ、市町村での共有事項の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交流活動</li> <li>○教職員の交流3回以上</li> <li>○幼児と児童の交流3回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教職員合同研修会・連絡会等の実施</li> <li>○公開保育・公開授業(協議を含む)を通して互いの教育への理解</li> <li>○幼児や児童の主体的な活動を重視した交流会の実施</li> <li>○架け橋期のカリキュラムの振り返りや合同教材研究会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育・保育実践の評価</li> <li>○園評価に関する研修(年間2回)や個別支援の業務</li> <li>○保幼小連携アセスメントや学校経営アセスメント等によるスタートカリキュラムの実践についての現状把握と評価</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆スタートカリキュラムに係る授業の訪問指導</li> <li>○全ての園が公開保育による園内研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆連携・接続に関する研修の実施</li> <li>○園内研修・スタートカリキュラムに係る授業等の指迷・助言</li> <li>○架け橋プログラムの開発</li> <li>○架け橋DVD制作と取組発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保幼小連携アセスメント等の活用を周知し、広げる</li> <li>○架け橋プログラムの目的や取組の周知</li> <li>○互いの教育の理解、教育(保育・授業)の充実に向けた研修の充実</li> <li>○アセスメントによる支援</li> <li>○架け橋DVDの活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育・保育実践の評価</li> <li>○架け橋期のカリキュラムの振り返り</li> <li>○学校経営計画を基にした架け橋プログラムの取組の現状把握</li> <li>○架け橋プログラムの実施状況アンケート調査(市町村、学校、園)の実施と情報提供</li> </ul>

県内全域で架け橋プログラムの推進

全市町村における保幼小連携・接続のさらなる充実へ

## 教育・保育の質の確保・向上

## 年間計画例



# 保幼小連携・接続（架け橋プログラム）の充実に向けて

## こんなこと、困っていませんか

保育主管課・教育委員会



- ・幼保小の架け橋プログラムについて知りたいな
- ・保育者と教職員合同の研修会を開催したいな
- ・架け橋期のカリキュラムはどのように作成したらいいの
- ・作成した架け橋期のカリキュラムを実践に生かすにはどうしたらいいのだろう 等

- ・小学校の先生と保育を見合って、協議を深めたいな
- ・小学校教育とどんなつながりあるか学びたいな
- ・架け橋期のカリキュラム作成について学びたいな
- ・架け橋期のカリキュラムを実践に生かしたり、改善したりしたいな 等

保育者



小学校教員

- ・幼児期にはどのような学び方をしているのかな
- ・幼児期の学びを生かした小学校教育ってどのように進めるのかな
- ・架け橋期のカリキュラムの作成をどのように進めたらいいかな
- ・保育者と一緒に交流活動計画を作成したいな 等

幼保支援課では、保幼小連携・接続の充実に向けて、各市町村に応じた研修内容について一緒に考えることができます。上記のような悩みがありましたら、当課までお気軽にご相談ください。

令和8年度の研修申込は、**高知県電子申請サービス**にて行います

- ◆本資料P.39を参照
- ◆当課ホームページから申込み可能です

具体的な研修の内容は、  
下記の研修内容例を参考にしてください

### 研修内容例

- 架け橋プログラムの概要や取組について
- 幼児教育の特性理解について**
  - ・幼児期の経験を踏まえた小学校教育の在り方について
  - ・小学校を見通した幼児教育の在り方について
- めざす子ども像やカリキュラムの作成
- 公開保育・公開授業・交流活動などの支援（アドバイザー派遣等）**
  - ・公開保育や研究授業の際の協議の進め方や参観の視点について
  - ・交流活動の計画の立て方（ねらいや内容について）
- 市町村主管課の関わり方について 等

市町村や各校区で計画的に保幼小連携・接続の取組の充実を図ることができるよう、**年度当初に『架け橋プログラム年間計画』**を校区の幼児教育施設と小学校で**一緒に作成**することがおすすめです。

#### 4 「子どもをまんなかにして互いの教育内容を話し合う」取組開始

すでに実施している会を利用しましょう。

(1) 校区内の「めざす子ども像」とそこに向けた0歳児からの「育みたい力」を決める ※すでにあるところは確認し、共有する

- 校区内の子どもの「よさ」と「課題」を出し合い、**どのような子どもを育てたいか**「めざす子ども像」を決める（すでにあれば確認と共有）
  - ・市町村の方針や園・小学校の教育目標、子どもの実態、保護者や地域の願いなどを踏まえて決める
  - ・コミュニティスクールの「めざす姿」など既存のものを活用することも可能
- 「めざす子ども像」に向けた**0歳児から育みたい力**を決める（すでにあれば確認と共有）
  - ・「めざす子ども像」に向け、各年齢（0歳児～5歳児～1年生～6年生…）ではどのような資質・能力を育むのかを出し合い、決めていく。
  - ※0から18歳（12歳）までを見通した学びの連続性にも配慮する

- ・学校運営協議会
- ・保幼小連絡会
- ・校区内保幼小合同研修
- ・授業研究
- ・園内研修への参加（協議も含む）
- ・交流活動などの打合せ実施・振り返りの会
- ・一日入学の振り返りの会
- ・引き継ぎ会

(2) 互いの教育内容を話し合う **ここが重要**

まずは、取組の「年間計画」を作成する

- 教育内容や指導方法を伝え合い、幼児期の学びが小学校の学習にどのようにつながっているか互いに理解を深める
  - ・校内研修・園内研修の相互参加などにより、実際の子ども姿の事例を通して話し合うこと
  - (例) 5歳児の園内研修に小学校が保育参観・協議まで参加しアドバイザー等を招いて子どもの姿を通して話し合う
    - ・共通の教材（「夏の遊び」「秋の遊び」「数量や図形」「言葉」等）を題材にして、子どもの姿から共通点や相違点等を話し合う
- 「めざす子ども像」に向けて、子どもたちに必要な「園での活動や経験」（指導計画等）や「単元構成等」（教育課程等）は何か、**共通の視点をもって話し合う**

(3) 話し合いを踏まえて「架け橋期（5歳児～小1の2年間）のカリキュラム」を協働して作成する

- これまでの話し合いや実践を踏まえて、事務局が中心となって(2)を繰り返しながら、「架け橋期のカリキュラム」に落とし込む

モデル地域の「架け橋期のカリキュラム」を活用しつつ、園と小学校が協働して、「架け橋期のカリキュラム」を作成することもできます。

カリキュラム完成

保幼小連携・接続についての様々な資料を幼保支援課ホームページに掲載しています



## 幼稚園教育理解・発展推進事業【幼児教育研究協議会1・2期】

## 幼保支援課

R 8当初：370千円（－）370千円  
R 7当初：370千円（－）370千円

### 事業概要

幼稚園教育要領に加え、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等、幼児教育に関する内容、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図る。（文部科学省事業）

### 期待される効果

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の内容や、教育・保育に関する専門的な講義・研究協議等を行うことにより、教育・保育に関する理解が深まり、さらなる質の向上につながる。

### 現状・課題

幼児教育は、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っている。そのため、保育者には社会環境の変化等に伴う課題に対応する能力が必要とされており、資質及び専門性のさらなる向上を図ることが求められる。

### 事業目標

- 協議主題及び視点に基づいて各園が研究を深めることにより、組織的な研修を継続的に実施し、教育・保育のさらなる質の向上を図る。

【目標数値】 研究協議会（実施後）アンケート  
「実践発表や分科会等が参考になった」100%

### 実施内容

#### 国との連携

中央協議会（文部科学省）  
都道府県協議会の  
研究成果について協議

#### 幼児教育研究協議会1期

（オンデマンド配信）

- 幼児教育研究協議会2期に向けて協議主題の解説
- 前年度中央協議会の報告
- 幼児教育にかかる情報の提供

#### R8年度 高知県協議主題

〈協議主題1〉  
指導と評価に生かす記録について  
〈協議主題2〉  
幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について

#### 幼児教育研究協議会2期

- 協議主題別実践発表  
（1分科会につき代表1園程度）
- 県外講師による講話
- 協議主題に基づく分科会



# 幼児教育関連資料

幼稚園教育要領解説



保育所保育指針解説



幼保連携型認定こども園  
教育・保育要領解説

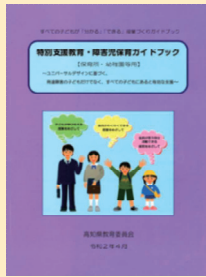


【高知県教育委員会関連】 → 全てホームページに様式等を掲載しています（今後掲載もあり）

指導計画・園内研修  
の手引き【改訂版】  
(令和2年3月配付)



特別支援教育・保育  
ガイドブック  
(令和2年5月配付)



高知県教育・保育の  
質向上ガイドライン  
(令和4年3月配付)



高知県架け橋プログラム  
実践ガイドブック  
(令和7年3月配付)



保育所・幼稚園等における  
園評価の手引き  
(平成31年3月配付)



【人権教育関連】

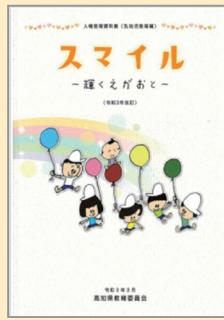
高知県人権施策  
基本方針・第3次改訂版



高知県人権教育  
推進プラン（改訂版）



スマイル  
～輝くえがおと～



【防災教育・保育】

防災マニュアル  
作成の手引き



架け橋 DVD



高知県人権教育推進プラン  
(令和2年4月配付)

『スマイル』(令和3年3月改訂)

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/smile.html>

乳幼児期の教育・保育  
学びの芽

【特別支援教育関連】

すべての子どもが「分かる」「できる」  
授業づくりガイドブック



「発達障害等のある幼児児童生徒の支援をつなぐ就学児引き継ぎシート・支援引き継ぎシート」(平成25年高知県教育委員会)資料もあります

【文部科学省関連】

幼稚園教育指導資料

- ・幼児理解に基づいた評価 平成31年3月
- ・指導と評価に生かす記録 令和3年10月
- ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 令和3年2月
- ・園児が心を寄せる環境の構成(内閣府・厚労省共同編集) 令和4年3月

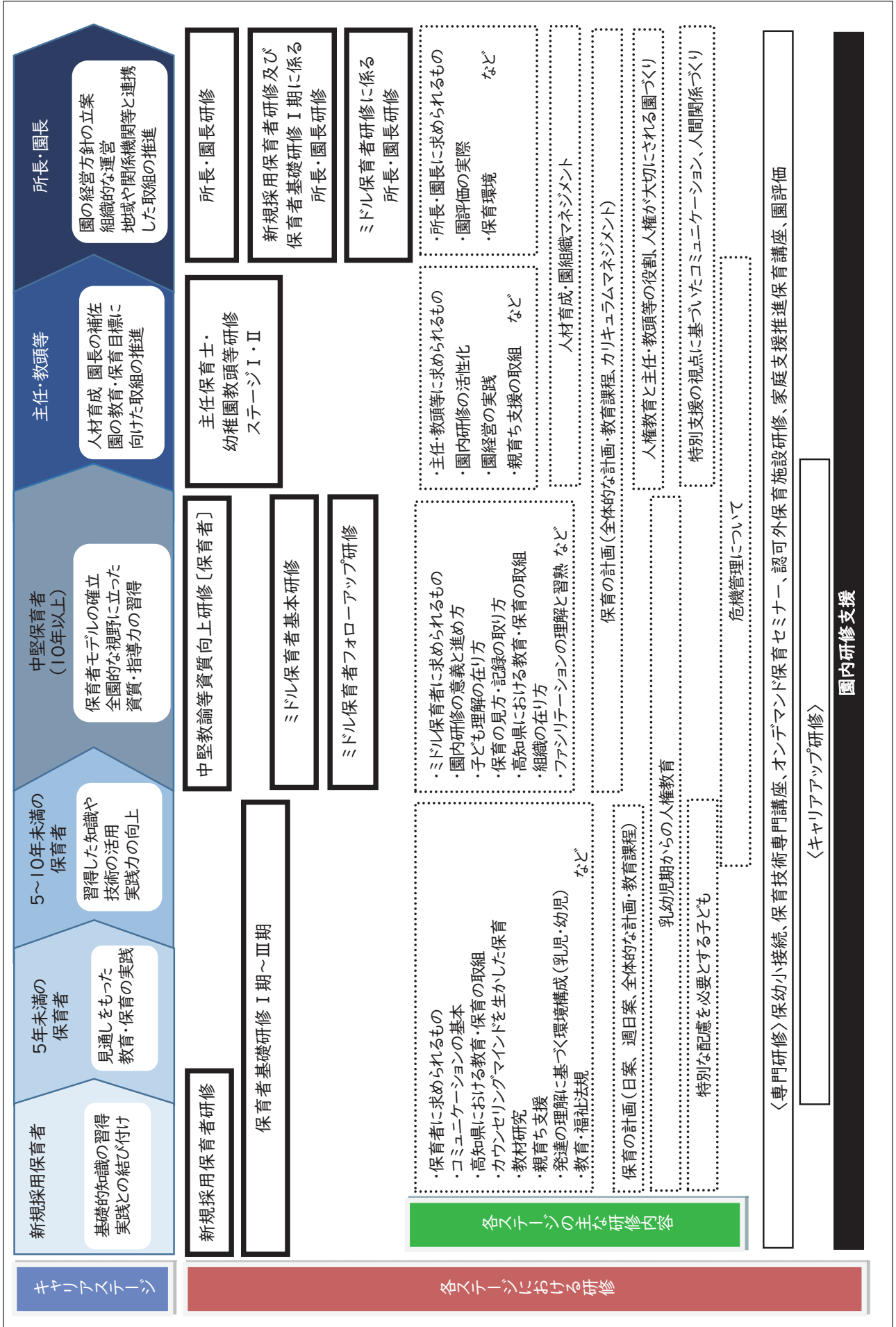




## 教育センター所管の研修について



# 幼保研修 研修体系



## 幼保研修 対象者一覧(★がついている研修は、キャリアアップ研修と重ねて開催)

	研修名	対象者	日数	定員
基礎 ステージ	新規採用保育者研修	令和8年度新規採用保育士・幼稚園教諭・保育教諭	7	105
	保育者基礎研修Ⅰ期	令和3年度～令和7年度までに新規採用保育者研修を受講していない保育士・幼稚園教諭・保育教諭	6	
	保育者基礎研修Ⅱ期	令和3年度～令和7年度までに新規採用保育者研修、保育者基礎研修Ⅰ期を受講した者	6	80
	保育者基礎研修Ⅲ期★※1	令和3年度～令和7年度までに保育者基礎研修Ⅱ期を受講した者	6	80
中堅 ステージ	中堅教諭等資質向上研修 〔保育者〕	この研修を実施する前年度に在職期間が9年となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭	7	20
	ミドル保育者 基本研修	ステージⅠ	令和8年度は募集しません	7
		ステージⅡ	令和7年度ステージⅠの受講者	
ミドル保育者フォローアップ 研修	平成25年度から令和7年度までにミドル保育者研修2年次を修了した者	4	各 30 ※2	
管理職 ステージ	主任保育士・幼稚園教頭等 研修ステージⅠ	保育所の主任保育士、幼稚園の主任・教頭、認定こども園の副園長等及び所長・園長が推薦した者 ※主任保育士・幼稚園教頭等研修を修了し部分受講を希望する者	3	50
	主任保育士・幼稚園教頭等 研修ステージⅡ	令和3年～令和7年度に主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ、キャリアアップ研修⑧⑨マネジメントの修了者 ※主任保育士・幼稚園教頭等研修を修了し部分受講を希望する者	2	50
	所長・園長研修	保育所の所長、幼稚園の園長、認定こども園の園長等 ※令和8年度登用及び未受講の所長・園長は全日程の受講対象者 ※上記以外の所長・園長については部分受講を希望する者	3	40
	新規採用保育者研修及び 保育者基礎研修Ⅰ期に係る 所長・園長研修	新規採用保育者研修及び保育者基礎研修Ⅰ期の受講者が所属する保育所・幼稚園・認定こども園等の所長・園長等	1回	105
	ミドル保育者研修に係る 所長・園長研修	保育所・幼稚園・認定こども園の所長・園長等 ミドル保育者研修受講者が所属する園の所長・園長等	半日	60
	保幼小接続に関する研修 Ⅰ～Ⅲ期★	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校・中学校・義務教育学校の管理職・教員、市町村等の指導主事等	3	各 200 ※2
専門 研修	保育技術専門講座Ⅰ～Ⅴ★	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、会計年度任用職員、その他保育関係者等	5	各 150
	家庭支援推進保育講座 Ⅰ・Ⅱ期	家庭支援推進保育士、親育ち支援(子育て支援)担当者保育士、幼稚園教諭、保育教諭、会計年度任用職員、その他市町村担当者、要対協関係者等	2	各 100
	園評価に関する研修	保育所・幼稚園・認定こども園等の所長・園長等、市町村担当者等、幼児教育関係者等、養成校の教員	半日	50
	認可外保育施設職員研修	事業所内保育施設を含む認可外保育施設の職員	1	50
	オンデマンド保育セミナー Ⅰ・Ⅱ	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、会計年度任用職員、その他保育関係者等	2回	なし

※ 公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園は、新規採用保育者研修から始まる3年間の基礎研修と中堅教諭等資質向上研修〔保育者〕は悉皆研修です。

※1 保育者基礎研修Ⅲ期を受講の方は、キャリアアップ研修①乳児保育②幼児教育のいずれかと重ねて受講することができます。

※2 公開保育・公開授業を伴う研修回は、人数制限を行う場合があります。

# 令和8年度 高知県キャリアアップ研修予定 一覧

※太枠・色掛けの研修は、高知県教育委員会事務局幼保支援課担当

	月	日	曜	時間	研修内容	会場	研修担当課	
①乳児保育	I	6	30	火	9:30~16:30	<b>保育者基礎研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・乳幼児期からの教育・保育 ・子ども理解と指導計画 ・保育に生かす記録の取り方 ・発達障害等の理解と支援	新来島高知重工ホール (県民文化ホール) (グリーン)	教育センター
	II	8月~12月 ※日程は後日調整			9:00~16:30	・公開保育 ・園内の保育士等による研究協議 ・幼保支援スーパーバイザー及びアドバイザーによる受講者への個別指導	受講者の 所属保育所等	幼保支援課
	III	I	25	月	9:30~12:00	<b>保育者基礎研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・乳幼児期からの人権教育 ・保育の計画と保育実践の振り返り	教育センター	教育センター
②幼児教育	I	9	2	水	9:15~16:30	<b>保育者基礎研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・学級経営について ・発達の理解に基づく環境構成(幼児) ・幼児期の教育・保育について	教育センター	教育センター
	II	9月~12月 ※日程は後日調整			9:00~16:30	・公開保育 ・園内の保育士等による研究協議 ・幼保支援スーパーバイザー及びアドバイザーによる受講者への個別指導	受講者の 所属保育所等	幼保支援課
	III	I	25	月	13:00~16:30	<b>保育者基礎研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・保育の計画と保育実践の振り返り ・保幼小接続について	教育センター	教育センター
③障害児保育 [特別支援教育]	I	オンデマンド				・障害の理解 ・障害児保育の環境 ・障害児の発達と援助 ・過程及び関係機関との連携 ・障害児保育の指導計画、記録及び評価		委託業者
	II							委託業者
	III							委託業者
④食育・アレルギー	I	オンデマンド			・栄養に関する基礎知識 ・食育計画の作成と活用 ・アレルギー疾患の理解 ・保育所における食事の提供ガイドライン ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン		委託業者	
	II						委託業者	
	III						委託業者	
⑤保健衛生 ・安全対策	I	オンデマンド			・保険計画の作成と活用 ・事故防止及び健康安全管理 ・保育所における感染症対策ガイドライン ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン		委託業者	
	II						委託業者	
	III						委託業者	

研修分野	月	日	曜	時間	研修内容	会場	会場	
⑥保護者支援 ・子育て支援	I		オンデマンド		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>・保護者に対する相談援助</li> <li>・地域における子育て支援</li> <li>・虐待防止</li> <li>・関連機関との連携、地域資源の活用</li> </ul> などの内容をⅠ・Ⅲ期に分けて実施	新来島高知重工ホール (県民文化ホール) (グリーン・ 第6多目的室)	委託業者	
	II	9	11	金	9:30~ 17:00	<b>親育ち支援講座</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園等における親育ち支援 ～支援の基本的な考え方と大切にしたいこと～</li> <li>・親育ち支援力を高める</li> <li>・親育ち支援の研修計画に基づいた情報交換</li> </ul>	高知会館	幼保支援課
	III		オンデマンド		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>・保護者に対する相談援助</li> <li>・地域における子育て支援</li> <li>・虐待防止</li> <li>・関連機関との連携、地域資源の活用</li> </ul> などの内容をⅠ・Ⅲ期に分けて実施	新来島高知重工ホール (県民文化ホール) (グリーン)	委託業者	
A小学校との接続 (申込様式では 分野番号A)	I	7	21	火	13:00~ 16:30	<b>保幼小接続に関する研修Ⅱ期と重ねて実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの学びをつなぐ連携・接続の在り方</li> </ul>	新来島高知重工ホール (県民文化ホール) (グリーン)	教育センター
	II	8	25	火	9:00~ 16:30	<b>幼児教育研究協議会Ⅱ期と重ねて実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践発表</li> <li>・グループ協議</li> </ul> <b>&lt;協議の視点&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導と評価に生かす記録について</li> <li>・幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について</li> </ul>	高知会館	幼保支援課
	III	1	29	金	13:10~ 16:30	<b>保幼小接続に関する研修Ⅲ期と重ねて実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・架け橋プログラムの取組</li> <li>・保幼小連携・接続の取組について</li> </ul>	教育センター	教育センター
⑦保育実践	I	8	20	木	13:00~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅱと重ねて実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期の運動指針</li> <li>・身体を使った遊び</li> </ul>	南国市立 スポーツセンター (メインアリーナ)	教育センター
	II	9	3	木	13:30~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅲと重ねて実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県の読書活動の現状等</li> <li>・絵本の果たす役割</li> </ul>	新来島高知重工ホール (県民文化ホール) (グリーン)	教育センター
	III	10	28	水	13:30~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅳと重ねて実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころを育む保育環境</li> </ul>		教育センター
	IV	1	30	土	9:30~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅴ及び認可外保育施設職員研修と重ねて実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者のまなざし</li> <li>・乳幼児期の発達と遊び</li> </ul>	教育センター	教育センター
⑧マネジメント	I		オンデマンド		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメントの理解</li> <li>・リーダーシップ</li> <li>・組織目標の設定</li> <li>・人材育成</li> <li>・働きやすい環境作り</li> </ul>		委託業者	
	II		オンデマンド				委託業者	
	III		オンデマンド				委託業者	

### 3 親育ち支援



令和8年度 親育ち支援研修及び支援一覧

事業名	研修名	実施主体	研修日程等	実施場所	受講者・対象	事業概要
親育ち支援啓発事業	保育者研修 *保育所・幼稚園等での研修 *中町村単位の研修	実施園 市町村主管課	保育所・幼稚園等または市町村からの電子申請サービスからの申込等により実施	実施園 市町村等	保育士・教員・保育教諭等	親育ち支援についての理解を深め、保護者への関わり方や支援力の向上を図るため、各園の実態や課題に即した保育者研修を実施する。
	保護者研修 *保育所・幼稚園等での研修 *就学時健診での講話	実施園 市町村教育委員会	保育所・幼稚園等または市町村からの電子申請サービスからの申込等により実施	実施園 市町村 小学校等	保育所・幼稚園・小学校等の保護者	良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるため、保育所・幼稚園等において、講話やワークショップを行う。
	保護者の一日保育者体験	実施園	園内で計画し実施	実施園	保育所・幼稚園等の保護者	子どもの育ちや保育に関する保護者の理解を深めるため、保育所・幼稚園等を利用する保護者に一日や半日で保育者体験を実施する。
	親育ち支援講座	I 幼保支援課	7月17日(金) 高知会館		保育士・教員・保育教諭等	保育者の親育ち支援力の向上を図るため、親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等について、講義・演習を行う。
	ネットワークを広げよう! 親育ち支援担当の在り方	I 幼保支援課	5月15日(金) 高知会館		各園の親育ち支援担当者 (経験年数1・2年)	親育ち支援担当者が自園における研修計画に基づいて、親育ち支援が計画的・継続的に行われるよう講義・演習を行うことにより、自園の親育ち支援実践力の向上を図る。
		II 幼保支援課	1月22日(金) 高知会館			
親育ち支援保育者スキルアップ事業	親育ち支援地域別交流会 (県下6地域)	市町村主管課 幼保支援課	※会場は未定 東部1グループ 7月24日(金) 東部2グループ 7月22日(水) 中部1グループ 7月29日(水) 中部2グループ 9月4日(金) 中部3グループ 7月2日(木) 西部1グループ 7月9日(木)	※会場は未定 東洋町 芸西村 南国市 仁淀川町 須崎市 宿毛市	各市町村の親育ち支援地域リーダー・各園の親育ち支援担当者(経験年数3年以上)・保育士・教員・保育教諭等	保育所・幼稚園等の親育ち支援体制の充実及び親育ち支援力の向上を図るため、近隣の市町村において親育ち支援地域リーダーや親育ち支援担当者等と協働し、親育ち支援実践力の向上を図る。 〈東部地区〉 1グループ：室戸市、東洋町、茶平利町、田野町、安田町、北川村 2グループ：安芸市、香南市、馬路村、芸西村 〈中部地区〉 1グループ：香南市、南国市、本山町、土佐町、大豊町、大川村 2グループ：高知市、いの町、仁淀川町、土佐市、日高村 3グループ：須崎市、中土佐町、佐川町、越知町、津野町、四万十町 〈西部地区〉 1グループ：四万十市、黒潮町、宿毛市、土佐清水市、三原村、大月町
基本的な生活習慣向上事業	親育ち支援地域リーダー研修会	幼保支援課	2月16日(火) 教育センター		各市町村の親育ち支援地域リーダー	各市町村の親育ち支援体制の充実を図るため、それぞれの市町村の親育ち支援地域リーダー等が一堂に会し、地域の特徴や課題を踏まえた取組・研修の在り方について協議を行う。
	基本的な生活習慣に関する学習会及び取組	保育所・幼稚園等	5月～6月頃 基本的な生活習慣に関する保護者用ハンフレット配付時に学習会を実施	保育所・幼稚園等	保育所・幼稚園等の3歳児保護者	幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての理解を促進し、子どもたちの健やかな育ちにつなげるために、保育所・幼稚園等が、基本的な生活習慣の定着を促す取組を実施する。 ・基本的な生活習慣の取組状況調査の実施(6月・11月) ・基本的な生活習慣の取組状況調査の実施(7月)
親育ち支援推進地域モデル事業	保育者研修(園内・市町村)	指定園及び指定地域園 市町村主管課	親育ち支援年間計画をもちに 幼保支援課へ依頼し実施	指定園及び指定地域	指定園及び指定地域園の保育士・教員・保育教諭等	
	保護者研修(園内・市町村)	指定園及び指定地域園 市町村主管課	園内で計画し実施	指定園及び指定地域園の保護者		高知県が目指す「保護者とともに特に育みたい資質・能力(5つの資質・能力)」の考え方をもちに、保護者が子どもや保護者の見方を促す直す力をつけることともに、各市町村で継続的・継続的に親育ち支援に取組む体制づくりができてきた地域で実践し、その成果を県内全域に広げることが目指す。
県外視察研修		幼保支援課	7～8月頃予定	県外	指定園の親育ち支援担当者 保育士・教員・保育教諭等	

# 親育ち支援推進事業等全体概要

# 幼保支援課

R8当初：8,613千円（一）4,240千円  
 （R7当初：6,036千円（一）4,104千円）

## 事業概要

保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深め、子育てに対する自覚や意欲を高められるよう、保護者や保育者への支援等を実施する。

## 期待される効果

保育所・幼稚園等の親育ち支援体制を充実させ、親育ち支援力の向上を図る。こうした取組を推進することにより、親の子育て力の向上を図り、子どもの健やかな育ちにつながる。

## 現状・課題

家庭や地域における生活環境の変化や核家族化、厳しい経済状況等を背景に、子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱えたりする保護者が増えていることから、日常的・継続的に親育ち支援を行っていくことが必要である。

## 事業目標

- 管理職のリーダーシップのもと、親育ち支援担当者を中心にチームとして計画的・継続的に親育ち支援に取り組んでいる。
- ◆親育ち支援年間計画の作成率 85%
- 望ましい生活習慣の確立に向けて園や家庭で継続的に取り組んでいる。
- ◆午後10時までに寝る幼児（3歳児）の割合：95%以上

## 実施内容

### ■親育ち支援保育者スキルアップ事業

- ◆親育ち支援講座（中部会場2回）  
親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等について、キャリアに応じた講義・演習を行うことにより、保育者の親育ち支援力の向上を図る。
- ◆ネットワークを広げよう！  
親育ち支援担当の在り方（中部会場Ⅰ・Ⅱ期）  
各園の親育ち支援担当者が役割を自覚し、作成した親育ち支援年間計画に基づいて親育ち支援が計画的・継続的に行われるよう講義・演習を行い、各園の親育ち支援実践力の向上を図る。
- ◆親育ち支援地域別交流会（6地域1回）  
親育ち支援地域リーダーを中心に各園の親育ち支援担当者等が集まって近隣の市町村の園とネットワークをつくり、自園や地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実を図る。
- ◆親育ち支援地域リーダー研修会（1回）  
親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネート力の向上を図り、リーダー同士の交流を深めることにより、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につながる。

### ■親育ち支援推進地域モデル事業

親育ち支援をさらに県内全域に広げるため、親育ち支援推進モデル地域の園を中心に、保護者の「子育て力」と保育者の「親育ち支援力」を高められるよう、園や市町村を支援する。

- ◆園における親育ち支援の充実
- ◆市町村における親育ち支援の発展
- ◆親育ち支援事例研の実施
- ◆保護者の保育者一日体験の実施
- ◆親育ち支援実践の発信

## 子どもたちの健やかな育ち

### 親育ち支援力の向上

- 保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組む体制の充実

### 親の子育て力の向上

- 良好な親子関係の構築
- 基本的な生活習慣についての理解と定着



保護者と園の相互理解の促進  
園と家庭との連携

### ■親育ち支援啓発事業〈園内研修支援〉

保育者の日常的な親育ち支援力向上、園や市町村が行う子育て力向上のための取組を支援する。

- ◆保育者研修
  - 園や市町村におけるニーズや課題に応じた研修
  - 市町村単位の合同研修・園内研修・親育ち支援担当者等
- ◆保護者研修
  - 親育ち支援アドバイザー等による保護者や園のニーズ、課題に応じた講話やワークショップ等
  - 就学時健診等
  - 保護者会、PTAを対象とした研修
- ◆幼児教育・親育ち支援啓発動画配信

### ■基本的な生活習慣向上事業

乳幼児期からの望ましい生活習慣や保護者の関わり的重要性について理解を促進し、基本的な生活習慣の定着と家庭教育の充実を促す

- ◆3歳児保護者向けパンフレットの配付、指導者用手引きを活用した園の学習会の実施支援
- ◆5歳児保護者向けパンフレットの配付、指導用DVDの活用（就学時健診時）
- ◆基本的な生活習慣取組強調月間の推進

## 親育ち支援啓発事業

## 幼保支援課

R8当初：1,926円（一）1,363千円  
（R7当初：1,904円（一）1,346千円）

### 事業概要

### 期待される効果

- ◆ 保育者研修  
保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的な親育ち支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。
- ◆ 保護者研修  
良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話等を行い、保護者の子育て力の向上を図ると共に、子育てのポイントを解説した動画の配信等、より多くの保護者に支援を届けるための環境を整える。

- ◆ 保護者への支援方法や親育ち支援の具体的な取組についての理解が深まり、各園で個々の保護者に応じた支援が充実する。
- ◆ 良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、子どもにも適切な関わり方をしようとする。

### 現状・課題

- ◆ 保育者研修  
・親育ち支援の必要性についての理解は進んできたが、若年保育者の増加や家庭環境の多様化により、家庭に合わせた適切な支援が計画的に行われていない現状がある。また組織的・計画的な取組には、就学前教育・保育の実施主体である市町村と連携し支援に取り組む必要がある。このため、保育所・幼稚園等において、組織的・計画的かつ継続的な親育ち支援が行えるよう、市町村と共に園の親育ち支援力を高めることが必要である。
- ◆ 保護者研修  
・核家族化や厳しい経済状況等を背景に子どもにも向き合う余裕がなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりしている保護者が多くいる。また保護者の生活習慣の乱れが子どもたちの基本的な生活習慣の未定着につながっているケースもある。このため、良好な親子関係や子どもへの関わり方、子どもの育ちについて保護者の理解を深めることが必要である。
- ・各園の親育ち支援担当者を中心として作成された親育ち支援年間計画をもとに、保護者の実態に応じた取組が園で実施される必要がある。

### 事業目標

- 各園において、市町村や親育ち支援地域リーダーと連携したり、親育ち支援担当者を中心として組織的に取り組んだりして、親育ち支援力の向上のために計画的に取り組んでいる。

◆ 親育ち支援年間計画の作成率：85%

### 実施内容

子どもたちの  
健やかな成長

良好な親子関係の  
構築

園の親育ち支援力の向上

組織的・計画的・継続的な取組

### 保育者研修

- 園内での研修
- 市町村単位の合同研修
- 親育ち支援担当者研修

- ★講話  
・乳幼児期に大切にしたいこと(5つの資質・能力)  
・保護者との信頼関係を築くには  
・子どもの育ちを保護者に伝えるには  
★ワーキングショップ  
・保護者への声かけや相談の聞き方などを体験的に学ぼう  
・子どもの育ちを保護者にわかりやすく伝えよう  
・乳幼児期からの人権教育ワーキングショップ  
★事例研修

### 保護者研修

- 園内での研修
- 就学時健診での講話
- 保護者会・PTAを対象とした研修

- ★講話  
・子どもの健やかな成長のためにきょうだいとの関わり  
・叱ること、ほめること  
・基本的な生活習慣について  
・小学校入学に向けて  
★ワーキングショップ  
★一日保育者体験  
★就学時健診

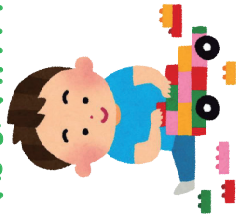
### 動画配信

- すくすくリズムで元氣もりもり！
- 課長が行く！
- みんななな幼稚園
- みんなあな知っちゃう？親育ち支援ってなに？
- パパの  
子育て座談会
- 親子で遊ぼう！  
シリーズ  
(シヨート動画)
- 子育てに役立つ  
シリーズ  
等

# 高知県の保護者とともに特に育みたい資質・能力

子どもの心の発達には順序があり、  
周りの大人との十分な関わりの中で  
ゆっくりと育まれていきます

ほくはほくでいいんだ  
ほくはほくがスキ！



## ③十分な自己発揮と 他者の受容による 自己肯定感の獲得

心があったかい  
生まれてきてよかった



## ②人に対する 基本的信頼感の獲得

大切に養育され、  
甘えを受け止めてくれる  
大人がいることで、  
自分の周りは信じられる  
と感じられる感覚

- ・周りの大人がたくさん  
笑顔を見せる
- ・声をかける
- ・スキンシップをとる

くっついていると  
安心するなあ



## ①愛着の形成

特定の人との間に  
生まれ、情緒的な  
結びつき  
不安を感じたときに、  
この人がいれば安心と  
感じられること

- ・子どものサインに  
気付き、欲求を満たす
- ・安心できる環境を  
つくる

清潔にすると  
気持ちがいいな



## ④基本的生活習慣の 形成

バランスのとれた食事、  
十分な睡眠、  
適度な運動などの  
基本的生活習慣に  
ついての行動の意味を  
子どもが理解し、  
必要感をもって  
行うこと

- ・子どものペースを  
大切に  
大切にする
- ・やりたいという  
思いを大切に

友だちっていいな  
楽しいな！



## ⑤道徳性や規範意識 社会性の芽生え

友だちといるいろな  
体験を重ねながら、  
してよいことや  
悪いことが分かったり、  
友だちの気持ちに  
共感したり、相手の  
立場に立って行動  
しようとする気持ち

きまりを守る必要性が  
分かり、自分の気持ちを  
調整し、友だちと  
折り合いをつけながら、  
きまりをつくったり、  
守ったりする気持ち

- ・子どもの思いを理解  
しようとする
- ・どうしてそうなった  
のか子どもと一緒に  
考える

# 応援します！「親育ち」

「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを、保護者に具体的に伝えたい

子どもとの関わり方がわからない、悩んでいる保護者がいる

子どもと保護者の姿をもとに、親子への具体的な支援を考えたい

園の保護者や保育者の実態は？

小学校就学に向けて大切にしたいことを伝え、保護者の不安を和らげたい

経験の少ない保育者、臨時やパートの職員も一緒に、園全体で取り組むために親育ち支援について学びたい

保護者に子どもの育ちをどのように伝えたらいいかわからない

実態を踏まえて

ねらいを明確にして実践し、ふりかえりから次につなげていくのがポイント！

**親育ち支援担当者を中心に「親育ち支援年間計画」を立てましょう！**

※次ページを参考

☆園（市町村）や保護者の実態・ニーズに応じた取組内容を考えましょう。

園で実施

## 保護者研修

**いつ**…参観日、園行事、降園前  
**誰に**…〇歳児保護者を中心に  
**時間**…1時間くらい  
(講話とワークを組み合わせる)

## 保育者研修

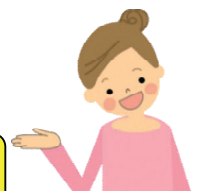
**いつ**…午睡の時間、預かり保育の時間  
(動画を活用し、自園のみで実施可能な研修があります。ぜひご活用ください。)  
**誰に**…職員対象  
(臨時・パートを含む)  
**時間**…1時間30分～2時間

## 保護者の保育者体験

保護者が園で一日や半日をめぐりに保育者として参加し、自分の子どもやほかの子どもの様子を見たり、保育者の関わり方を見たりして、子どもの育ちや関わり方の理解につなげます。

- ★申し込み……………高知県電子申請サービスによりお申し込みください。
- ★研修当日まで……………事前聞き取り票等をもとに研修の内容、環境、準備物等について打ち合わせをさせていただきます。
- ★当日……………幼保支援課のアドバイザーや指導主事等がお伺いさせていただきます。

研修後、園での振り返りを次の実践につなげていく



# 親育ち支援年間計画を立てましょう



【作成のポイント！】

※子どもや保護者の実態、園の状況に基づいて、計画を立てましょう。

※園内で共有し、目指す方向性や年間の見通しを共通理解しましょう。

※全ての月に取組を入れる必要はありません。保育者、保護者にとって必要だと思われる取組を計画しましょう。

令和 年 月 日

## 令和 年度 親育ち支援 年間計画書

施設名 ( )

親育ち支援担当者 ( )

年間目標	目指す保護者の姿 目指す保育者の姿		1年を通して、 「こんな保護者になってほしい、 こんな保育者になりたい」という姿を記入します		ふりかえり
月	取組	対象	ねらい（目指す姿）	内容	
4	今年度の取組についての協議	保育者	保育者：気になる子どもや保護者についての実態を把握し、共通理解を図るとともに、その実態から支援方法や取組を探る	<ul style="list-style-type: none"> <li>親育ち支援年間計画の見直し</li> <li>支援リストの確認</li> <li>家庭支援の計画と記録の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通して、目指す保護者や保育者の姿につながる取組を計画することができた</li> <li>取組実施後には、全職員でふりかえりをしていきたい</li> </ul>
5	クラス懇談会	全保護者	保護者：担任や保護者同士で楽しく会話をすることで、互いの顔を覚えたり、気軽に話ができる関係になる 保育者：保護者同士の会話の様子を見たり、一緒に話したりすることで、保護者の思いや願いを知る	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイズブレイク</li> <li>おしゃべり会（子どものよさをアピールしよう！）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者にとって、おしゃべりのテーマが話しやすかったようで、たくさんさんのグループから笑い声が生まれていた</li> <li>保護者から、子育てについての質問や不安がでたため、子どもの発達について知る取組をいれていきたい</li> </ul>
6					その取組を実践してのふりかえり
7	3歳児 半日保育者体験	3歳児 保護者	保護者：子どもへの接し方を見たり、保護者同士で話し合ったりすることで、子どもにどのように関わればいいのかを具体的に知る 保育者：年齢に応じた子どもとの接し方や発達の捉え方を、実際に子どもとの関わりを見せることで伝える	<ul style="list-style-type: none"> <li>普段の園での子どもの様子や、保育者との関わりを見る</li> <li>保育者と一緒に保育をする</li> <li>保護者同士の体験のふりかえり（子どものかわいいところや子育ての悩み）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者同士が、楽しく体験する姿が見られた</li> <li>保護者からは、「体験できてよかった」「またやってみよう」という声があった</li> </ul>
8					ねらいは、その取組でめざす保護者の姿・保育者の姿を記入します
9	保育者研修（事例研修）	保育者	保育者：気になる子どもの姿から、その子どものよさ、課題、親子の背景を探り、多面的な見方ができるようになる 親子に今後必要な支援を考え、それぞれの立場でできる支援と役割を明確にする	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保護者とともに特に育みたい資質・能力」の理解</li> <li>事例研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保護者とともに特に育みたい資質・能力」から発達の課題を見極め、現在必要な支援を職員全員で協議し、園全体で取り組めるよう体制を見直すことができた</li> <li>子どもや保護者の様子を見ながら、今後の支援内容についても引き続き協議していく</li> </ul>
10					<b>保育者研修のおすすめ</b> ○事例研修 年間を通して定期的に行うことで子どもの発達の課題に即したよりよい支援につながります。  ○1日保育者体験 保育者の関わりが子育てのヒントになります。
11					
12					
1	5歳児 保護者 おしゃべり会	5歳児 保護者	保護者：小学校入学までに家庭で大切にしたいことを知ることで、子どもと保護者が安心して入学を向かえることができるようになる とともに、保護者同士で情報を出し合い、小学校への思いや願いを共有することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学に向けた講話（親育ち支援AD・小学校教員）</li> <li>小学校入学に向けて、知りたいことや不安なことなどを話し合う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者から小学校入学に向けて不安があるという声をよく耳にしたため、小学校教員を講師に迎え、話を聞く場を設定した</li> <li>5歳児リーフレットの活用だけでなく、ADや小学校教員から具体的な話を聞くことができ、保護者からも「子どもと一緒に入学が楽しみになった」という声があった</li> </ul>
2					
3	来年度の取組についての協議	保育者	保育者：気になる子どもや保護者について全教職員で今年度の支援内容や経過を共有し、次年度に向けた支援を協議することで、よりよい支援を継続できるようになる	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援の計画と記録の確認</li> <li>実践シートの確認</li> <li>支援内容及び引き継ぎ事項の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の様子から、継続してきた支援内容が効果的であったことが共有できた</li> <li>さらなる支援内容を園全体で協議することができたため、次年度へと確実に引き継いでいく</li> </ul>
一年間をふりかえって			1年間を通して、めざす保護者・保育者の姿はどうだったのか年間目標と照らし合わせてふりかえります		

☆各取組を実施した後や年度末には、来年度に向けて計画を見直し、加筆・修正を行いましょ。

## 親育ち支援研修内容について

研修の申し込みについては、**39 ページ**をご確認ください。



子育て 愛情 親育ち

### 保護者研修（内容例）時間：1 時間～1 時間 30 分

保護者をつなぐアイスブレイクやゲームなどを取り入れながらの研修や、父親対象の研修なども行うことが可能です。ご相談ください。

研修方法	テーマ	内容
講 話	A	子どもたちの健やかな成長のために 子育てで大切にしたいことや、どんなことを意識して子どもに関わればよいのかなどのポイントを学ぶ。
	B	きょうだいとのかかわり 赤ちゃん返りの意味やきょうだいそれぞれとの関わり方について学ぶ。
	C	叱ること・ほめること きつく叱りすぎることが与える影響やほめることの意味、子どもを認めることなどについて学ぶ。
	D	【3歳児保護者向け】 基本的な生活習慣について 子どもが健やかに成長していくために、基本的な生活習慣の大切さや、それを確立するためのヒントなどについて学ぶ。 (3歳児保護者用パンフレット「すくすくリズム元気でモリモリ」)
	E	【5歳児保護者向け】【就学時健診】 小学校入学に向けて 小学校入学に向けて、5歳児の時期に大切なことや、子どもとの関わりの中で大切にしたいことについて学ぶ。 (5歳児保護者用リーフレット「安心して入学をむかえるために」)
シ ョ ッ プ	A	子どもと向き合うために ～子どもの話を心で聴こう～ 子どもの気持ちを受け止めること、子どもの行動について理解を深めることなど、体験を通して子どもとの向き合い方を一緒に考える。
	B	子どもの見方を変えてみよう ～リフレーミングを通して～ 子どもの見方を少し変え、子どもの気持ちやよさをより理解し、これからの子どもへの関わり方を考える。
	C	子どもの自尊感情を高めよう ～人権教育資料集「スマイル」より～ 「①子どもの声を聴く②子どもの生活リズム③わがままと自我④子どものやる気」等の内容について、ロールプレイングやエピソードを通して、子どもの人権について考える。

### 保育者研修（内容例）時間：1 時間 30 分～2 時間

研修方法	内容	動画	所要時間の目安
事例研修	園で気になる子どもや保護者の姿から、その子どもの根本にある発達の課題を見極め、親子の背景を多面的に捉え理解を深める。親子に必要な今後の支援を考え、それぞれの保育者の立場でできる支援と役割を明確にする。		2時間
講 話 ・ 演 習	1 乳幼児期に大切にしたいこと～高知県の保護者とともに育みたい資質・能力とは～	○	1時間 30 分～ 2時間
	2 保護者との信頼関係を築くには	○	
	3 子どもの育ちを保護者に伝えるには	○	
	4 その他（親育ち支援年間計画の作成、家庭支援の在り方 等）		内容に応じて
ワ ー ク シ ョ ッ プ	1 保護者への声かけや相談の聴き方などを体験的に学ぼう		1時間 30 分～ 2時間
	2 子どもの育ちを保護者にわかりやすく伝えよう (写真やエピソード等を使ったドキュメンテーションについて)		
	3 乳幼児期からの人権教育ワークショップ～人権教育資料集「スマイル」より～ 「①自尊感情や自己肯定感を育むために②子どもの思いを受け止めるために ③想像力・共感力を育むために④性の多様性を理解するために ⑤特別な支援が必要な子どもたちのために」等について		
	4 職場のチーム力を高めよう ～人間関係づくりゲームを通して～		1時間 30 分

※幼児教育のブロック別研修会の実践園は、1年目は講話1、2年目は事例研を選んで研修計画を立ててください。

※研修動画を活用し、自園のみで実施可能な研修があります。ぜひご利用ください。(動画欄○の講話・演習)

# 親育ち支援保育者スキルアップ事業

## 幼保支援課

R 8当初：2,481千円 (一) 1,257千円  
 (R 7当初：2,118千円 (一) 1,074千円)

### 期待される効果

保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。

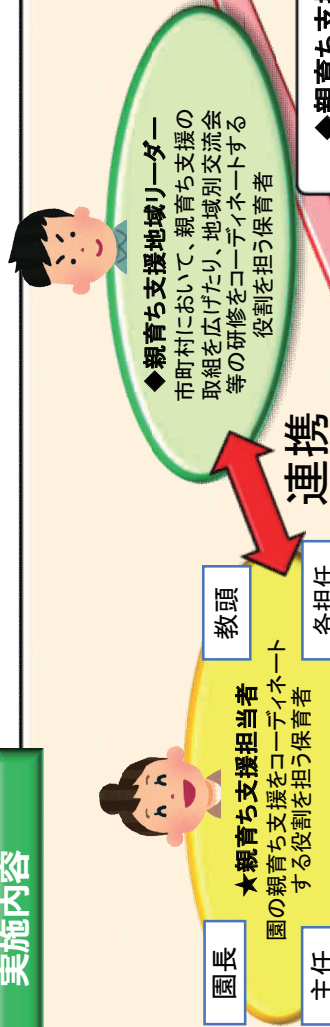
### 事業概要

各園において組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう「親育ち支援担当者」のスキルアップや、市町村において親育ち支援の取組を推進する「親育ち支援地域リーダー」の資質向上など、親育ち支援の中核となる次世代の人材の育成を図る。

### 現状・課題

- ・親育ち支援担当者や親育ち支援地域リーダーを中心に園全体で日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、各園・地域の課題に基づき取組の充実を図り、保育者の経験年数に応じて親育ち支援力を高めていく必要がある
- ・各園において、親育ち支援の必要性について理解が進みつつあるが、若年保育者の増加や園数の少ない地域においては、様々な保護者の実態に合わせた支援方法等を他園の取組からも習得できるよう、地域の保育所・幼稚園等のネットワーク化を図り、実践等を交流する必要がある

### 実施内容



### 連携

#### 親育ち支援講座 (中都會場:年2回)

- ・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についてキャリアに応じた講義・演習を行うことにより、保育者の親育ち支援力の向上を図る (一般とキャリアアップ研修を分けて実施)

対象:全保育者

#### ★親育ち支援担当者

ネットワークを広げよう!  
 親育ち支援担当の在り方 (中都會場:年2回)

- ・各園の親育ち支援担当者が役割を自覚し、親育ち支援年間計画や実践シートの活用について学び、各園の親育ち支援が計画的・継続的に行われるよう各園の親育ち支援担当者の実践力向上を図る

対象:各園の親育ち支援担当者 (1~2年目)

#### ◆親育ち支援地域リーダー

- ・各園の親育ち支援担当者等が実践交流等を行い、自園の取組の実を図るとともに、地域の保育所・幼稚園等のネットワークづくりにつなげる
- ・地域リーダーを中心に市町村での親育ち支援推進に向けた取組や交流会の計画・実施について連絡会で協議する

対象:親育ち支援地域リーダー 各園の親育ち支援担当者

#### 親育ち支援の中核となる人材の育成 (親育ち支援地域リーダー)

- ・親育ち支援アドバイザー
- ・各園の親育ち支援力の向上
- ・市町村主体の親育ち支援の発展

#### 親育ち支援地域リーダー研修会 (中都會場:年1回)

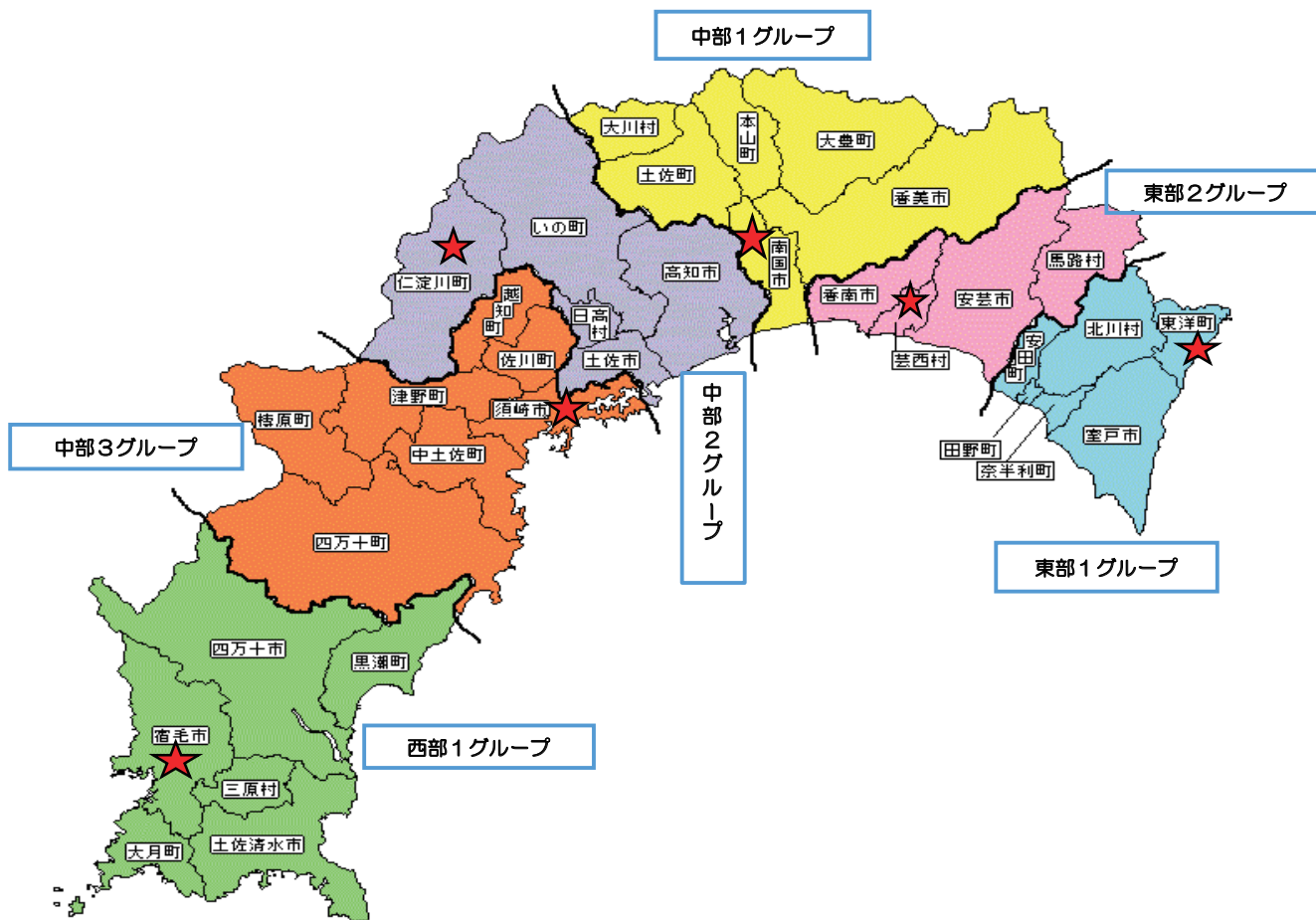
- ・親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネートの向上を図り、リーダー同士の交流を深めることにより、各園や地域における親育ち支援の充実につなげる
- ・保護者支援の内容や支援の方法について理解を深め、保育者の親育ち支援力の向上を図る

対象:親育ち支援地域リーダー

### 事業目標

- 保育所・幼稚園等で、親育ち支援担当者が中心となり、充実した親育ち支援が行われる。
- ◆親育ち支援年間計画の作成率 85%以上
- ◆親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率 70%以上

# 親育ち支援地域別交流会〈市町村と輪番〉



No.	地区	市町村と輪番							
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1	東部地区1グループ	東洋町	安田町	室戸市	奈半利町	北川村	田野町	安田町	東洋町
2	東部地区2グループ	芸西村	香南市	馬路村	芸西村	安芸市	香南市	馬路村	芸西村
3	中部地区1グループ	南国市	香美市	大川村	土佐町	本山町	大豊町	南国市	香美市
4	中部地区2グループ	仁淀川町	土佐市	いの町	高知市	日高村	仁淀川町	土佐市	いの町
5	中部地区3グループ	須崎市	津野町	越知町	梶原町	四万十町	中土佐町	佐川町	須崎市
6	西部地区1グループ	宿毛市	大月町	黒潮町	三原村	土佐清水市	四万十市	宿毛市	大月町

## 基本的な生活習慣向上事業

## 幼保支援課

### 事業概要

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について保護者の理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるため、保育所・幼稚園等において、保護者を対象とした学習会の開催や基本的な生活習慣の定着に向けた取組を実施する。

### 期待される効果

食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的な生活習慣の改善が進む。

R8 当初：1,620千円 (一) 1,620千円  
 (R7 当初：1,354千円 (一) 1,354千円)

### 現状・課題

- ・保護者の価値観や就労形態の多様化により、子どもに基本的な生活習慣が身に付きにくい実態があることから、乳幼児期の基本的な生活習慣の重要性や子どもとの関わり方について保護者の理解を図る必要がある
- ・基本的な生活習慣の重要性は意識していても、保護者の生活習慣の乱れが子どもに基本的な生活習慣の未定着につながっているケースも見られるため、各園において家庭に定着した取組を啓発していく必要がある

### 事業目標

- 保育所・幼稚園等における保護者の基本的な生活習慣に関する理解が深まる。
  - ◆各園の学習会の開催 65%以上
- 基本的な生活習慣に向けた取組がなされている。
  - ◆夜10時までに寝る幼児(3歳児)の割合 95%以上

### 実施内容

## 乳幼児期の基本的な生活習慣の確立に向けた取組

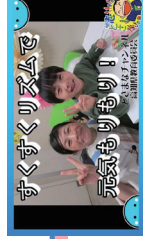
### ■3歳児保護者用パンフレットの活用した取組の継続

- ・3歳児保護者へのパンフレットの配付
- ・3歳児保護者への講話
- ・保育所・幼稚園等における指導者用手引きを活用した学習会の実施
- ・基本的な生活習慣の取組強調月間(年間2回)



### ■5歳児保護者用リーフレットの活用した取組の継続

- ・5歳児保護者へのリーフレット配付
- ・5歳児保護者や就学時健診等における講話



### 小・中学校での取組

- ・授業等で副読本・リーフレット等を活用した健康教育の実施
- ・生活リズムチェックカードの取組

- 基本的な生活習慣についての調査
- 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発

# 親育ち支援推進地域モデル事業

## 幼保支援課

### 事業概要

保育者や保護者が子どもの発達や関わり方についての理解を深めることで、子どもが基本的信頼感を獲得し、子どもの健やかな成長につなげることを目的とした「親育ち支援」をさらに広げるため、高知県が目指す「保護者とともに特に育みたい資質・能力(5つの資質・能力)」の考え方をもとに、組織的・継続的に親育ち支援に取り組むモデル地域づくり、その成果を県内全域に広げる。

### 期待される効果

県内全域に親育ち支援の理解がさらに深まり、各園で親育ち支援が組織的・継続的に取り組まれるようになる。  
各市町村単位で親育ち支援の取組が自走され、保育者の親育ち支援力及び保護者の子育て力が向上し、子どもの健やかな成長が保障される。

R8 当初：1,926千円 (国) 1,926千円

### 現状・課題

- ・平成21年度から県内全域で親育ち支援に取り組んできたが、近年の社会状況やコロナ禍における保護者の置かれる子育ての状況の変化により、これまでの親育ち支援としての家庭へのアプローチでは難しくなっている
- ・家庭や地域における生活環境の変化、核家族化・厳しい経済状況等により、子どもの自尊感情の低下や子育てに悩む保護者が増加している
- ・若年保育者の増加に伴い、保護者対応に困難さを感じる保育者が増えているため、園内の親育ち支援の体制の見直しが必要である

### 事業目標

○管理職のリーダーシップのもと、親育ち支援担当者を中心にチームとして計画的・継続的に親育ち支援に取り組み、その実践を県内全域に発信している。

◆親育ち支援年間計画の作成率 100%

### 実施内容

#### 1年目 園における親育ち支援の充実

- ・親育ち支援担当者を中心とした組織的・継続的な親育ち支援の実施
- ・親育ち支援年間計画にもとづく取組の実施と振り返りからの見直し
- ・子どもや保護者、保育者へのアンケートによる意識の変容の見取り

#### ■親育ち支援事例研修の実施(年間3回)

- ・保護者とともに特に育みたい資質・能力をもとにした事例研修の実施
- ・親育ち支援SV・AD及び親育ち支援地域リーダーによる支援

#### ■保護者の一日保育者体験の実施(年間数回)

- ・保育所、幼稚園等を利用する保護者が一日保育者を体験することで、保育についての理解や保護者の子育て力向上を図る

#### ■実践の発信

- ・園における実践の成果・課題、保育者・保護者の変容等の実践発表
- ・高知県教育委員会YouTubeチャンネルにおける実践の発信

### モデル地域における親育ち支援の取組

#### 2年目 市町村における親育ち支援の発展

- ・市町村内の親育ち支援担当者連絡会の実施(年間数回)
- ・市町村主管課主催の親育ち支援研修会の実施(年間1回以上)
- ・子どもや保護者、保育者へのアンケートによる意識の変容の見取り

#### 保護者の子育て力の向上

- ・事例研修をとおした子ども・保護者の変容の見取り

- ・保護者アンケートによる意識の見取り

#### ■実践の発信

- ・市町村における実践の成果・課題、保育者・保護者の変容等の実践発表
- ・高知県教育委員会YouTubeチャンネルにおける実践の発信

#### 保護者の親育ち支援力の向上

# 親育ち支援関連資料

## ◇基本的な生活習慣

### 3歳児配付 保護者用パンフレット



基本的な生活習慣の重要性や子どもとの関わり方について分かりやすく説明しています。



シールを貼りながら楽しく取り組むことができます。

## ◇保護者の一日保育者体験



保育について理解が深まり、子育て力が高まる保護者の一日保育者体験。実践例や保護者の声などを掲載しています。

保護者への説明や取組方法の検討などにお使いください。

## ◇5歳児保護者研修 リーフレット



基本的な生活習慣や親子の関わりの大切さ、「保育所・幼稚園等と小学校の役割とそのつながり」等について分かりやすく示しています。

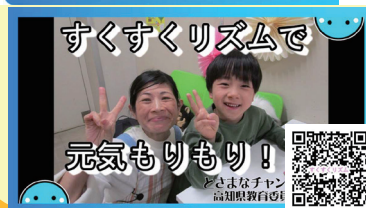
就学に向けて、親子で楽しみながら取り組めるページや入学前に気になること Q&A も掲載しています。

リーフレットを活用した講話も実施しています。

※上記のものは全て下記ホームページにも掲載しています。ご利用ください。  
 幼保支援課ホームページアドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311601/>



## ◇子育て支援動画



## ぴかるんとかわびよんの 親子で遊ぼう! シリーズ

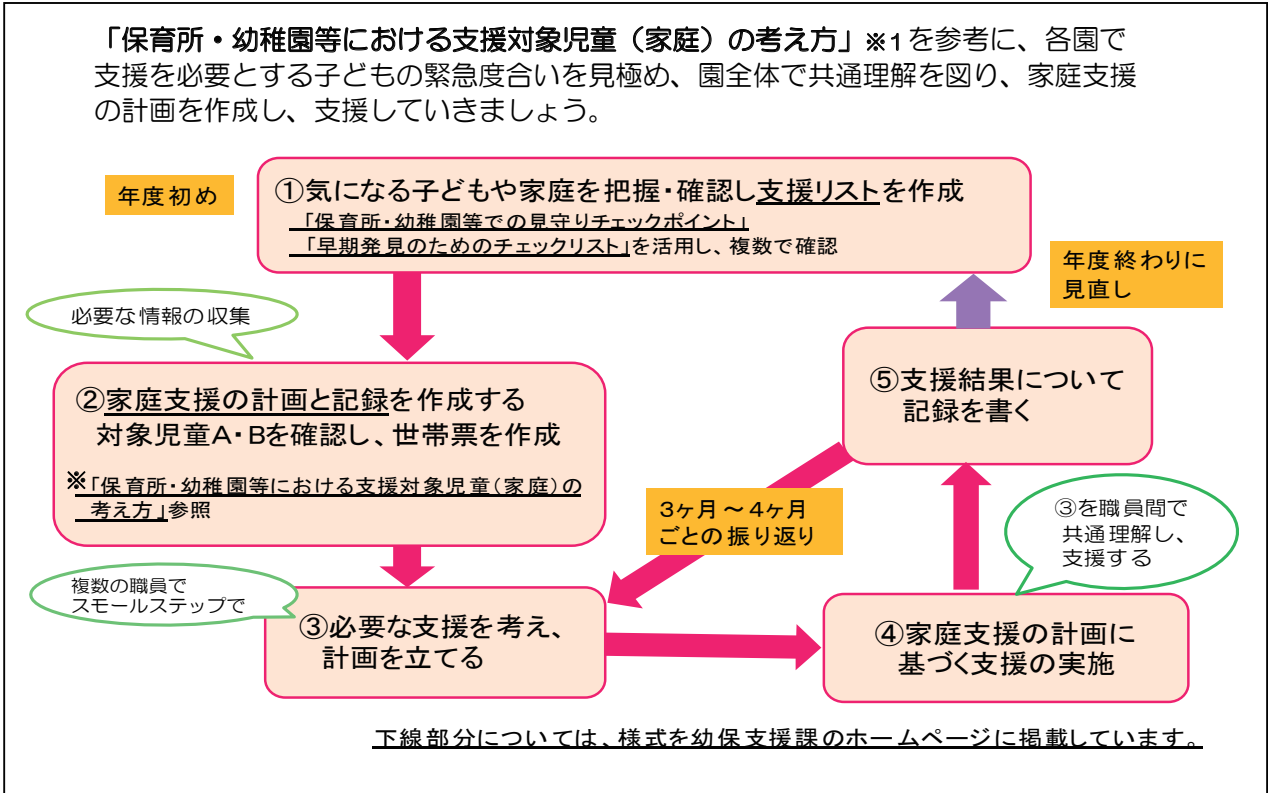
親子で楽しめるふれあい遊びや子育てに役立つコツなどを、親育ち支援アドバイザーや県内の保育者が紹介する動画を配信しています。参観日や保護者会等でご活用ください。

# 家庭支援の計画的な実施について

～抜かりのない情報共有と切れ目のない支援のために～

気になる子どもや保護者については園内で情報を共有し、早期に適切な支援・対応を行うことが、厳しい状況に陥ることを防ぐことにつながります。

「保育所・幼稚園等での見守りチェックポイント」で確認しながら、少しでもリスクがあると思われる子どもについてはリスト化し、園全体での共有や支援につなげてください。



## ※1 保育所・幼稚園等における支援対象児童（家庭）の考え方

高い 支援の緊急度 低い	気になる子どものリスト作成	考え方	支援方法	
		A	市町村要保護児童対策地域協議会(要対協)による支援対象児童	計画と記録の作成
		B	支援度合いが高く、園で計画と記録が必要と判断した児童 【例示】(個別判断のため、以下参考としてください。) □経済的に困窮している状況 □虐待を疑われる状況 □遅刻・欠席が頻繁な状況 □保護者に何らかのリスクがある状況 等 ※早期発見のためのチェックリストで確認	計画と記録の作成
C	Aにも、Bにも当たらない児童で、丁寧な保育により見守りをしている児童 ※保育所・幼稚園等での見守りチェックポイントで確認	記録の作成		

※所属長・親育ち支援(家庭支援)担当者への報告と情報共有の徹底



○計画と記録の作成や支援でお困りの園がありましたら、幼保支援課が支援に伺います。

「高知県電子申請サービス」にて必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。(講話4「その他」を選択)



## 4 研修申込み



# 研修申込みについて

(保育を見合っの園内研修、保幼小連携・接続研修、親育ち支援研修、その他市町村・団体研修)

令和8年度の研修申込みは、高知県電子申請サービスにて行います。

当課ホームページから申込み可能です。

※高知県教育委員会事務局幼保支援課HP内「研修申込 ⇒ 園内研修」

【R8.4公開予定】<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026020200099/>



## 【申込分類】

本冊子P.9参照

### 保育を見合っの園内研修

- ◆園内研修
- ◆市町村内・団体での保育者対象の公開保育

本冊子P.17参照

### 保幼小連携・接続研修

- ◆校区や市町村内での保育や授業を見合っの研修
- ◆その他の保幼小連携・接続研修

本冊子P.31参照

### 親育ち支援研修

- ◆保護者研修
- ◆保育者研修

本冊子P.17参照

### 園内・市町村内研修会 (幼児教育、親育ち支援)

- ◆上記の「幼児教育」「親育ち支援」の研修以外の研修

★本項に掲載の研修は全て

令和8年4月1日～

令和9年2月28日までの実施希望



令和8年4月30日(木)申込締切

※5月中に調整して連絡します

## 【申込に必要な情報】※研修により異なります

### ◆基本情報

- ・所属長、代表者名
- ・担当者名
- ・施設名
- ・住所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

### ◆研修に関する情報

- ・研修の対象(例:「園内」「市町村内」等から選択)
- ・研修の内容(本冊子の各研修を参照)
- ・希望日(第3希望まで)
- ・希望時間
- ・研修会場
- ・参加者(予定人数、対象者等)
- ・内容等(研修テーマや希望する研修の内容、研修に係る現状等について)
- ・研修機器が必要な場合、その有無(パソコン、プロジェクター、スクリーン) 等



5 保育所・幼稚園・認定こども園関係施策等  
(子ども・子育て支援新制度含む)



幼保支援課 補助金等一覧【R8年度 当初予算】

細目名	補助金・負担金名	財源内訳			補助先	補助対象施設					補助率			
		R8 当初予算額 (千円)	一般財源	国庫補助金		基金	保育所	幼稚園	認定こども園	地域型保育	認可外保育施設	その他	県予算	備考
1	保育士登録施行費	299	150	149								1/2		
2	幼保連携推進事業費補助金	3,478	1,630	1,848										
	① 幼保団体研修等推進事業	2,180	1,630	550	保育所・幼稚園関係団体						○	定額		
	② 認定こども園等研修支援事業	1,298		1,298	市町村	公私	公私	公私				1/2	国1/2 市町村1/2	
3	保育サービス等推進総合補助金	23,566	23,566		市町村(高知市除く)	公私(※新)	公私	公私				1/2		
4	保育サービス促進事業費	4,488	1,122	3,366	保育所・認定こども園・小規模保育事業所	公私	公私	公私				公立:1/2 私立:定額		
5	認可化移行運営費支援事業費補助金	0			市町村(高知市除く)					私		1/4		
6	特別支援保育・教育推進事業費補助金	56,750	16,610	40,140										
	① 保育所等における要支援児童等対応推進事業	31,494	10,500	20,994	市町村						○	3/4(国1/2、県1/4)		地域連携推進員設置
	② 医療的ケア児保育支援事業	25,256	6,110	19,146	市町村(高知市除く)	公私	公私	公私				5/6※(国2/3、県1/6)		※整備計画書を策定し、条件を満たした場合
	スクールソーシャルワーク活用事業費補助金	4,642	4,642		市町村・学校組合						○	1/2		
7	保育士修学資金等貸付事業費補助金	85,777	8,578	77,199	高知県社会福祉協議会						○	10/10(国9/10、県1/10)		
8	産休等代替職員雇用事業費補助金	5,064	5,064		私立保育所等	私(※新)	私	私				3/4		私立幼稚園、幼稚園型認定こども園のみ高知市も補助対象

細目名	補助金・負担金名	R8 当初 予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設					補助率					
			一般 財源	国庫 補助金	基金		保育所	幼稚園	認定こ ども園	地域型 保育	認可外 保育施 設	その他	県予算	備考			
9	地域型保育等人材育成事業 費補助金	0															
	① 地域型保育人材育成事業	0				認可外保育施設等	私	私	私	私	私			1/2			
	② 保育士資格・幼稚園教諭 免許取得支援事業	0				学校法人及び社会福祉 法人(高知市除く)が設置 する認定こども園等(移 行予定施設含む)			私					10/10 (国1/2、県 1/2)		受講に要した経費の 1/2以内、上限あり	
10	保育補助者配置事業費補助 金	18,812	5,118	13,694													
	① 保育補助者配置事業	8,672	1,736	6,936		市町村(高知市除く)	私	私(幼保 連携型の み)	私(幼保 連携型の み)	公・私	私(企業 主導型保 育事業所 のみ)			5/6 (国2/3、県 1/6)			
	② 保育体制強化事業	10,140	3,382	6,758		市町村(高知市除く)	私		私(幼保 連携型の み※)	私				3/4 (国1/2、県1/4)		※保育支援者を配 置する場合	
11	子どものための教育・保育給 付費負担金	3,531,504	3,531,504														
	① 施設型給付費等負担金	3,206,352	3,206,352			市町村	私	私 (※新)	私								3歳以上 国1/2、市町村1/4 満3歳未満 国60.43/100 市町村19,785/100
	② 地域型保育給付費等負担 金	193,498	193,498			市町村				公私	公(特別 保育の み)						
	③ 施設型給付費等地方単独 費負担金	131,654	131,654			市町村											市町村1/2
12	子どもの 子育て 支援 事業費	7,314	7,314			市町村											3歳以上 国1/2、市町村1/4 満3歳未満 国60.00/100 市町村20.00/100
	地域子ども・子育て支援事業 費補助金	221,724	221,724														
13	① 病児・病後児保育事業	153,594	153,594			市町村	公私			公私							国1/3 市町村1/3
	② 延長保育事業	20,226	20,226			市町村	私			私							

細目名	補助金・負担金名	R8 当初 予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設					補助率			
			一般 財源	国庫 補助金	基金		保育所	幼稚園	認定こども園	地域型 保育	認可外 保育施設	その他	県予算	備考	
															公私
13	③ 一時預かり事業	44,980	44,980				公私	公私 (※新)	公私		○				
	④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1,358	1,358			市町村					○	1/3	国1/3 市町村1/3		
	⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1,566	1,566						私						
14	子育て支援施設等利用給付費負担金	12,969	12,969			市町村		公私	公私	公私	○	1/4	国1/2 市町村1/4		
	子育て支援施設等利用給付費過年度精算負担金	522	522			市町村						1/4	国1/2 市町村1/4		
16	乳児等支援給付費等負担金	10,296	10,296			市町村	公私	公私	公私	公私		1/8	国3/4 市町村1/8		
	私立学校運営費補助金	6	3	3		幼稚園		私					定額		
18	私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金	15,064	7,532	7,532		幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人		私	私(幼保連携型・幼稚園型のみ)				定額		
	私立幼稚園等特別支援教育費補助金	42,336	21,952	20,384				私					定額		
20	幼稚園等緊急環境整備事業費補助金	7,887		7,887		市町村、学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)等		公私	公私(公立は幼稚園型認定こども園を含むのみ)				遊具等環境整備は幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園1/2 上記以外の幼稚園1/3 ICT化支援は1/2		
	環境改善事業費補助金	12,504	6,192	6,312											
21	① 保育環境向上等事業	6,502	3,251	3,251		市町村	公私		公私(幼保連携型のみ)				1/3	国1/3	

細目名	補助金・負担金名	R8 当初 予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設						補助率			
			一般 財源	国庫 補助金	基金		保育所	幼稚園	認定こ ども園	地域型 保育	認可外 保育施 設	その他	県予算	備考		
21 保育所・幼稚園等施設整備事業費	② 熱中症対策事業	3,586	1,793	1,793		市町村	私		私			私(家庭的保育事業所、小規模保育事業所のみ)			1/3	国1/3
	③ 障害児受入促進事業	686	343	343		市町村	公私		公私			公私(家庭的保育事業所、小規模保育事業所のみ)			1/3	国1/3
	④ 認可外保育施設における 性被害防止対策事業	150	50	100		認可外保育施設							公私		1/4	国1/2
	⑤ 感染症対策事業	686	343	343		市町村	公私		公私			公私(家庭的保育事業所、小規模保育事業所のみ)			1/3	国1/3
	⑥ 認可外保育施設における ICT化推進事業	150	50	100		認可外保育施設							公私		1/4	国1/2
	⑦ 認可外保育施設における 睡眠中の事故防止対策事業	58	19	39		認可外保育施設							公私		1/4	国1/2
	⑧ 病児保育事業(体調不良 児対応型)推進事業	686	343	343		市町村	公私		公私			公私		○	1/3	国1/3
	保育所・幼稚園等 高台移転施設整備事業費補助金	0				私立保育所・認定こども園設置者(高知市除く)、 私立幼稚園設置者	私		私						3/4	市町村起債のうち交付税措置のない市町村実質負担額の3/4
23 保育所・幼稚園等 南海トラフ地震対策 事業費	保育所・幼稚園等 高台移転施設整備事業費交付金	29,044		29,044		市町村(高知市を除く)	公		公					3/4		
24 事業費	保育所・幼稚園等 高台移転検討事業費補助金	0				市町村	公私		公私						1/2	
25 保育料 等軽減 事業費	多子世帯保育料軽減事業費 補助金	88,396	88,396			市町村(高知市除く)	公私		公私			公私		○	1/2	

(※新)：新制度移行施設のみ

# 幼保支援課

R8当初：44,749千円（一）19,382千円  
 （R7当初：43,955千円（一）20,131千円）

## 厳しい環境にある子どもたちへの支援（就学前）

### 事業概要

多様化、複雑化する子育てに関して、保護者が抱える不安や悩み、乳幼児期のより良い親子関係の構築を支援するため、保育所・幼稚園等の保育者の保育者支援力の向上を図る。さらに、厳しい環境にある子どもたちの保護者へのアプローチや関係機関と連携した支援を強化するため、家庭支援推進保育士や親育ち・特別支援保育コーディネーター、小学校への円滑な接続を見据えた支援等を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。

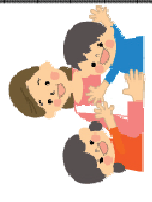
### 期待される効果

各園の親育ち支援体制（家庭支援のための体制）の充実により、全ての子どもたちが、家庭の経済状況などに関わらず、どこにいても質の高い教育・保育を受け、健やかに育つことができる。

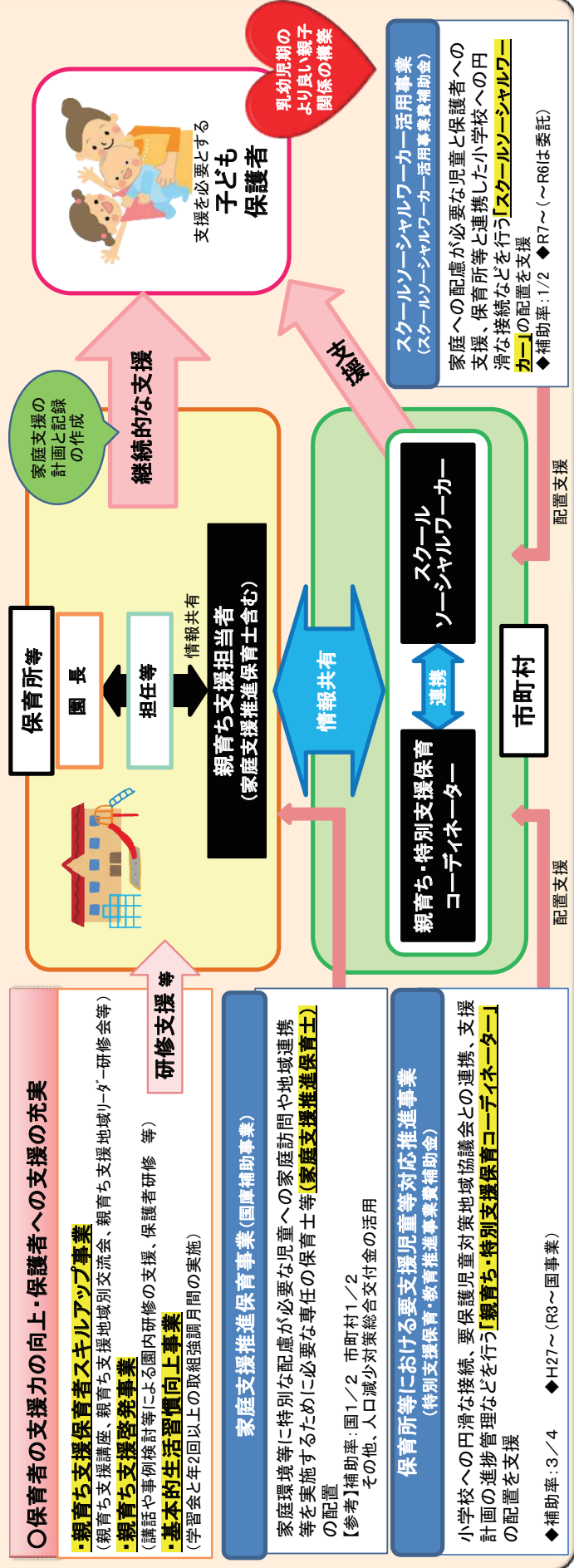
### 事業目標

◆核家族化や地域での子育て家庭の孤立化等を背景に、子どもへの適切な関わり方が分からなかつたり、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者が増えている。  
 ◆家庭における教育力の低下等を背景に、様々な課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。  
 ◆取り組みを拡充させ推進するためには、保護者への支援を担う人材の確保が必要。

○切れ目のない継続的な支援の充実  
 ・親育ち支援研修計画の作成：100%（R7：86.0%）  
 ・家庭支援の計画と記録の作成率：100%（R7：87.6%）



## 家庭支援体制の充実と園を支える仕組みづくり



## 多機能型保育支援事業

### 事業概要

保育所等の子育て支援機能を強化し、保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めることで、「子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援」を行うことが可能な多機能型保育の拡大を図る。

### 現状・課題

少子化や核家族化を背景として、就労形態や価値観の多様化などの社会環境が変化し、人と人との結びつきや地域の繋がりが希薄化している。子育て中の世帯が、地域の方々から日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、地域全体で子育てしている。

### 実施内容

#### 多機能型保育支援事業費補助金

保育所等の子育て支援機能を強化し、地域ぐるみの子育て支援（下欄①～③の交流事業）の運営を補助

◆補助先  
市町村・私立保育所・私立小規模保育事業者・私立認定こども園（他の子育て支援補助事業対象施設は除く）

◆補助対象経費  
交流事業を実施するために必要な運営経費

◆補助基準額（上限額）

**ステップ1** 保育所 11,000円/月  
小規模保育事業所 9,000円/月

**ステップ2** 保育所 33,000円/月  
小規模保育事業所 33,000円/月

**継続経費** 保育所 25,000円/月  
小規模保育事業所 20,000円/月

**ステップ3** 保育所 56,000円/月  
小規模保育事業所 56,000円/月

**継続経費** 保育所 28,000円/月  
小規模保育事業所 22,000円/月

◆補助率 公立：1/2 私立：定額



#### 多機能型保育支援事業委託料

委託内容：多機能型保育施設の情報収集・発信、子育て事業の企画提案、保育施設を中心とした地域連携、その他各施設へのアドバイス等

委託先：未定

## 幼保支援課

R8当初：9,984千円（一）2,496千円  
（R7当初：9,470千円（一）9,470千円）

### 期待される効果

地域の方々との協働で様々な交流事業を実施し、地域との絆を深めることで、子育て家庭への声かけなど日常的な支援を充実させ、子育てしやすい環境につなげられる。

### 事業目標

R9：40か所

地域と一緒に！

### ステップ3

- ①場の提供【月8日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年6回】

補助期間：1年間  
※補助期間終了後は継続に移行可

施設力を少しづつ大きくませんか？



### ステップ2

- ①場の提供【月5日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年3回】

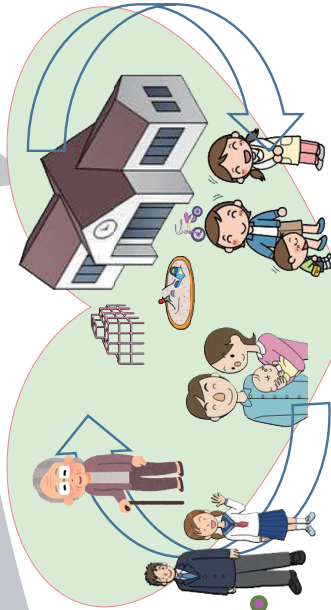
補助期間：2年間  
※補助期間終了後はステップ3もしくは継続に移行可

### ステップ1

- ①場の提供【月3日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年1回】

補助期間：上限なし

地域の人みんなで子育て応援



子育て世帯

保育施設  
地域の拠点・交流の場

① 定期的な子育て支援への場の提供  
・子育て相談  
・園庭開放  
・保護者同士の交流 等

② 園が企画する子育て支援事業等  
・夕涼み会  
・運動会  
・クリスマス会 等

③ 地域活動への参加  
・防犯、防災避難訓練  
・美化活動  
・地域行事 等

# 保育士等の人材確保

《幼保支援課》  
令和8年度当初予算額 131,511千円

## 対策のポイント

### 保育サービスの維持・充実に向けて、保育士等の職場定着に重点を置いた人材確保の取組を推進

#### 現状

- 本県の就学前子ども数の減少幅と比較し、県内の保育士等の減少数は、小幅に推移
- 令和8年度から本格実施となる「こども誰でも通園制度」への対応等、引き続き保育士等の確保が必要な状況

#### 課題

- 県内指定保育士養成施設（4施設）の入学者減少
- 離職防止や不適切保育予防の観点からも働きやすい職場づくりが重要
- 保育所等内におけるハラスメント事案の発生を受け、複数市町村から対策を求める声あり

## 令和8年度の取組

### 保育士等人材確保事業委託料 【17,708千円】

保育士・保育所支援センター（福祉人材センター内に設置）にコーディネーター（2名）を配置し、就労支援と離職防止の取組を充実

○潜在保育士や指定保育士養成施設の学生を対象とした就労支援

- ・就職希望者への相談援助、施設見学等の伴走支援
- ・合同就職相談会「保育のお仕事フェア」の開催
- ・ハローワーク及び量販店での出張相談会
- ・県外保育士養成校へのアプローチ



○保育士等の職場定着のための支援の強化

- ・保育所等の経営者層を対象とした業務改善研修（ハラスメント対策研修を新たに追加）
- ・保育所等の巡回による相談支援の強化（働き方改革推進支援センターと連携した働きやすい職場づくり）

○保育士・保育職場の魅力発信

- ・高校生に向けた魅力発信：  
保育施設バスツアー、保育の魅力を伝える出前授業、  
夏休みを活用した保育所等でのボランティア体験（県民生活課実施）
- ・SNS等を活用した広報、ふくし就職フェアへの参加

### 保育士修学資金等貸付事業費補助金 【85,777千円】

保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付

### 保育補助者配置事業費補助金 【18,812千円】

保育士の補助を行う保育補助者及び保育支援者の雇上げに必要な経費等を補助

### 産休等代替職員雇用事業費補助金 【5,064千円】

保育士等が産休等を取得する際の代替職員の雇用に要する経費を補助

### 子育て支援員研修委託料 【4,150千円】

保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」を養成するための研修を実施

### 事務費負担軽減のための支援の充実

私立保育所等の施設型給付に係る処遇改善等加算の認定申請等に対する助言・支援を充実させ、保育所等での事務負担を軽減

### 親育ち支援啓発事業

園内研修支援において「保育職場の人間関係づくり」や「メンタリングに関する内容」など業務改善や若手職員の定着の観点からのメニューを設定

※保育士等の処遇改善については、国において民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善が進められる予定であり、県においても引き続き施策提言等を実施

## 地域型保育人材育成事業（子育て支援員等研修）

### 事業概要

子ども・子育て支援新制度において、市町村認可事業として創設された「地域型保育事業」に従事する者に義務付けている研修を実施する。

### 期待される効果

市町村認可の従うべき基準である家庭的保育者等に必要研修の修了者を増やすことにより、地域型保育事業の認可施設の増加と、保育の質の確保を図る。

## 幼保支援課

R8当初：4,150千円（一）2,075千円  
（R7当初：4,505千円（一）2,253千円）

### 現状・課題

【地域型保育事業の種類と実施施設数（R7.4月現在）】

種類	概要	事業所数
小規模保育事業	定員6人以上19人以下の施設において行う保育事業	24
家庭的保育事業	定員5人以下の施設において行う保育事業	2
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において行う保育事業	0
事業所内保育事業	事業所の従業員を対象とした保育施設において保育を必要とする地域の子どもの対象として行う保育事業	6

#### 【現状】

待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少の一方、過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下

#### 【課題】

人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくことも必要

### 事業目標

地域型保育事業の認可施設や一時預かり事業などの子育て支援事業に必要な職員を確保することができるよう研修を実施し、保育サービスの担い手となる子育て支援員等を養成する。



### 実施内容

子育て支援員：小規模保育・家庭的保育・事業所内保育における保育従事者等

令和7年度

#### 【子育て支援員研修】

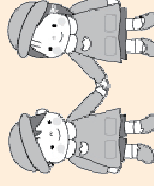
- ◆基本研修 81名受講修了（1回開催）
- ◆専門研修「地域保育コース」（1回開催）
- ・地域型保育 54名受講修了
- ・一時預かり 23名受講修了
- ◆フォローアップ・現任研修（2回開催）

#### 【家庭的保育者等研修】

- ◆認定研修
- ◆フォローアップ研修（R7年度は受講希望者なし）

令和8年度以降

引き続き研修を実施することにより、保育の質の向上を図り、0～2歳児の待機児童の解消を目指す。



平成27年度  
令和7年度

修了者数	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
基本研修	181	177	183	137	99	75	128	210	97	94	81	1,462
専門研修 地域型保育	111	87	89	88	53	62	53	84	78	60	54	819
専門研修 一時預かり	84	51	35	44	19	22	27	43	29	18	23	395

※平成26年度

#### 【家庭的保育者等研修】

- ◆基礎研修：44名受講修了
- ◆認定研修：6名受講修了

平成27年度からは、基礎研修を子育て支援員研修に振り替えて実施

研修修了証交付後 → 高知県社会福祉協議会（福祉人材センター）への求職登録 → 求職者と雇用のマッチング

求人 ⇄ 求職の円滑化

# 「子育て支援員」研修について

## 趣旨

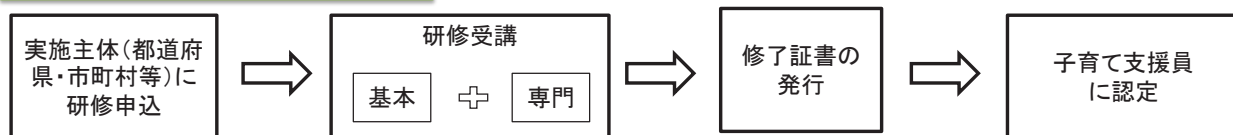
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

## 「子育て支援員」とは

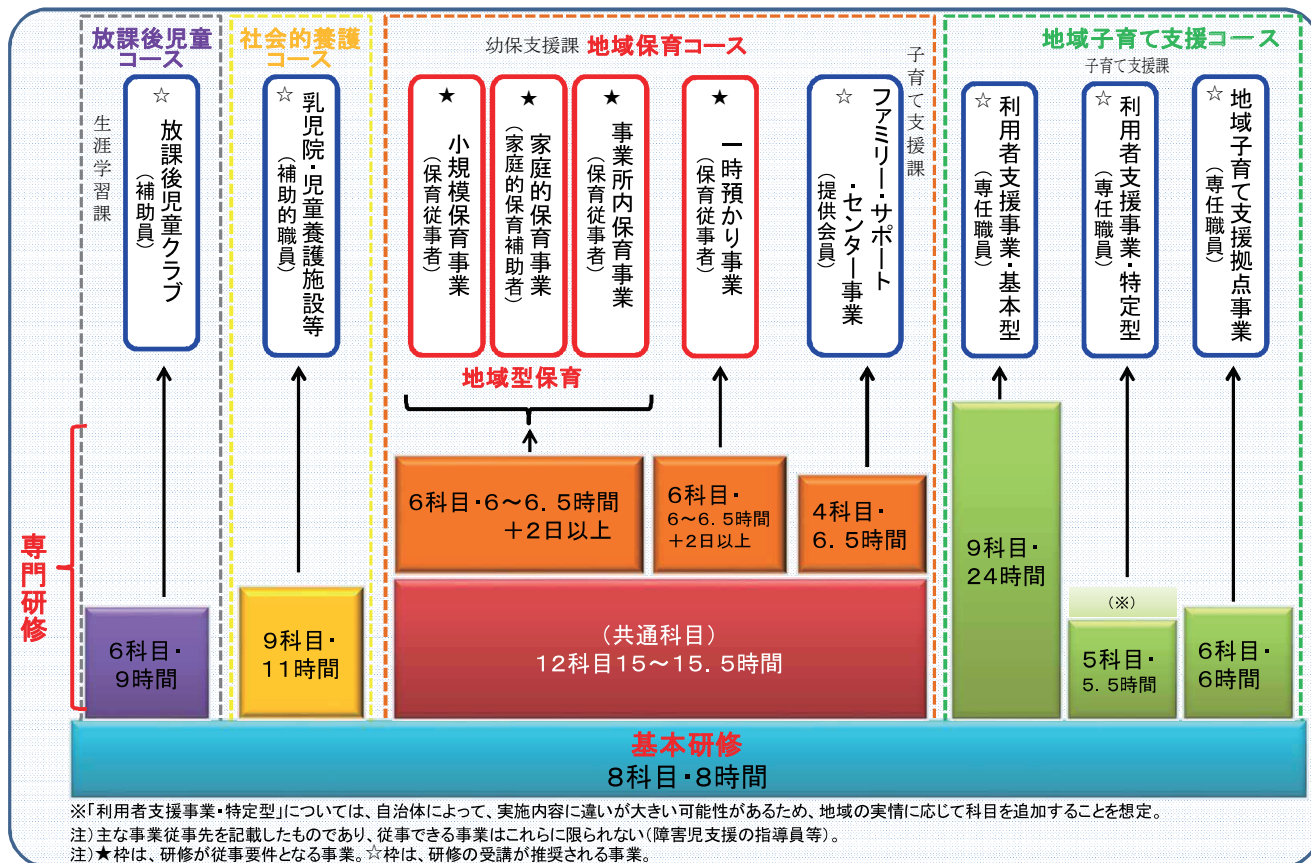
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

## 研修受講から認定までの流れ



## 子育て支援員研修の体系



## 特別支援保育・教育推進事業費

## 幼保支援課

R8当初：61,392千円（一）21,252千円  
（R7当初：58,181千円（一）20,081千円）

### 事業概要

保育所等に通り特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの教育・保育の質を高めるため、以下の取組に必要な経費を助成する。

- ①親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置
- ②保育所等での医療的ケアに必要な看護師等の加配
- ③スクールソーシャルワーカーの活用(就学前支援)

### 期待される効果

- ・特別支援保育専門職員や親育ち・特別支援保育コーディネーターが保育所等の加配保育士等に指導、助言を行うことにより、特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質の向上が見込まれる。また、保育所等に医療的ケア児加配看護師等を配置することにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上が見込まれる。
- ・スクールソーシャルワーカーが厳しい環境にある5歳児と保護者へ支援を行うことにより、小1プロブレム等の小学校入学時ににおける課題の解決に繋がる。

### 現状・課題

- (現状) ◆特別な支援を必要とする子どもへの理解の広まりと同時に対象の子どもの増加している。  
◆生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、様々な問題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。  
◆子どもに対する総合的な支援体制の充実が求められる。
- (課題) ◆コーディネーター、医療的ケア児加配看護師、SSWの配置拡充を推進するための人材の確保を必要とする。

### 事業目標

- 保育所等へ専門的かつ継続的な支援を行うことにより、各園が特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもにもあるいは医療的ケアが必要な子どもに対して組織的に対応できる体制を確立する。
- 厳しい環境にある5歳児と保護者に適切な支援を実施し、円滑な小学校への入学に繋げる。

## 実施内容

### 保育所等における要支援児童等対応推進事業

(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置) 【R8当初：31,494千円】

<役割> 厳しい環境にある子ども及び特別な支援を必要とする子どもに関する相談窓口、関係機関(医療、福祉、教育)との連携の充実、専門機関等の指示に基づき園への支援(指導計画・引き継ぎシート)

(R7見込：12市町村14人→R8当初：12市町村14人配置)

### 医療的ケア児保育支援事業

【R8当初：25,266千円】

医療的ケアを必要とする乳幼児を受け入れるために、看護師等を配置した場合の経費に対して助成。

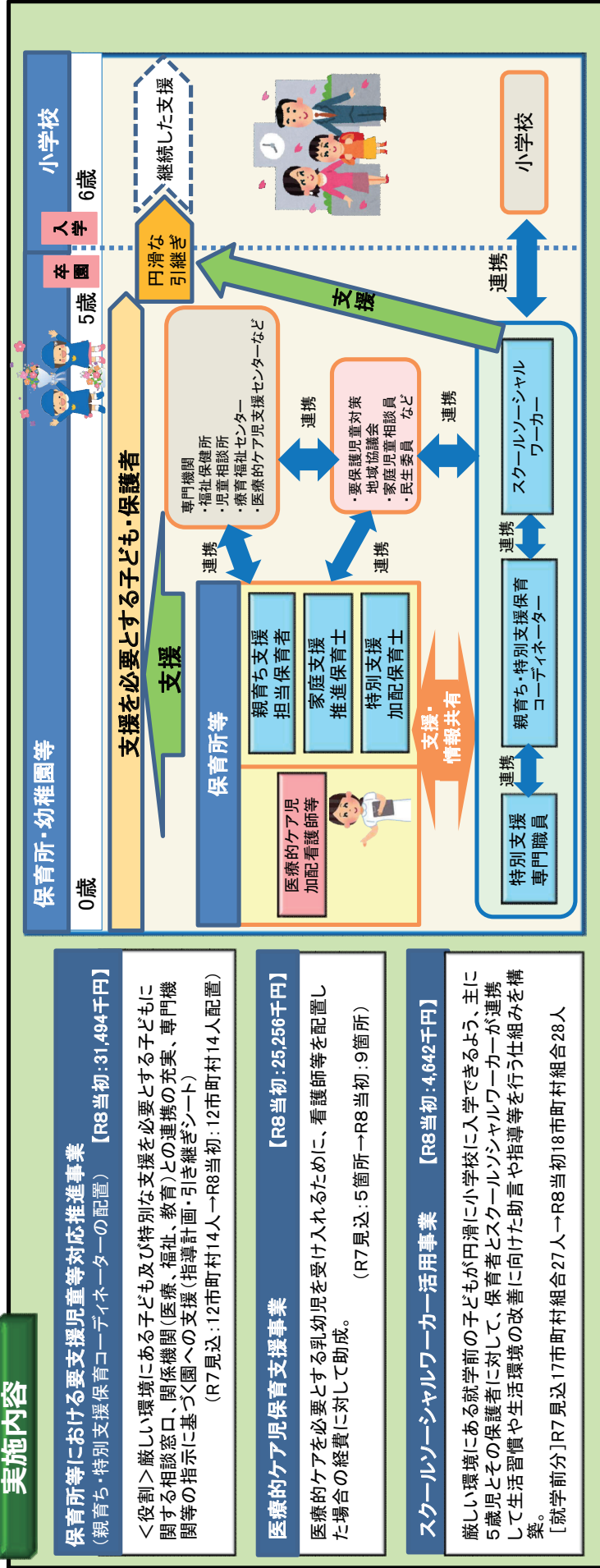
(R7見込：5箇所→R8当初：9箇所)

### スクールソーシャルワーカー活用事業

【R8当初：4,642千円】

厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるように、主に5歳児とその保護者に対して、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を行う仕組みを構築。

[就学前分] R7見込17市町村組合27人→R8当初18市町村組合28人



# 地域のニーズに応じた保育サービスの充実

# 幼保支援課

R8当初：23,566千円（一） 23,566千円  
 (R7当初：25,988千円（一） 25,988千円)

## 事業概要

子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援推進行動計画等の地域計画を円滑に推進するため、地域のニーズに応じた保育サービスの充実に関する事業に要する経費を補助する。

## 期待される効果

地域の実情に応じたきめ細やかな保育サービスの提供体制を確保することで、高知県全体の保育の質の向上を図る。

## 現状・課題

- ◆ 女性就労の増加、育児休業制度の定着等に伴い、0歳児から2歳児までの低年齢児について年度途中の保育需要が増えている。
- ◆ あらかじめ年度途中での入所を前提とした保育士等の人員確保が必要であるが、保育所等では、経営上余剰人員を雇用することが困難な状況にある。

## 事業目標

- 低年齢児の保護者が、年度途中で保育を必要とする場合、スムーズに保育所等に受け入れられる。

## 実施内容

### 低年齢児保育促進事業

3歳未満児の保育のための保育士をあらかじめ加配し、待機児童解消のために年度途中の乳幼児の受け入れを促進する。

- ◆ 補助基準額 1,379,400円/1か所（@10,450円×22日×6月）
- ◆ 補助要件 次のいずれも満たすこと。

- (1) 年度途中の0～2歳の入所児童数が3名以上の見込み
- (2) 0～2歳児クラスの配置基準にプラスして職員配置

補助先：市町村(高知市除く)  
 補助率：県1/2 市町村1/2

(参考)

○補助対象

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
在籍乳幼児数	2	3	4	
担当職員	0.6	1.1	1.7	2
加配数	2	1	1	4
加配数				2

×補助対象外

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
在籍乳幼児数	5	8	7	
担当職員	1.6	2.5	4.1	5
加配数	2	1	1	4
加配数				0



### 家庭支援推進保育事業

※R6年度より、保育サービス等推進総合補助金から人口減少対策総合交付金に移行されました。

家庭環境等に特別な配慮が必要な児童への家庭訪問や地域連携等を実施するために必要な専任の保育士を配置し、入所児童の処遇向上を図る。

### 高知県人口減少対策総合交付金

○市町村が地域の実情に合わせて実施する人口減少対策を総合的に支援

【交付対象事業】①若者の定着増加、②婚姻数の増加、③出生率の増加、④共働き共育での推進

○全ての市町村に配分する「Ⅰ基本配分型」と、県の掲げる目標(若者(34歳以下)の増加、出生数の増加)の達成につながる取り組みに加算する「Ⅱ連携加算型(手挙げ)」の2つで構成

Ⅰ 基本配分型<ソフト>		Ⅱ 連携加算型<ソフト・ハード>	
(1) 通常分	○人口割、均等割等により、全ての市町村に配分 [交付額:300～7,500万円程度/年]	○1市町村当たりの交付額(上限):4年間(R6～9) ・人口1万人未満 5,000万円 ・人口1万人以上 1億円	○県の掲げる目標の達成につながる取り組みであって、次のAまたはBに該当する事業 A:県が直接実施する取り組みと連携することでさらなる相乗効果が期待される事業 B:市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事業
○交付対象事業(上記①～④の目的に資するもの)に該当すれば、市町村の裁量で活用可			○市町村は数値目標を設定した事業計画を作成
(2) 男性育休インセンティブ加算			



# 私立幼稚園への補助

(私立学校運営費補助金除く)



## 1 私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金

女性の社会進出の増加等による保護者の保育ニーズの拡大に対応するために、学校法人立幼稚園等が実施している子育て支援事業に対して補助し、子育て家庭への支援となる当該事業の充実に、保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図る。

### ●補助要件

子育て支援事業	幼稚園等施設開放事業	対象経費 事業実施に要する経費（人件費、旅費、報償費、需用費【食糧費を除く】、役務費、使用料等）
	子育て相談事業	
	子育て講座開催事業	対象外経費 他の補助金の対象となるもの及び設備整備に係る経費（備品購入費、施設整備費等）
	その他地域住民等の子育てを支援する事業	

※公定価格（基本分単価、子育て支援活動費加算）や他の補助金との重複受給は認められませんので、十分精査してください。

### ●補助金事務スケジュール（予定）

- 11月 事業計画書提出
- 2月 交付申請書提出
- 3月 交付決定通知
- 4月 実績報告書提出
- 5月 補助金精算払



## 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

心身障害児の幼稚園等への就園の機会の拡大を図るとともに、心身障害児教育の振興を図るために、心身障害児を受け入れている学校法人立幼稚園等に対して補助する。

### ●補助要件

- ① 1人以上、心身障害児を受け入れていること
- ② 以下のいずれかに該当し、教育上特別な配慮が必要なものであること
  - ・身体障害者手帳の交付を受けている幼児
  - ・療育手帳の交付を受けている幼児
  - ・特別児童扶養手当の支給対象となる幼児
  - ・医療機関や市町村等が設置する専門機関（教育研究所等）において、心身に障害があると判断された幼児
- ③ 公定価格や他の補助金等と対象経費が重複していないこと

### ●補助金事務スケジュール（予定）

- 10月 交付申請書提出
- 3月 交付決定通知
- 4月 実績報告書提出
- 5月 補助金精算払



## 多子世帯保育料軽減事業費補助金

## 幼保支援課

R8当初：88,396千円（一）88,396千円  
 (R7当初：88,646千円（一）88,646千円)

### 事業概要

18才未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)する。

### 期待される効果

多子世帯の経済的負担の軽減に加え、施設間の公平性の向上が図られることにより、子どもが育つ環境が整えられる。

### 現状・課題

#### 【県民のニーズ】

「理想の数だけ子どもを持たない理由」 1位 ⇒ 子育てや教育にお金がかかりすぎるから (75.5%)  
 「理想の数だけ子どもを持てる環境」 2位 ⇒ 子どもへの医療費や保育料などへの経済的支援の充実 (46.7%)  
 出展：令和7年度 出会いから結婚・子育てまでの切れ目ない支援のための県民意識調査

### 事業目標

全市町村において、18歳未満の子が3人以上の場合、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)する。

## 実施内容

### ◆18歳未満の子が3人以上の場合、同時入所に関わらず、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)

- 対象施設
    - ①認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所
    - ②届出認可外保育施設
  - 補助対象経費
    - ①子ども・子育て支援法の規定により徴収する保育料
    - ②設置者が徴収する保育料（上限：月額50,000円）
- ※子育てのための施設等利用給付の支給要件を満たす者の場合は、月額50,000円から当該給付月額を差し引いた額を限度とする。

- 補助率  
1/2以内

- 定義  
第3子以降：戸籍上の第3子以降の子ども  
3歳未満：年度当初の時点で3歳未満の子ども  
したがって、当該年度の間であれば満3歳に達してからの対象施設に入ることとなった子どもはこれに該当する。

#### ○参考

3歳～5歳の子どものための利用料、住民税非課税世帯の0歳～2歳の子供たちの利用料を無償化（R元.10月～）

《参考：国の保育料等軽減措置》  
 ※同時入所の場合  
 第1子の年齢制限撤廃(年収約360万未満世帯)

3号認定	第2子 第3子	半額 無償
1・2号認定	無償	





## 子ども・子育て支援新制度



# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

## 国主体

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等への利用に係る支援

#### 施設等利用費

新制度の対象とならない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

### 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ ・ 養育支援訪問事業
  - ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬ 妊婦健診

### 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ・ 企業主導型保育事業
  - ⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・ 企業主導型ベビシッター利用者支援事業
  - ⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビシッター派遣サービスを利用できるような支援
- ・ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
  - ⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

## 子ども・子育て支援給付費の支給を受ける子どもの認定区分

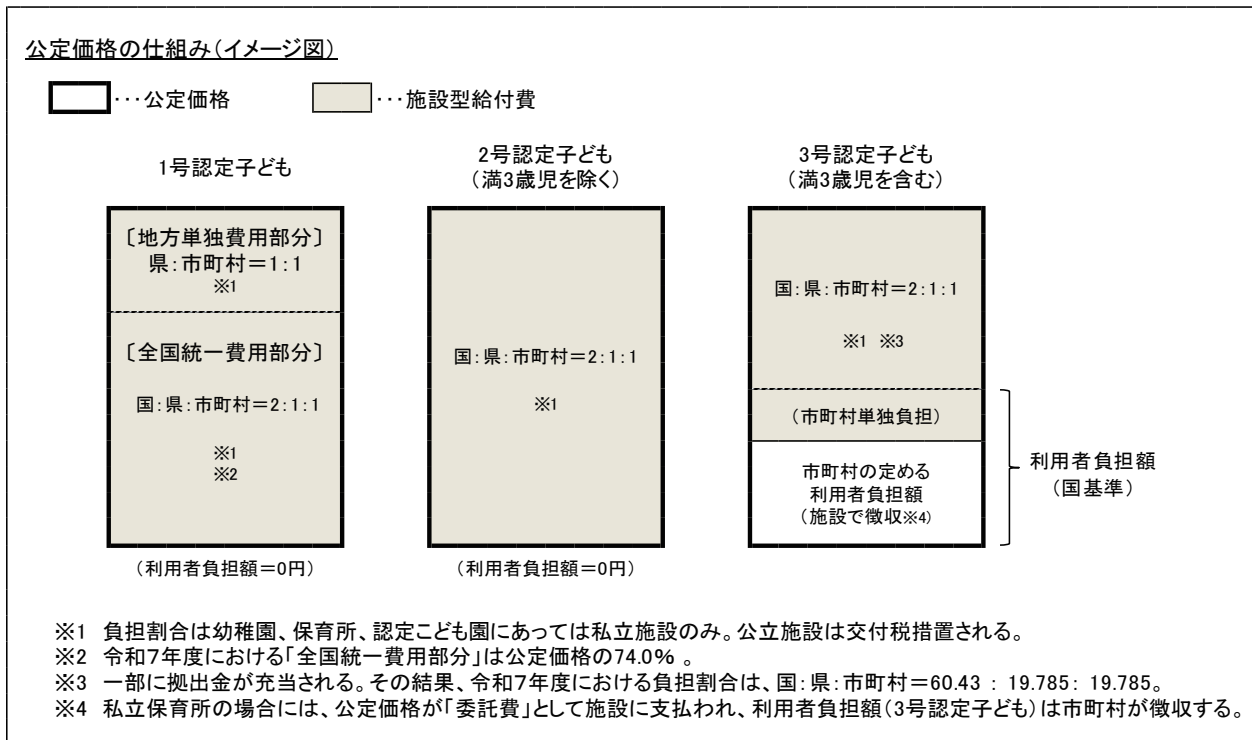
給付種類	(認定通称)	対象子ども(認定区分)		利用施設・事業
		(認定通称)	教育標準時間	
施設型給付 地域型保育給付 (特例給付を含む)	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園(私学助成幼稚園を除く) 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第19条第1項第2号)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(法第19条第1項第3号)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業等
施設等利用給付 (R1.10月～)	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号・新3号認定子ども以外のもの(第30条の4第1号)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号・新3号認定子ども	私学助成幼稚園 (新制度未移行幼稚園)
	新2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第2号)	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第2号)	私学助成幼稚園 (新制度未移行幼稚園)
	新3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものうち、市町村民税非課税世帯に属するもの(第30条の4第3号)	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものうち、市町村民税非課税世帯に属するもの(第30条の4第3号)	預かり保育事業(※) 認可外保育施設等

(※) 幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型)等)のこと。  
幼稚園、保育所、認定こども園等での「非在籍園児の預かり保育」(一時預かり事業(一般型、余裕活用型)等)は「認可外保育施設等」に該当する。

# 給付の基本構造

## ■施設型給付の基本構造(地域型保育給付、特例給付も同様)

- 「施設型給付費」は「公定価格(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)」から「利用者負担額(政令で定める額を限度として市町村が定める額)」を控除した額となります。
- 給付については、保護者における個人給付を基本としつつも、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。(利用者負担額は施設が利用者から徴収します。)
- 私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、公定価格の全額が委託費として支払われます。
- 給付(委託費の支払い)は、教育・保育給付認定を行った市町村(子どもの居住地の市町村)が行います。



## ■施設等利用給付の基本構造

- 市町村は、対象の施設・事業(市町村の確認を受けたもの)を認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を月額上限額の範囲内で支給します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などの「特定費用」は施設等利用給付の対象外となります。
- 支給に要した費用は、国、県、市町村で2:1:1の割合で負担します。(国立幼稚園は全額国負担)

[月額上限額]

認定区分	利用施設・事業	上限月額	備考
新1号	私学助成幼稚園	2.57万円 (国立幼稚園は8,700円)	教育時間のみ (※教育時間外は「預かり保育事業」に該当する)
	私学助成幼稚園		
新2号	預かり保育事業	1.13万円 (月額単価450円)	幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(土曜日、休業期間外の預かり保育を含む) ※いわゆる「午後の預かり保育」
	認可外保育施設等	3.7万円	認可外保育施設、一時預かり事業(※預かり保育事業でないもの)、病児保育事業、ファミリー・センター・サポート事業
新3号	新制度未移行幼稚園	2.57万円	教育時間のみ (※教育時間外は「預かり保育事業」に該当する)
	預かり保育事業	1.63万円 (月額単価450円)	幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(土曜日、休業期間外の預かり保育を含む) ※いわゆる「午後の預かり保育」
	認可外保育施設等	4.2万円	認可外保育施設、一時預かり事業(※預かり保育事業でないもの)、病児保育事業、ファミリー・センター・サポート事業

# 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1) 一定の経過措置あり

注2) 施設整備費について

・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。

・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

## 新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

### 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

#### 学校教育法に定めるもの

幼稚園  
小学校  
中学校  
高等学校  
中等教育学校  
特別支援学校  
大学  
高等専門学校  
学校教育を提供

学校

#### 認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設  
両方の性格

# 地域型保育事業の認可基準について

## 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

## <主な認可基準>

		小規模保育事業		
		A型	B型	C型
保育所		保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
職員資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	0歳・1歳乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を定める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

## 家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。
- <主な認可基準>

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数 0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格 家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		
設備・面積	保育室等 0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を定める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たったの経過措置を設ける。

## 新制度における指導監査等について

- 特定教育・保育施設等に実施される指導監査等の種類
  - (1) 施設監査（各施設・事業の認可基準の観点からの監査）
  - (2)① 確認に係る指導監査（特定教育・保育施設等の運営基準、給付の観点からの指導監査）
  - ② 業務管理体制の整備に係る検査（法令順守に係る業務管理体制の整備の観点からの検査）

施設類型	施設監査 〔都道府県・指定都市・中核市〕 ※幼稚園は大都市特例なし ※地域型保育事業は市区町村	新制度 確認指導監査 (市区町村)	業務管理体制検査 (国、都道府県、市区町村)
保育所	児童福祉法 § 46	支援法 § 14,38	支援法 § 56
幼稚園	学校教育法 (必要に応じて都道府県が実施)	支援法 § 14,38 (移行していない園) -	支援法 § 56 (移行していない園) -
幼保連携型認定こども園	認定こども園法 § 19	支援法 § 14,38	支援法 § 56
認定こども園 (上記を除く。以下同じ。)	保育所型…保育所と同じ 幼稚園型…幼稚園と同じ 地方裁量型…児童福祉法 § 59 ※認定こども園法には規定なし	支援法 § 14,38	支援法 § 56
地域型保育事業	児童福祉法 § 34-17	支援法 § 14,50	支援法 § 56

# 施設監査と確認監査

種別	施設監査(幼保連携型認定こども園)		確認に係る指導監査(特定教育・保育施設)	
実施主体	都道府県、指定都市、中核市		市区町村	
種類と実施頻度	<p>一般監査</p> <p>定期的かつ計画的に実施 (児童福祉施設が1年に1度以上実施することに留意)</p> <p>特別監査</p> <p>以下のいずれかに該当する場合、随時適切に実施 ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき ② 基準に違反があると疑うに足る理由があるとき ③ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき ④ 正当な理由が無く、一般監査を拒否したとき</p>	<p>集団指導</p> <p>新規施設…概ね1年以内 既存施設…必要と考えられる内容が生じたとき</p>	<p>指導</p> <p>① 全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 ② 市区町村が実地による指導を要すると認める施設を対象に随時実施</p>	<p>監査</p> <p>要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施</p>
主な監査内容 ★は、「施設監査」と「確認に係る指導監査」の重複又は一部重複が見られる事項 ☆は、公認会計士による外部監査を受けている場合に、省略できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・保育環境の整備に関する事項</li> <li>★ ① 学級編成及び職員配置の状況</li> <li>★ ② 認可定員の遵守状況</li> <li>★ ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等</li> <li>★ ④ 教育・保育を行う期間・時間</li> <li>★ ⑤ 職員の確保、定着促進及び資質向上の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施等)</li> <li>○ 教育・保育内容に関する事項</li> <li>★ ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成</li> <li>★ ② 指導計画の作成</li> <li>★ ③ 小学校教育との円滑な接続</li> <li>★ ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携</li> <li>○ 健康・安全・給食に関する事項</li> <li>★ ① 健康の保持増進に関する取組状況</li> <li>★ ② 事故防止・安全対策に関する取組状況</li> <li>★ ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用定員に関する基準</li> <li>○ 運営に関する基準</li> <li>① 内容及び手続きの説明及び同意</li> <li>② 応諾義務・選考</li> <li>★ ③ 小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上</li> <li>★ ④ 利用者負担の徴収</li> <li>★ ⑤ 事故防止及び事故発生時の対応、再発防止</li> <li>★ ⑥ 利用定員の遵守</li> <li>★ ⑦ 地域との連携</li> <li>☆ ⑧ 会計の区分</li> <li>★ ⑨ 各種記録(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)の整備</li> <li>○ 給付に関する事項</li> <li>① 地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分</li> <li>② 基本分単価</li> <li>③ 各種加算事項</li> <li>④ 各種加減・乗除調整事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 指導から監査への変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しい運営基準が違反が確認され、利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき</li> <li>・ 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき</li> </ul> </li> <li>2. 監査の結果、文書による通知と報告聴取、行政処分(勧告、命令、確認の取り消し)、不正利得の徴収等</li> </ul>	
結果に基づく措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調査終了後、速やかに園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書を以て必要な指導、助言等を行う。</li> <li>② 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認する。</li> <li>③ 適切な是正改善が行われない場合、必要に応じて認定こども園法に基づき改善勧告等の措置を講じる。</li> </ul>			

## 一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用法	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準を遵守。				-	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準に準じて行う。
実施要件	職員配置					
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下することはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した保育士、家庭的保育者又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	
実施箇所数	9,232か所	5,293か所	-	500か所	0か所	(※ 一般型の内数)

## 一時預かり事業(幼稚園型)の担当職員に算入できる範囲(イメージ)

職員の類型	職員が通常勤務する日 <sup>※1</sup>			休日	
	(教育課程時間)	(教育課程時間外)		合計8時間まで	合計8時間超
	4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超		
一時預かり事業の専任職員	○	○	○	○	○
一時預かり事業と幼稚園等の兼務職員	幼稚園等における学級担任等の常勤教員 <sup>※2</sup>	× <sup>※3</sup> ※6	× <sup>※3</sup> ※6 (○ <sup>※4</sup> )	○ <sup>※5</sup>	○ <sup>※5</sup>
	幼稚園等における非常勤講師等 <sup>※2</sup>	× <sup>※6</sup>	○ <sup>※7</sup>	○	○
(参考)適用補助単価	在園児	基本分単価		休日単価	長時間加算単価
	非在園児 <sup>※8</sup>	休日単価		長時間加算単価	長時間加算単価

※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。

※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。

※4 人件費について一時預かり事業の補助対象経費に算入不可だが、教育課程時間外で配置職員数には算入可(ただし、学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましい)。

※5 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

※6 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

※7 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

※8 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業(一般型)により対応。ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

**事業の目的**

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

**事業の概要**

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

**実施主体等**

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額案】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

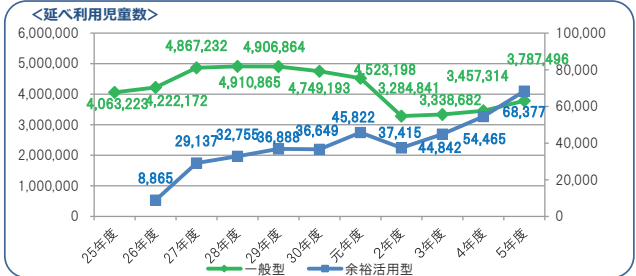
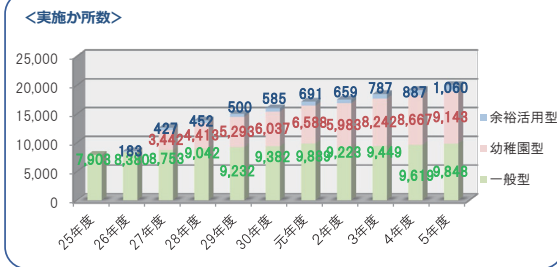
（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

**令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】**

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。  
・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保を検討すべきである。

**【実績】**

◇【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

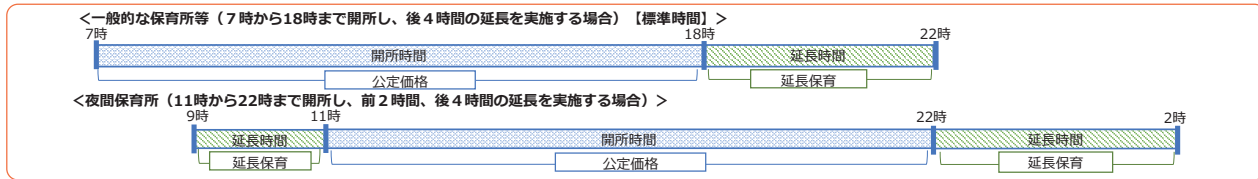
※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,288億円)

**事業の目的**

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

**事業の概要**

- (1) **一般型**  
標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業  
短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業
- (2) **訪問型（平成27年度創設）**  
居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業



**実施主体等**

【実施主体】市町村（特別区含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【主な令和8年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

- ① **保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）**
  - 1時間延長：23,300円
  - 2時間延長：46,600円
  - 3時間延長：69,900円
- ② **保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）**
  - 30分延長：600,000円
  - 1時間延長：1,909,000円 (2,137,000円)
  - 2～3時間延長：2,955,000円 (3,183,000円)
  - 4～5時間延長：6,280,000円 (6,394,000円)
  - 6時間以上延長：7,401,000円
- **配置基準改善加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ**
  - 30分延長：150,000円
  - 1時間延長：300,000円
  - 2～3時間延長：750,000円
  - 4～5時間延長：1,350,000円
  - 6時間以上延長：1,950,000円
- **障害児保育加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象障害児数が1人以上の施設のみ**
  - 30分延長：150,000円
  - 1時間延長：300,000円
  - 2～3時間延長：750,000円
  - 4～5時間延長：1,350,000円
  - 6時間以上延長：1,950,000円

**拡充**

**【実績】**

<実施か所数>  
令和3年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）  
令和4年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）  
令和5年度：29,755か所（公立6,256か所、私立23,499か所）

<年間実利用児童数>  
令和3年度：893,990人（公立201,262人、私立692,728人）  
令和4年度：915,022人（公立195,215人、私立719,807人）  
令和5年度：948,778人（公立198,712人、私立750,066人）

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化  
※ こども家庭庁保育政策課調べ

事業の目的

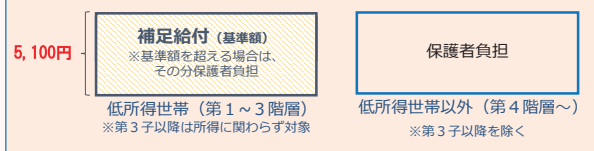
<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数(2,013億円の内数)

- 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

事業の概要

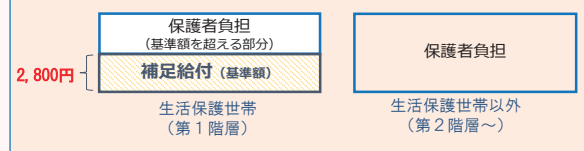
各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費(副食材料費) ※新制度に移行していない園に限る



※新制度園(1号認定)の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている  
※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

②教材費・行事費等(給食費以外) ※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。)

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費(副食材料費)の対象(2019年10月～)は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない(外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象)。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和8年度補助基準額案(1人当たり月額)】

- ① 給食費(副食材料費) : 5,100円
- ② 教材費・行事費等(給食費以外) : 2,800円

【実績(令和5年度)】

- ① 給食費(副食材料費) 1号認定: 6,133か所、62,918人
- ② 教材費・行事費等 1号認定: 659か所、1,072人  
2号認定: 2,938か所、5,972人  
3号認定: 1,971か所、2,968人

事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、  
・多様な事業者の新規参入の支援  
・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築  
・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

事業の概要

① 新規参入施設等への巡回支援(平成26年度創設)

- 住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

② 認定こども園特別支援教育・保育経費(平成27年度創設)

- 私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援(令和3年度創設)

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。) 【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和8年度補助基準額案】

- ① 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額: 420,000円(令和7年度基準額400,000円)
- ② 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象子ども1人当たり月額: 65,300円  
支援対象: 特別な支援が必要な子どもが在籍する施設 ※対象子どもが1人在籍する施設については、別途補助要件を設定
- ③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額: 20,000円  
ただし、利用する施設等の過去3力年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】

(単位:巡回支援と特別支援はか所、集団活動の利用支援は市区町村)

	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
巡回支援	247	780	931	956	989	884	884	724	591	516
特別支援	-	111	94	140	277	292	336	427	552	658
集団活動事業の利用支援	-	-	-	-	-	-	-	89	134	137

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)  
※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,288億円)

**事業の目的**

- 子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

**事業の内容**

- (1) **病児対応型・病後児対応型**  
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- (2) **体調不良児対応型**  
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。
- (3) **非施設型（訪問型）**  
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

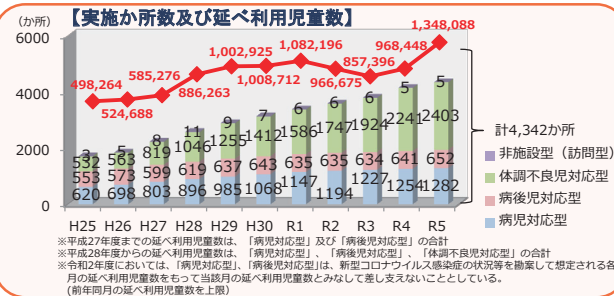
**実施主体等**

【実施主体】市町村（特別区を含む。）  
【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）  
【主な令和8年度補助基準額案（病児対応型1か所当たり年額）】  
基本分単価：9,459,000円（うち改善分2,538,000円） **【拡充】**  
加算分単価：1,180,000円～42,400,000円  
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円  
感染症対応加算：1,542,000円

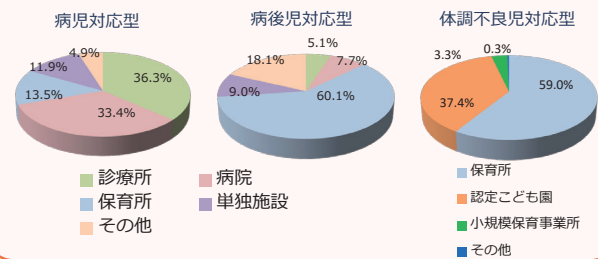
**【拡充】基本分単価（改善分）の適用範囲拡大**



市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用対象に追加。



**【実施場所】**



**事業類型毎の比較**

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）	④ 送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児	保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1人以上配置</li> <li>■ 保育士：利用児童おおむね3人につき1人以上配置</li> <li>■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等を常時1人以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度）</li> <li>■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用に自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に配慮が必要</li> <li>■ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする</li> </ul>
実績	(令和2年度実績) 病児：1,194か所 病後児：635か所	(令和2年度実績) 1,747か所	(令和2年度実績) 6か所	-

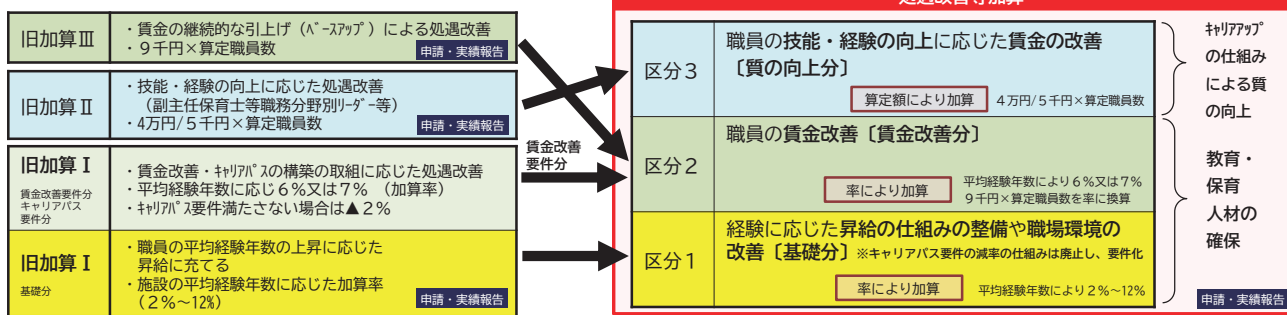
○ **子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善（平成27年度～）**

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。

○ **送迎対応の創設（平成28年度～）**

## 処遇改善等加算の一本化について（令和7年度～）

- 旧加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算」に一本化
- 旧加算の目的・趣旨を踏まえ、見直し後の加算の中に、「区分1」（基礎分）、「区分2」（賃金改善分）、「区分3」（賃金の向上分）の3区分を設定



### 【見直し前】

### 【見直し後】

- ▶ 賃金改善を目的とした見直し前の旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲは区分2に統合
- ▶ キャリアパス構築要件について、旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、区分1の要件として設定（1年間の経過措置）
- ▶ 見直し後の加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを実施

配分方法 (区分2・3)	旧加算Ⅰ（賃金改善分）：基本給・手当・賞与又は一時金等 旧加算Ⅱ：基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 旧加算Ⅲ：2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	区分2・区分3：1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ※ 区分3は従前どおり基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
配分方法 (区分3)	一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象 4万円支給を1人以上	施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能。 ※ 研修終了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。
算定方法 (区分3)	4万円分：「4万円支給を1人以上」を満たすと「基準人員×1/3」の人数で算定。 5万円分：「基準人員×1/5」を配置すると「基準人員×1/5」の人数で算定。	施設の規模に応じた副主任保育士の複数人配置を推進。職員数A、Bの人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付 ※（基準人員×1/3(1/5)）と研修終了者数の少ない方の数で算定。 ※ 4万円は研修終了見込みの者で算定可能（1年間の経過措置）
確認方法	加算額を賃金改善等に充当したかの確認を旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）ⅡⅢごとに実施（実績報告書最大9枚）	区分2・3の加算総額で確認（実績報告書最大3枚） ※ 加算額以外の部分で賃金水準を下げていないかも確認。

※ ほか、旧加算では、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

## 保育士等の処遇改善の仕組み

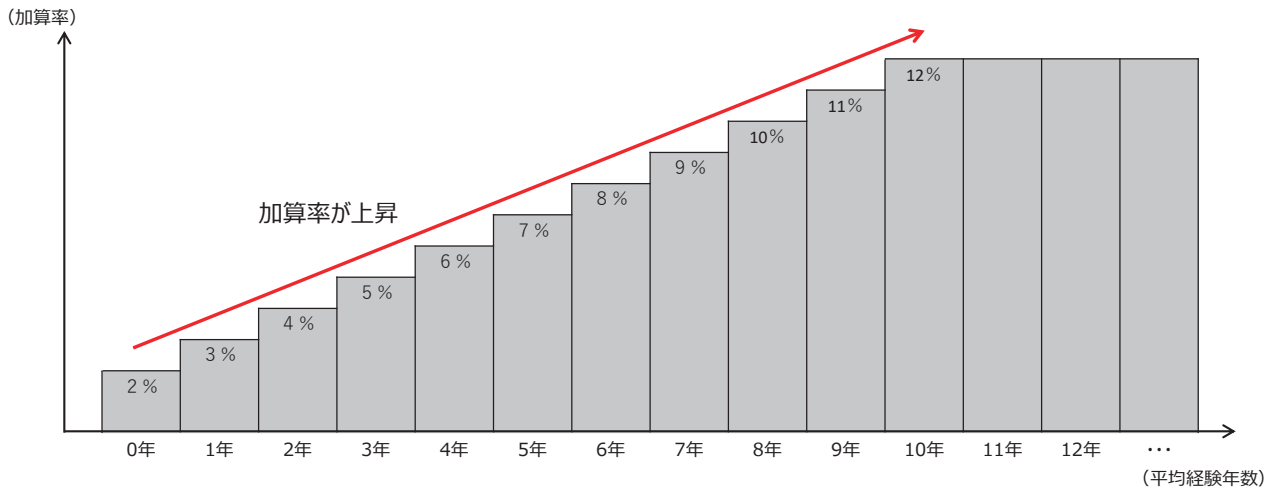
	目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等加算	区分1	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や賃金向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分1単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	■ 認定申請 ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※3）  【区分2・3のみ必要な書類】 ③ 賃金改善計画書（※4）  【区分3のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※4）  ■ 実績報告【区分2・3のみ必要】 ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分2	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに伴った賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※ 加算率：6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の基礎職員1人当たり9,000円相当の改善を行うための率を足して設定	
	区分3	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※1）		基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	4万円×人数A（（基礎職員数×1/3）と研修終了者数の少ない方の数） 5千円×人数B（（基礎職員数×1/5）と研修終了者数の少ない方の数）	
人事院勧告による改善分	人勤に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	-	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	-

- （※1） 年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
- （※2） 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。
- （※3） 過年度に徴してあり、その内容に変更がない場合は提出不要。
- （※4） 過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

## 処遇改善等加算の概要\_1/3

### 区分 1

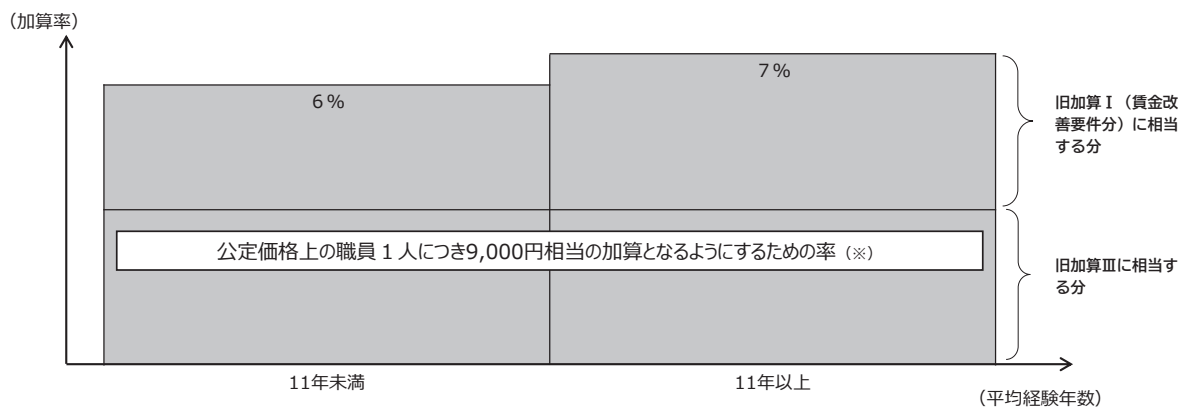
趣旨・目的	教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。 ※ 旧加算 I（基礎分）に該当するもの。
対象者	全職員
主要要件	キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築
加算額	在籍児童数×区分 1 単価×加算率（職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定）



## 処遇改善等加算の概要\_2/3

### 区分 2

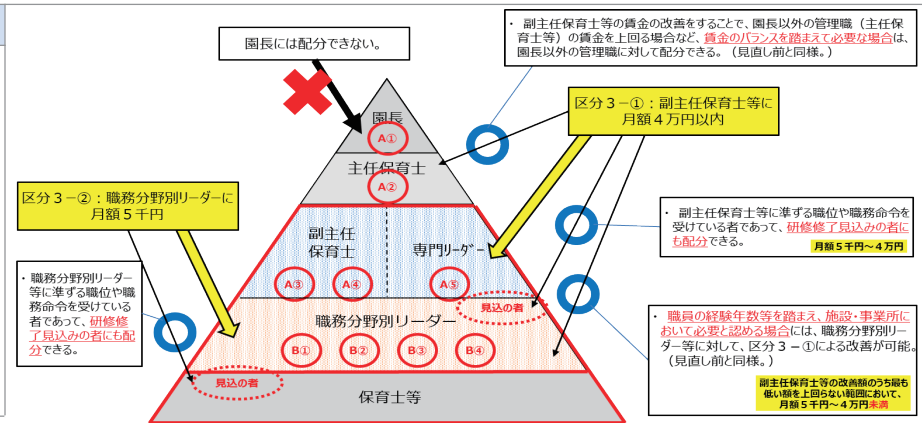
趣旨・目的	職員の賃金改善を図るもの。 ※ 旧加算 I（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲを統合したものの。
対象者	全職員
主要要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区分 2 と区分 3 のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない</li> <li>② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※） ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。</li> <li>③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない</li> <li>④ 加算額の1/2 以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善</li> <li>⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに伴った賃金の追加的な支払を行う</li> <li>⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知</li> </ol>
加算額	在籍児童数×区分 2 単価×加算率（6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の職員 1 人当たり9,000円相当を改善するための加算率を足して設定）。



区分3

趣旨・目的	副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5万円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築するもの。 ※ 旧加算Ⅱに該当するもの。
対象者	特定の研修を修了した副主任保育士等、職務分野別リーダー等 ※ 研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されるとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
主な要件	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※） ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。 ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知

加算額	
副主任保育士等： 40,000円 × 人数A（基礎職員数×1/3）と研修修了者数の少ない方の数（※）	<p>（※）人数Aについては、令和6年度に旧加算Ⅱを算定していた事業所においては、令和7年4月時点で在籍していた職員について、令和7年度に限り、研修修了見込みであっても「研修修了者」として算定できる。</p>
職務分野別リーダー等： 5,000円 × 人数B（基礎職員数×1/5）と研修修了者数の少ない方の数	



幼稚園教諭（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

研修による技能の習得を通じた、キャリアアップ

○既存の研修をキャリアアップのために受講

【算入可能な研修について】  
以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

- 都道府県・市町村
- 大学等（大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）
- 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者（申請のための統一様式あり）
- その他加算認定自治体が適当と認める者（園内研修など、申請のための統一様式あり）

※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの内容の確認は不要

<標準規模の幼稚園（定員160人）の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、幼稚園教諭7人、事務職員2人  
合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー（注2、3） 月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人  
新 専門リーダー（注2、3）

【要件】（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3）（注4）  
ア 経験年数概ね7年以上  
イ 若手リーダーを経験  
ウ マネジメント+研修の修了(60h)（注1）  
エ 中核リーダーとしての発令  
【要件】  
ア 経験年数概ね7年以上  
イ 若手リーダーを経験  
ウ 研修の修了(60h)（注1）  
エ 専門リーダーとしての発令

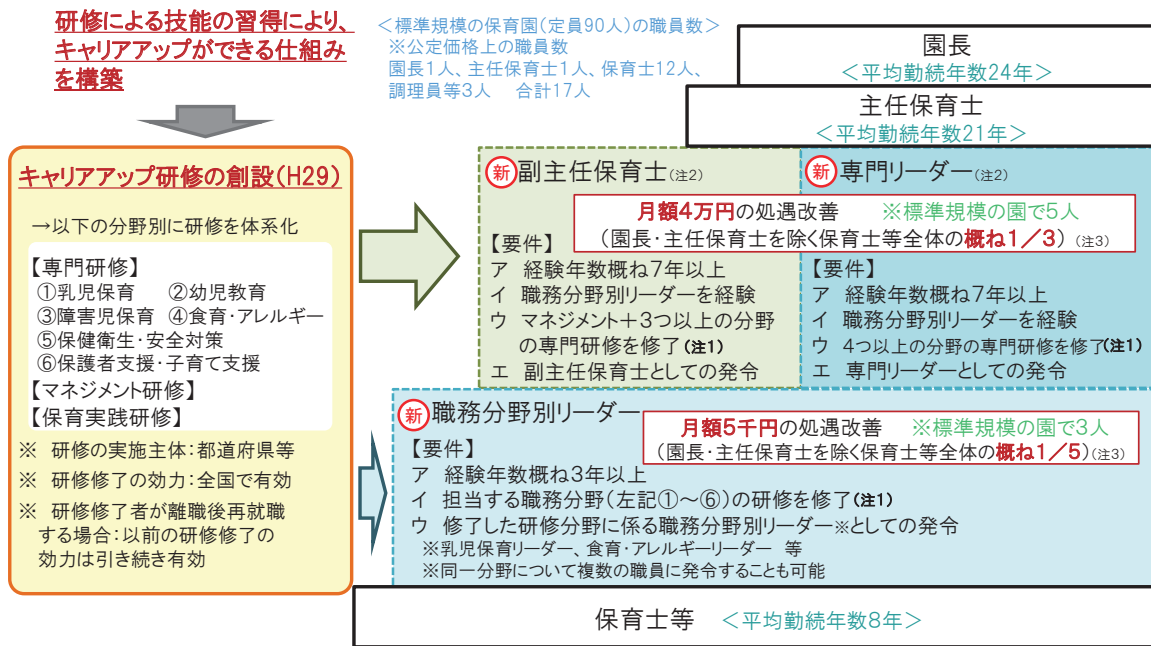
新 若手リーダー 月額5万円の処遇改善 ※標準規模の園で2人  
（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5）（注4）

【要件】  
ア 経験年数概ね3年以上  
イ 研修の修了(15h)（注1）  
ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

（注1） 加算に係る研修修了要件は、中核リーダー等については令和5年度、若手リーダーについては令和6年度から適用する。その際、中核リーダー等に求める研修修了時間は、令和5年度は15時間以上とし、令和6年度以降、毎年度15時間以上ずつ引き上げる。  
（注2） 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可  
（注3） 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可  
（注4） 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

# 保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（2・3号関係）

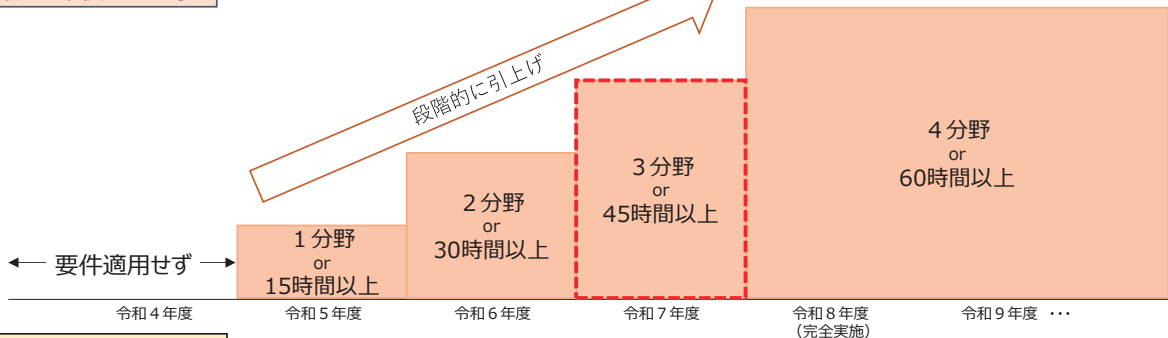


(注1) 加算に係る研修修了要件は、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダーについては令和6年度から適用する。その際、副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。  
(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。  
(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

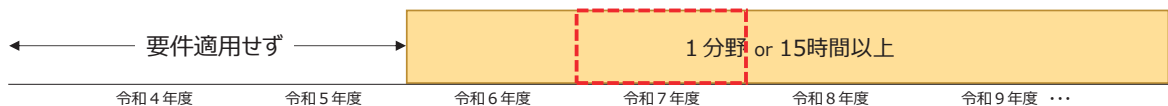
## 処遇改善等加算（区分3（旧加算Ⅱ））の研修修了要件の必須化時期の取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

### 副主任保育士・中核リーダー等



### 職務分野別リーダー・若手リーダー



※副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野（15時間）以上の研修修了が必要



## 6 南海トラフ地震対策等



# 保育所・幼稚園等の高台移転への補助について

幼保支援課

## 目的

南海トラフ地震に伴い発生する津波から、幼い子どもたちを守るために、保育所等においては、耐震化や室内安全の確保、避難訓練の充実等の対策を行っている。また、新想定を発表後、これまでの対策に加え、市町村においては抜本的な津波対策として高台移転の具体的な検討が進められており、県としても高台移転を行う市町村等に対して支援を行い、今後の県の将来を担う子どもたちの安全確保を図る。

## 現状

【第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」によれば、保育所・幼稚園等の全園299園のうち、96園(R7年度末)が浸水予測区域内に所在している。

## 課題

- 乳幼児は、自力での避難が困難であり、時間を要する。
- 乳幼児を安全に避難させるには、職員のみでは限界がある。
- 安全な避難場所の確保が難しい場合がある。

## 高台移転の進捗状況

【R8.2月末現在】

- (1) 移転完了・・・12市町27園→移転後19園
- (2) 移転工事中・準備中・・・3市町5園
- (3) 移転の意向あり・・・3市町5園



## 高知県職員等こころざし特例基金の活用

本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策を加速するため、職員等の給与特例減額分を原資に、「高知県職員等こころざし特例基金」に積み立てて、活用する。(基金設置：H25年度)

## 抜本的な津波対策

保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金・交付金  
保育所・幼稚園等高台移転検討事業費補助金

### 高台移転検討への補助

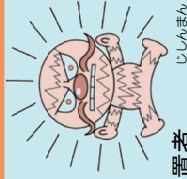
- 1 補助対象施設：保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設
- 2 補助先：市町村
- 3 補助対象経費：
  - (1) 移転場所の選定及び高層化に必要な調査・測量等委託費
    - ・候補地調査、用地測量、地質調査等
  - (2) 移転及び高層化に係る計画の作成等委託費
    - ・概略図の作成、全体事業費の概算等
- 4 補助率：1/2以内



つなみまん  
高知県防災キャラクター  
©やなせたかし

### 高台移転施設整備への補助

- 1 補助対象施設：保育所・幼稚園・認定こども園
- 2 補助先：市町村(保育所・公立幼稚園・認定こども園については、高知市を除く。)、私立幼稚園設置者、私立認定こども園設置者
- 3 補助要件
  - ・津波浸水予測区域外への移転及び現地での高層化
  - ・市町村が、乳幼児を津波から守るため高台移転が適当と判断したもの
  - ・被災後の地域における継続的な保育の提供の確保(BCP)が必要な場合など、総合的に判断
- 4 補助基準額
  - ・施設の定員規模に応じた補助基準額(本体工事、特殊附帯工事、設計料加算)
  - ・BCPへの対応に係る整備費を加算した額
- 5 補助率：3/4以内



じしんまん

※国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。

※公立施設については、起債対象の市町村負担分の3/4以内を交付する。

## 保育所・幼稚園等の施設整備にかかる補助金について

公立保育所	平成18年度より一般財源化(税源移譲分交付税措置1/2)
私立保育所	就学前教育・保育施設整備交付金 国 1/2 (保育提供体制の確保のための実施計画採択市町村は 2/3)
公立幼稚園	学校施設環境改善交付金 国 1/3
私立幼稚園	私立学校施設整備費補助金 国 1/3
認定こども園	就学前教育・保育施設整備交付金 国 1/2

### 就学前教育・保育施設整備交付金

1. 補助対象施設 私立幼保連携型認定こども園、私立保育所、公立及び私立小規模保育事業所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園  
[新築・大規模修繕・増築・改築・屋外教育環境整備・耐震補強工事 等]
2. 補助率 国 1/2 (市町村 1/4 法人 1/4)  
保育提供体制の確保のための実施計画採択市町村: 国 2/3 (市町村 1/12 法人 1/4)
3. 補助対象経費 本体工事費、特殊附带工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 等
4. 交付申請書等提出先 県教委 幼保支援課

### 学校施設環境改善交付金

1. 補助対象施設 公立幼稚園(幼稚園型認定こども園除く。)  
[危険改築・不適格改築・大規模改造・屋外教育環境整備・新築・増築 等]
2. 補助率 国 1/3
3. 補助対象経費 本体工事費、特殊附带工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費
4. 交付申請書等提出先 県教委 学校安全対策課

### 私立学校施設整備費補助金

1. 補助対象施設 私立幼稚園(幼稚園型認定こども園除く。)  
[新築・増築・屋外教育環境整備・耐震補強工事 等]
2. 補助率 国 1/3
3. 補助対象経費 本体工事費、附带工事費、実施設計費
4. 交付申請書等提出先 県教委 幼保支援課

# 保育所等における業務継続計画(BCP)について

令和5年4月1日に施行された省令改正に伴い、児童福祉施設（保育所等）における業務継続計画の策定・見直し等が努力義務となりました。

## 1. 策定の目的

児童福祉施設等は、子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な施設となっており、非常時においても継続的なサービスが求められます。業務が継続できないとなると、子どもの生命・安全が脅かされる可能性があるため、「業務の継続」が非常に重要です。そのために、まずは施設の職員等、利用する子ども、保護者の災害対策や感染症対策に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整えることが重要です。

## 2. 目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

## 3. リスクに応じた基礎知識

### (1) 感染症

主として、人への健康被害が多く、全世界的に感染症が広がります。国内、地域で感染症が拡大し始めると通常業務に加えて感染症対策の業務が増加します。児童福祉施設等では、感染拡大時においても、利用する子どもや職員の健康、生命を守る機能を維持しつつ事業の継続が求められます。

### (2) 自然災害（地震）

施設設備等、電気・ガス・水道などのライフラインへの被害が多い傾向があります。ライフラインが復旧するまでは用意した物品等で業務を継続する必要があります。その際、周囲からの協力を得ることも重要です。地震の規模と被害の大きさによって状況は大きく異なるため、施設の立地状況や地震規模を過酷事象で想定し、有効な対策を考える必要があります。

被害のなかった地域からの支援があれば、それによる業務継続も考えられます。発災時には、緊急対応で通常業務は一時的に対応できなくなりますが、優先度の高い業務から回復を図り、子どもの生命・安全を守るための事業の継続が求められます。

### (3) 自然災害（風水害）

主として、施設設備等への被害が多い傾向にあり、浸水被害などの被害を被った場合は、施設内での業務の継続が困難になることがあります。またライフラインに被害が出た場合は、それが復旧するまでの間は、用意した物品等で業務を継続する必要があります。その際、周囲からの協力を得ることも重要です。施設の立地状況などを踏まえて有効な対策を考える必要があります。

## 4. 児童福祉施設等全般の役割

地域全体で子どもの健康と安全を守る社会的意義のある公的な施設です。児童福祉を担っていることから容易に業務の休止等を行えない、非常に重要なインフラです。

利用する子どもに乳児・幼児等が含まれており、大人によるケアが不可欠です。

児童福祉施設における業務継続ガイドライン（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）より



## 7 參考資料



< 保育所・幼稚園・認定こども園等の状況 >

1. 特定教育・保育施設等

① 保育所(保育所型認定こども園を除く)

R7.4.1現在

市町村	保育所数				就学前 児童数	認可 定員 (A)	利用こども数				利用 割合 (B)/(A)	待機 児童数	
	公立	私立					合計	1号	2号	3号			計 (B)
		社福法人	その他	計									
高知市	22	59	1	60	82	11,289	11,379		4,186	2,471	6,657	58.5%	9
室戸市	3	3		3	6	161	368		94	69	163	44.3%	
安芸市	6	1		1	7	376	710		209	119	328	46.2%	
南国市	6	8		8	14	1,955	1,780		752	415	1,167	65.6%	
土佐市	10		1	1	11	1,002	1,170		464	298	762	65.1%	
須崎市	2	5		5	7	438	695		229	121	350	50.4%	
宿毛市	5	1		1	6	469	666		232	128	360	54.1%	
土佐清水市	3				3	190	272		75	42	117	43.0%	
四万十市	13	3		3	16	1,052	1,155		393	225	618	53.5%	
香南市	5				5	1,390	764		351	206	557	72.9%	
香美市	6	1		1	7	752	820		316	215	531	64.8%	
東洋町	2				2	40	135		26	9	35	25.9%	
奈半利町						59							
田野町						91							
安田町						44							
北川村	1				1	30	60		17	9	26	43.3%	
馬路村	1				1	18	30		8	5	13	43.3%	
芸西村	1				1	106	95		18	30	48	50.5%	
本山町	1				1	72	100		44	21	65	65.0%	
大豊町	1	1		1	2	44	100		28	11	39	39.0%	
土佐町	1				1	109	135		56	38	94	69.6%	
大川村						14							
いの町	4	2		2	6	664	470		238	106	344	73.2%	
仁淀川町		2		2	2	94	80		28	18	46	57.5%	
中土佐町	2				2	106	150		59	39	98	65.3%	
佐川町	2	5		5	7	322	520		182	109	291	56.0%	
越知町						109							
梶原町						81							
日高村		2		2	2	148	155		80	43	123	79.4%	
津野町						144							
四万十町	7	3		3	10	386	595		211	108	319	53.6%	
大月町	1				1	91	105		50	23	73	69.5%	1
三原村	1				1	28	45		17	3	20	44.4%	
黒潮町	4				4	248	380		136	77	213	56.1%	
計	110	96	2	98	208	22,122	22,934		8,499	4,958	13,457	58.7%	10

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

②幼稚園(施設型給付施設(幼稚園型認定こども園を除く))

R7.4.1現在

市町村	施設数				認可 定員	利用こども数		
	公立	私立		計		1号	2号	計
		宗教法人	学校法人					
高知市			3	3	580	162		162
南国市	1			1	111	29		29
土佐市			1	1	200	64		64
須崎市		1		1	150	1		1
香南市	2			2	350	161		161
芸西村	1			1	60	42		42
いの町	1			1	95	18		18
計	5	1	4	10	1,546	477	0	477

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

③幼保連携型認定こども園

R7.4.1現在

市町村	施設数			定員	利用こども数			
	公立	私立	計		1号	2号	3号	計
高知市		5	5	851	77	265	135	477
南国市		3	3	629	23	260	135	418
四万十市		1	1	165	2	66	53	121
香南市	2		2	365	6	158	101	265
奈半利町	1		1	130	1	41	11	53
田野町	1		1	135	3	46	26	75
安田町	1		1	140	0	29	9	38
いの町	2		2	295	5	111	52	168
越知町	1		1	150	3	65	29	97
梶原町	1		1	150	0	52	17	69
津野町	2		2	292	2	74	52	128
四万十町	1		1	88	0	19	10	29
計	12	9	21	3,390	122	1,186	630	1,938

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

④連携型外認定こども園

R7.4.1現在

市町村	施設数				認定 定員	利用こども数			
	幼稚園型	保育所型	地方裁 量型	計		1号	2号	3号	計
高知市	13	4	2	19	3,394	318	1,042	549	1,909
宿毛市	1			1	253	3	27	25	55
土佐清水市	1			1	135	12	20	17	49
四万十市	1			1	222	21	86	40	147
香南市		1	1	2	125	15	46	41	102
香美市	2			2	240	20	74	9	103
仁淀川町		1		1	50	0	20	11	31
県計	18	6	3	27	4,419	389	1,315	692	2,396

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

⑤地域型保育事業所

R7.4.1現在

市町村	施設数							合計	認可 定員	利用こども数				
	小規模保育				事業所内保育					家庭的 保育	1号	2号	3号	計
	A型	B型	C型	計	A型	B型	保育所型							
高知市	11	3		14	3			17	274		21	122	143	
南国市	3			3			1	4	116			51	51	
土佐市					1			1	14			12	12	
須崎市		1		1				1	9			6	6	
四万十市							1	1	5			4	4	
香南市	1	3		4		1		5	79			46	46	
香美市		1		1				1	16			6	6	
大川村	1			1				1	19		8	3	11	
いの町							1	1	5			2	2	
計	16	8		24	4	1	1	2	537		29	252	281	

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

⑥へき地保育所

R7.4.1現在

市町村	施設数	定員	利用こども数		
	公立		2号	3号	計
いの町	1	25	5	3	8
計	1	25	5	3	8

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

2. その他

①幼稚園(国立)

R7.5.1現在

市町村	施設数			定員 A	在園児数 B	定員 充足率 B/A
	国立	私立				
		学校法人	計			
高知市	1		1	124	55	44.4%

(R7年度学校基本調査)

②認可外保育施設(認定こども園・へき地保育所は除く)

R7.4.1現在(高知市はR7.6.1時点)

市町村	施設数					合計	入所 児童数
	事業所内			企業主 導型	託児所 等		
	病院	その他	計				
高知市	13		13	12	12	37	313
安芸市	1		1			1	4
南国市	3		3	1		4	72
土佐市					1	1	
須崎市	1		1		1	2	8
宿毛市	1	1	2		1	3	18
四万十市					1	1	
香南市	1		1		2	3	15
香美市					1	1	
奈半利町	1		1		1	2	2
田野町	1		1			1	7
芸西村	1		1			1	8
佐川町	1		1			1	
越知町	1		1			1	3
四万十町					1	1	
計	25	1	26	13	21	60	450

(R7年度運営状況報告)

## 保育所指導監査文書指導の概要

R8.1.31現在

指導事項	R05 監査実施 137施設(42施設)※ (高知市除く)	R06 監査実施 131施設(47施設)※ (高知市除く)	R07 監査実施 68施設(0施設)※ (高知市除く)
給食関係者の検便の実施状況			
健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況	1(0)		
ほふく室または保育室の面積不足	3(0)	1(1)	1(0)
保育所運営についての重要事項に関する規程の不備			1(0)
建物及び設備の構造の変更届け			
職員の配置状況	2(0)	2(1)	2(0)
労働基準法等関係法規の遵守の状況			
消火訓練及び避難訓練の実施状況	1(0)	3(0)	1(0)
防災対策マニュアルの掲示	1(0)	1(0)	
安全計画の策定		1(0)	1(0)
その他	1(0)		
計	9(0)	8(2)	5(0)

※R5年度より、一部施設において実地によらない指導監査を実施。括弧はその内数。

## 幼保連携型認定こども園指導監査文書指導の概要

R8.1.31現在

指導事項	R05 監査実施 13施設(2施設)※ (高知市除く)	R06 監査実施 15施設(2施設)※ (高知市除く)	R07 監査実施 12施設(0施設)※ (高知市除く)
給食関係者の検便の実施状況			
健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況			1(0)
ほふく室または保育室の面積不足			
労働基準法等関係法規の遵守の状況			
消火訓練及び避難訓練の実施状況		2(1)	
防災対策マニュアルの掲示			1(0)
安全計画の策定			
その他			
計	0(0)	2(1)	2(0)

※R5年度より、一部施設において実地によらない指導監査を実施。括弧はその内数。

# 認可外保育施設一覧(高知市以外)

R8.1月末現在

	市町村名	番号	施設名	区分	郵便番号	住所
1	安芸市	1	高知県立あき総合病院 職場託児所	事業所内	784-0027	安芸市宝永町3-33
2	南国市	2	JA高知病院 院内保育所 くるみ園	事業所内	783-0007	南国市明見字中野526-1
		3	託児所たんぼぼ	事業所内	783-0047	南国市岡豊町常通寺島335-3
		4	こはすキッズ(高知大学医学部附属病院)	事業所内	783-8505	南国市岡豊町小蓮185-1
		5	なかざわうじけ こども園	企業主導型	783-8585	南国市伊達野501
		6	須崎くろしお病院 院内託児所 ちびっ子ハウス	事業所内	785-0036	須崎市緑町4-13
3	須崎市	7	松木 望美	居宅訪問型(個人)		(非公開)
		8	高知県立幡多けんみん病院 職場託児所	事業所内	788-0785	宿毛市山奈町芳奈3-3
4	宿毛市	9	ぬくもり(社会福祉法人 愛生福祉会)	事業所内	788-0783	宿毛市平田町戸内1813-1
		10	宿毛市立おきのしま保育園	一般	788-0677	宿毛市沖の島母島445
		11	家族サポート「にこにこ」	居宅訪問型(事業所)		<非公開>
6	香南市	12	野市中央病院 託児所	事業所内	781-5213	香南市野市町東野555-18
		13	吉田 博美	居宅訪問型(個人)		(非公開)
		14	乳幼児学童保育施設 認定こども園 わらべ館 香南	一般	781-5452	香南市香我美町下分字国吉窪350-1
		15	立花 ほのか	居宅訪問型(事業所)		(非公開)
7	香美市	16	池上 梓	居宅訪問型(個人)		(非公開)
8	奈半利町	17	のんのん保育所(はまうづ医院)	事業所内	781-6402	安芸郡奈半利町乙3704-1
		18	奈半利町あつたかふれあいセンター	一般(一時預かりのみ)	781-6403	安芸郡奈半利町乙1269番地1
9	田野町	19	田野病院 保育所(たのしい保育園)	事業所内	781-6410	安芸郡田野町636-1
10	芸西村	20	チャイルドルームむつき(芸西病院)	事業所内・一般	781-5701	安芸郡芸西村和食甲4268
11	いの町	21	いの町立本川へき地保育園	へき地	781-2601	吾川郡いの町長沢4-2
12	佐川町	22	すくすく(清和病院)	事業所内・一般	789-1202	高岡郡佐川町乙1777
13	越知町	23	北島病院 託児所	事業所内	781-1301	高岡郡越知町越知甲1708-3
14	四万十町	24	あつたかふれあいセンターやまびこ	一般(一時預かりのみ)	786-0301	高岡郡四万十町大正190

第2種社会福祉事業届出一覧 一時預かり事業 実施施設

令和7年4月1日現在

市町村名	公・私・地域	施設名	住所	電話	事業類型			申し込み窓口 (左記と異なる場合)	年齢	定員
					一般型	幼稚園型	余裕活用型			
1	高知市	公	高知市宮前保育園	高知市宮前町139-2	088-824-4760	○			1才～	10
2		私	あざみの保育園	高知市薊野北町2-7-5	088-845-1253	○			1才6ヶ月～	12
3		私	五台山保育園	高知市五台山3360	088-882-7469	○			1才～	10
4		私	うららか保育園	高知市春野町南ヶ丘1-9-1	088-805-2828	○			5ヶ月～	10
5		私	神田保育園	高知市神田1410-3	088-832-9253	○			1才6ヶ月～	6
6		公	高知市春野弘岡中保育園	高知市春野町弘岡中1717	088-894-2201	○			1才～	10
7		私	朝倉くすのき保育園	高知市朝倉東町46-27	088-843-3479	○			1才6ヶ月～	10
8		私	高須第2幼稚園	高知市屋頭19	088-883-2329		○	○	2才～	
9		私	やえもん幼稚園学園	高知市札幌13-5	088-884-3888		○		3才～在園児	
10		私	桜井幼稚園	高知市桜井町1-9-14	088-882-0450		○		3才～在園児	
11		私	丑之助学園	高知市北本町3-2-33	088-883-0636		○	○	0～5才	
12		私	もみのき幼稚園	高知市鳥越40-15	088-844-5180		○	○	0～5才	
13		私	潮モンテッソーリ学園	高知市百石町4-2-16	088-832-0765		○	○	1才～	
14		私	みさと幼稚園	高知市仁井田2075	088-847-0831		○	○	6ヶ月～	
15		私	清和幼稚園	高知市南万々110-2	088-875-0551		○		3才～在園児	
16		私	若草幼稚園	高知市若草南町3-1	088-844-0014		○		3才～在園児	
17		私	芸術学園幼稚園	高知市大津乙2028	088-866-3200		○		3才～在園児	
18		私	一宮幼稚園	高知市一宮東町1-21-9	088-845-8675		○		3才～在園児	
19		私	杉の子第2幼稚園	高知市城山町180-1	088-832-0137		○		3才～在園児	
20		私	杉の子幼稚園	高知市神田813	088-832-0136		○		3才～在園児	
21		私	杉の子せと幼稚園	高知市長浜6389-1	088-842-2145		○		3才～在園児	
22		私	へいわ幼稚園	高知市春野町芳原前山3264	088-841-1680		○	○	2才～	
23		私	聖泉幼稚園	高知市与力町5-18	088-872-6891		○		3才～在園児	
24		私	高須幼稚園	高知市高須本町11-12	088-883-2319		○		3才～在園児	
25		私	あたご幼稚園	高知市愛宕町3-8-11	088-872-1028		○		3才～在園児	
26		私	高知聖母幼稚園	高知市本町5-6-29	088-872-3662		○		3才～在園児	
27		私	わらべ館	高知市長浜蔦絵台2-29-3	088-821-8033		○	○	0才～小4	
28		私	葛島保育園	高知市葛島4-2-41	088-884-2313		○	○	3ヶ月～小学生	
29		私	春野学園	高知市春野町東諸木4115-13	088-842-0777		○	○	1才～	
30		私	USIO NURSERY永国寺	高知市永国寺町1-1 3289ビル1F	088-856-8868		○		0～3才	
31		私	高知中央保育所	高知市はりまや町1-11-13 コーポハリマヤ1F	088-883-3545		○		4/1時点で0～2才児	
32		私	夢工房ちより	高知市知寄町1-8-18-105	088-821-7353		○		0～1才	
33		私	葛島保育園キッズルームなないろの森	高知市葛島4-2-24 1F	088-856-8948		○		0～1才	
34		私	もりチャイルドハウス	高知市神田452-7	088-831-4787		○		3ヶ月～小学生	
35		私	うららかキッズガーデン	高知市春野町西分4660	088-894-4111		○		0～2才	
36	私	びすた保育園	高知市南川添2-5	088-883-0038		○		3才～在園児		
37	私	みかつき幼稚園	高知市万々381	088-822-3388		○		3才～在園児		
38	私	さくらんぼ園	高知市帯屋町2-2-9帯屋町チェントロビル2階	088-821-8787		○		0～1才		
39	私	Azonoにこにこ駅	高知市薊野北町4丁目7番24号	088-846-5227		○		4ヶ月～		
40	私	ヤクルトこうち保育園	高知市知寄町1丁目4-7	088-821-8961		○		6か月～2才		
41	私	ニチキッズ一宮南保育園	高知市一宮南町1丁目15番13号	088-855-7125		○		0～2才		
42	公	高知大学教育学部附属幼稚園	高知市小津町10-26	088-822-6417		○		3才～在園児		
43	私	くるみ幼稚園	高知市北竹島町383番地	088-833-3679		○		満3歳～在園児		
44	私	清和幼稚園みどりの丘	高知市福井町2448番地	088-821-7860		○	○	0才～		
45	私	高知学園短期大学附属高知幼稚園	高知市北端町100番地	088-840-5005		○		3才～在園児		
46	室戸市	私	むろと保育園	室戸市室津2937番地1	0887-22-0587	○		2ヶ月～	7人	
47	安芸市	公	安芸おひさま保育所	安芸市西浜570番地	0887-37-9310	○		1才～	5人	
48	南国市	公	長岡西部保育所	南国市幸町1-2-23	088-864-2927	○		1才～	5人	
49		公	たちばな幼稚園	南国市宍崎57-3	088-862-1212		○		3才～5才	105人
50		公	あけぼの保育所	南国市田村乙2231-2	088-864-2701	○			1才～	8
51		私	フレンド幼稚園	南国市下野田61-3	088-864-2370		○	○	3才～5才	50人
52		私	ひまわり幼稚園	南国市岡豊町中島1219-1	088-866-4400		○	○	0才～5才	129人
53		私	あとむ幼稚園	南国市緑ヶ丘1-1402	088-865-5888		○	○	1才～5才	72人
54		私	まみい保育園	南国市大埔甲1231-1	088-864-5467		○		0才～3才	19人
55		私	夢工房 さくら	南国市大埔甲1508-15	088-855-5861		○		0才～1才	18人

## 第2種社会福祉事業届出一覧 一時預かり事業 実施施設

令和7年4月1日現在

市町村名	公・私・地域	施設名	住所	電話	事業類型			申込み窓口 (左記と異なる場合)	年齢	定員
					一般型	幼稚園型	余裕活用型			
土佐市	公	蓮池保育園	土佐市蓮池1331	088-852-0090	○			福祉事務所 088-852-7653	0才～	定めなし
	私	土佐幼稚園	土佐市高岡町甲1958-2	088-852-0021		○			在園児	90人
須崎市	私	須崎保育園	須崎市東糺町2-28	0889-40-3930	○				1才～	8人
	私	おひさま保育園	須崎市吾井郷乙1917-1	0889-59-0550	○				1才～	6人
土佐清水市	公	きらら清水保育園	土佐清水市清水ヶ丘31-1	0880-82-0002	○				1才～	10人
	私	しみず幼稚園	土佐清水市グリーンハイツ16-4	0880-82-0577		○	○		在園児	90人
宿毛市	私	宿毛幼稚園	宿毛市押ノ川字野中1056-1	0880-63-2914		○			在園児	130人
四万十市	私	なかむら園中村幼稚園	四万十市不破2079	0880-34-7511		○			在園児	135人
	私	認定こども園ひかりこども園	四万十市中村東町1-2-13	0880-35-6605		○			在園児	15人
	地域	四万十市地域子育て支援センターなかむら	四万十市右山元町1-2-10	0880-35-3748	○				3ヵ月～	3人
香南市	公	香我美おれんじ保育所	香南市香我美町下分711-2	0887-57-7011	○				1才～	5人
	公	香我美幼稚園	香南市香我美町下分710-1	0887-55-2745		○		教育委員会こども課 0887-50-3021	在園児	175人
	公	野市幼稚園	香南市野市町西野630	0887-56-1953		○			在園児	175人
	公	夜須こども園	香南市夜須町坪井1437番地	0887-50-6714	○	○			在園児	3人
	私	のいち幼稚園	香南市野市町上岡2602番地4	0887-52-9778		○			在園児	81人
	公	野市東こども園	香南市野市町東野449番地6	0887-55-3424		○			在園児	10人
	私	わらべ館(香南)	香南市香我美町下分350-1	0887-53-9779			○		0才～	3人
香美市	地域	子育てセンターひらふ(美良布保育園)	香美市香北町美良布1085	0887-59-3070	○				6ヶ月～(2ヶ月からも相談に応じます)	2人
	地域	子育てセンターなかよし(なかよし保育園)	香美市土佐山田町山田1150-1	0887-53-1006	○				6ヶ月～(2ヶ月からも相談に応じます)	4人
	私	認定こども園土佐山田幼稚園	香美市土佐山田町泰山町1-48-3	0887-52-5711	○	○			未就園児(2歳から)在園児	45人
	私	認定こども園第二土佐山田幼稚園	香美市土佐山田町旭町2-6-12	0887-53-4797	○	○			未就園児(2歳から)在園児	75人
東洋町	公	甲浦保育園	安芸郡東洋町大字河内198	0887-29-2310			○		未就園児	54人
	公	銀杏保育園	安芸郡東洋町野根丙1364	0887-28-1416			○		未就園児	20人
田野町	公	田野町立認定こども園田野っ子	安芸郡田野町1594番地	0887-32-1151		○	○		幼:3才～ 余:1才～3才	135人
芸西村	公	芸西幼稚園	安芸郡芸西村和食甲1182	0887-33-3923		○			在園児	140人
本山町	公	本山保育所	長岡郡本山町本山558-1	0887-76-3003			○		6ヶ月～	3人
土佐町	公	みつば保育園	土佐郡土佐町土居194	0887-82-0865	○				1才～	3人
いの町	私	あいの保育園	吾川郡いの町天王南1-1-1	088-891-6400			○		3ヶ月～	5人
	公	いの町立伊野幼稚園	吾川郡いの町柳町12	088-892-1428		○			3才～5才	20人
	公	おひさまルーム(認定こども園えだがわ)	吾川郡いの町枝川5811番地1	088-892-2254	○	○			満3歳以上	20人
仁淀川町	私	池川こども園	吾川郡仁淀川町土居甲1190	0889-34-2427			○		6ヶ月～	45人
中土佐町	公	久礼保育所	高岡郡中土佐町久礼7749番地1	0889-52-2131	○			教育委員会久礼分室 0889-52-2661	6ヶ月～	3人
佐川町	私	尾川中央保育園	高岡郡佐川町本郷耕2043	0889-22-2732			○		2ヶ月～	5人
	私	海津見保育園	高岡郡佐川町加茂673-1	0889-22-7062	○	○			2ヶ月～	70人
	公	永野保育所	高岡郡佐川町永野1721	0889-22-2125			○	佐川町健康福祉課 0889-22-7721	0才～	45人
	公	黒岩中央保育所	高岡郡佐川町黒原2242-1	0889-22-9220			○	佐川町健康福祉課 0889-22-7721	0才～	50人
越知町	公	おちの子	高岡郡越知町越知甲1926	0889-26-2141	○	○			未就園児	1人
構原町	公	構原町立構原こども園	高岡郡構原町構原1212-2	0889-40-2111			○		未就園児	150人
津野町	公	認定こども園にじいろ園	高岡郡津野町永野267-1	0889-55-2234	○	○			1才～	2人
	公	認定こども園さくらんぼ園	高岡郡津野町芳生野甲200-36	0889-62-3058 0889-62-3260	○	○			1才～	2人
四万十町	公	昭和保育所	高岡郡四万十町昭和416-4	0880-28-4233	○				6ヶ月～	6人
	公	認定こども園たのの	高岡郡四万十町大正385-1	0880-27-0363	○				1才～	6人
	地域	窪川地区子育て支援センター	高岡郡四万十町北琴平町10-7	0880-22-2525	○				6ヶ月～	6人
大月町	公	おおつき保育所	幡多郡大月町弘見4098-2	0880-73-0011	○				10ヶ月～	3人
黒潮町	公	大方中央保育所	幡多郡黒潮町入野5695	0880-43-0511	○				7ヶ月～	9人
	公	佐賀保育所	幡多郡黒潮町伊与喜699-1	0880-55-2117			○		7ヶ月～	6人

26市町村 公 34か所  
私 63か所  
地域 4か所  
101か所

35 51 38

# 病児保育事業 実施施設

令和7年9月24日現在

No.	市町村名	公・私	施設名	住所	電話	事業類型				申し込み窓口 (左記と異なる場合)	開設日
						病児 対応型	病後児 対応型	体調不 良児対 応型	非施設 型		
1	高知市	私	キュービットハウス(細木病院)	大膳町37	822-7211	○					平成8年5月
2		私	愛あいルーム(三愛病院)	一宮西町1丁目7-25	845-5291	○					平成14年2月
3		私	ラベンダー(うららか保育園)	春野町南ヶ丘1丁目9-1	805-2828	○					平成20年1月 (※合併による)
4		私	もみくち(もみのき病院)	本宮町101-1(デイサービスセンターこたま2階)	849-2184	○					平成25年8月
5		公	病後児保育室ぼんぶきん(宮前保育園)	宮前町139-2	824-4760		○				平成29年5月
6		公	さえんば保育園	菜園場町9-4	882-0949			○			平成28年4月1日
7		公	ちより保育園	丸池町9-55	884-6587			○			〃
8		公	宮前保育園	宮前町139-2	824-4760			○			〃
9		公	旭保育園	旭町2丁目8-12	872-6977			○			〃
10		公	石立保育園	東石立町138-1	831-3641			○			〃
11		公	河ノ瀬保育園	南河ノ瀬町8-9	831-7032			○			〃
12		公	一宮保育園	一宮西町4丁目14-16	845-1502			○			〃
13		公	秦中央保育園	中秦泉寺55番1	826-6322			○			〃
14		公	朝倉保育園	朝倉東町24-41	844-1351			○			〃
15		公	若葉保育園	若草南町23-47	844-5615			○			〃
16		公	神田みどり保育園	神田47-4	840-0668			○			〃
17		公	長浜保育園	長浜4118-2	842-2540			○			〃
18		公	大津保育園	大津乙181-4	866-1249			○			〃
19		公	中野保育園	介良373	860-0140			○			〃
20		公	愛善保育園	介良乙2269	860-0202			○			〃
21		公	介良西部保育園	介良丙789-1	860-6631			○			〃
22		公	小高坂保育園	新屋敷2丁目18-45	872-2605			○			平成29年4月
23		公	春野中央保育園	春野町西分2397	894-5055			○			〃
24		公	春野西保育園	春野町森山2080	894-4585			○			〃
25		公	春野弘岡上保育園	春野町弘岡上1294	894-5047			○			〃
26		公	春野弘岡中保育園	春野町弘岡中1717	894-2201			○			〃
27		公	春野平和保育園	春野町平和3394	842-6970			○			〃
28		公	とさやま保育園	土佐山桑尾1827	895-2324			○			平成31年4月
29		公	かがみ保育園	鏡今井130	896-2286			○			平成31年4月
30		私	丸の内	鷹匠町1丁目2-22	822-3831			○			平成29年4月
31		私	たかしろ乳児	鷹匠町2丁目1-20	879-1263			○			平成29年4月
32		私	南街	九反田4-35	882-0025			○			平成29年4月
33		私	常盤	南宝永町16-5	882-8058			○			平成29年4月
34		私	高知聖園マリア園	新本町1丁目7-25	823-7258			○			平成29年7月
35		私	小高坂双葉園	山ノ端町5	872-7328			○			平成29年4月
36		私	愛育会保育園	赤石町51番地	822-3371			○			令和3年4月
37		私	潮江双葉園	潮新町1丁目7-21	831-7329			○			平成29年4月
38		私	潮江第二双葉園	仲田町1-13	833-3624			○			平成29年4月
39		私	港孕	六泉寺町22	832-5655			○			平成29年4月
40		私	城南	竹島町158-1	832-4981			○			平成30年4月
41		私	のぞみ	塩屋崎町2丁目4-6	831-8898			○			平成29年4月
42		私	三里	仁井田925-1	847-0652			○			平成29年4月
43		私	種崎	仁井田4645	847-0703			○			平成29年4月
44		私	五台山	五台山3360	882-7469			○			平成31年4月
45		私	五台山吸江	吸江111-6	883-5785			○			令和2年4月
46		私	高須	高須新町2丁目2-10	882-0884			○			平成29年4月
47		私	新木	高須2丁目4-10	882-5856			○			平成29年4月
48		私	布師田	布師田1867	845-1405			○			平成30年4月
49		私	あざみの	薊野北町2丁目7-5	845-1253			○			平成31年4月
50		私	東秦泉寺	薊野北町1丁目2-1	823-2552			○			平成29年6月
51		私	まるばし	西秦泉寺404-3	824-6427			○			令和3年4月
52		私	一ツ橋	中久万15-17	875-3583			○			平成31年4月
53		私	針木	針木北2丁目2-13	844-1061			○			平成30年4月
54		私	朝倉くすのき	朝倉東町46-27	843-3479			○			平成29年4月
55		私	朝倉くすのき分園	朝倉横町22-12	828-8611			○			平成29年4月
56		私	鴨田	鴨田1171-1	844-1707			○			平成29年4月
57		私	神田	神田1410-3	832-9253			○			平成30年4月
58		私	おさなごの園	長浜4854	841-2656			○			平成29年4月
59		私	横浜	横浜東町3-16	841-2139			○			平成29年4月
60		私	瀬戸東	瀬戸東町3丁目347	842-6763			○			平成31年4月
61		私	横浜新町	横浜新町4丁目1801	841-3255			○			平成29年4月
62	私	うららか	春野町南ヶ丘1丁目9-1	805-2828			○			平成29年4月	

# 病児保育事業 実施施設

令和7年9月24日現在

市町村名	公・私	施設名	住所	電話	事業類型				申込み窓口 (左記と異なる場合)	開設日
					病児 対応型	病後児 対応型	体調不 良児対 応型	非施設 型		
63	私	桜井幼稚園	桜井町1丁目9-14	882-0450			○			令和元年9月
64	私	芸術学園幼稚園	大津乙2028	866-3200			○			令和5年6月
65	私	azonoにこにこ駅	薊野北町4丁目7-24	846-5227			○			令和元年7月
66	私	高知中央保育所	はりまや町1-11-13	883-3545			○			平成29年4月
67	私	夢工房ちより	知寄町1-8-18	821-7353			○			令和3年10月
68	私	ヤクルトこうち保育園	知寄町1-4-7	821-8961			○			令和6年4月
69	私	にこにこRoom(さくら保育園)	桜井町1丁目10-28	856-9660	○					平成30年7月
70	私	ふくのたね保育園久万	中久万49-12 エトランスパークビル1F	802-8341	○					令和元年6月
71	私	ふくのたね保育園薊野	薊野中町2-16	856-8341	○					令和元年6月
72	私	清和まつば園	南万々46-4	873-8211	○	○				令和元年11月(病後児 対応型は令和2年4月)
73	私	清和なずな園	高知市鴨部1丁目20番地6号	802-7075	○					令和4年3月
74	私	清和さわらび園	高知県高知市福井町2448	824-1160	○					令和4年12月
75	私	高知医療センター病児保育室	池708-3 レジデンスB102	847-7487	○					平成26年1月
76	安芸市	私 尾木医院 ベイビーキッズ	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155	○					平成27年4月1日
77	南国市	私 後免野田保育園	南国市西野田町2-5-18	088-864-2462		○				平成17年4月1日
78	私	大篠保育園	南国市大涌甲2504	088-863-2482			○			平成27年4月1日
79	私	夢工房さくら	南国市大涌甲1508-15	088-855-5861			○			令和4年9月1日
80	私	高知大学医学部附属病院 院内保 育所こはすキッズ	南国市岡豊町小蓮	088-880-2691		○		高知大学医学部病院事務総 務企画課職員係 088-880-2225		平成26年9月1日
81	私	認定こども園ひまわり	南国市岡豊町中島1219-1	088-866-4400			○			令和6年4月1日
82	私	認定こども園あともむ	南国市緑ヶ丘1-1402	088-866-4400			○			令和6年4月1日
83	私	浜改田保育園	南国市浜改田530-1	088-865-0533			○			令和7年4月1日
84	須崎市	私 須崎くろしお病院 スマイルハウス	須崎市緑町28番地	0889-42-7273		○		須崎市福祉事務所 0889-42-1229		平成11年10月1日
85	宿毛市	私 認定こども園宿毛幼稚園	宿毛市押ノ川字野中1056-1	0880-63-2914			○			令和5年4月1日
86	四万十市	私 リトル・フレンド	四万十市中村大橋通7-3-9	0880-34-0366			○			平成31年4月1日
87	私	めぐみ乳児保育園	四万十市具同田黒1-11-38	0880-37-2121			○			令和2年4月1日
88	私	ひかりこども園	四万十市中村東町1丁目2番13号	0880-35-6605			○			令和3年4月1日
89	私	なかむら園中村幼稚園	四万十市不破2079番地	0880-34-7511			○			令和6年4月1日
90	公	赤岡保育所	香南市赤岡町534-3	0887-54-4343			○			平成27年4月1日
91	公	香我美おれんじ保育所	香南市香我美町下分711-2	0887-57-7011			○			平成27年4月1日
92	公	佐古保育所	香南市野市町母代寺180-1	0887-56-1071			○			平成27年4月1日
93	公	夜須こども園	香南市夜須町坪井1437番地	0887-50-6714			○	香南市教育委員会こども課 0887-50-3021		令和6年1月1日
94	公	野市東こども園	香南市野市町東町449番地6	0887-55-3424			○			令和7年4月1日
95	公	野市保育所	香南市野市町西野645	0887-56-0659			○			平成30年4月1日
96	公	吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原49番地1	0887-54-2735			○			令和7年4月1日
97	公	香南市総合子育て支援センター	香南市野市町西野2072-4	0887-50-5257		○				令和元年7月1日
98	香美市	公 なかよし保育園	香美市土佐山田町山田1150-1	0887-53-1088			○			平成27年4月1日
99	私	ひまわり保育園	香美市土佐山田町842番地	0887-53-4334			○			平成27年4月1日
100	芸西村	私 尾木医院 ベイビーキッズ2	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155	○					平成28年4月1日
101	いの町	公 病後児保育室そらいろ	吾川郡いの町1510番地1	088-893-1922		○				令和3年9月1日
102	大月町	公 おおつき保育所	幡多郡大月町弘見4098-2	0880-73-0011			○			令和2年4月1日

12市町村 公 36か所  
私 66か所  
計 102か所

13 7 83 0

病児・病後児対応型: 7市町村19か所

体調不良児対応型: 7市町83か所

※病児・病後児で重複する場合は1カウント(清和まつば園)

# 保育所・幼稚園・認定こども園等の 申請・届出について

## ●保育所

- ・ 公立保育所
- ・ 私立保育所

## ●幼稚園

- ・ 公立幼稚園
- ・ 私立幼稚園

## ●公立幼保連携型認定こども園

## ●私立幼保連携型認定こども園

## ●連携型外認定こども園

## ●その他

- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 利用定員（特定教育・保育施設）

# 保育所の設置認可及び届出事項等について

※「高知県保育所事務取扱要領」を参照

## ○公立保育所

項 目		根拠法令	届出時期等	様式	添付書類
新たに保育所を設置		児童福祉法 第35条第3項	2ヶ月前までに届出	第1号、 第4号	「保育所事務取扱要領」別表1のとおり
保育所の廃止(休止)		児童福祉法 第35条第11項	3ヶ月前までに届出	第11号、 第13号	廃止・議決書、休止・告示 等
保育所の 施設等変 更	認可定員	児童福祉法 施行規則 第37条第4項	変更予定日前日までに 届出	第7-1号、 第8号	「保育所事務取扱要領」別表4のとおり
	建物・その他設備の 規模及び構造			第7-1号、 第9号	
	分園の設置			第7-1号、 第10号	
	分園の廃止			第7-1号、 第11号	
	運営方法 ※別表4-1参照			第7-1号	
	施設長	第7-1号			
	名称	児童福祉法 施行規則 第37条第5項	変更があった日から 1ヶ月以内に届出	第7-2号	
所在地 (地番表記)					

【注】指定管理者制度により運営されている公立保育所は、私立保育所の例に準ずる。

## ○私立保育所

項 目		根拠法令	届出時期等	様式	添付書類
新たに保育所を設置		児童福祉法 第35条第4項	3ヶ月前までに申請	第2号、 第4号	「保育所事務取扱要領」別表2のとおり
保育所の廃止(休止)		児童福祉法 第35条第12項	3ヶ月前までに申請	第12号、 第13号	・理事会、評議員会の議事録の写し ・定款又は寄附行為 ・当該施設会計月次報告書(直近分) ・市町村長の意見書
保育所の 施設等変 更	認可定員	児童福祉法 施行規則 第37条第6項	変更予定日前日までに 届出	第7-1号、 第8号	「保育所事務取扱要領」別表4のとおり
	建物・その他設備の 規模及び構造			第7-1号、 第9号	
	分園の設置			第7-1号、 第10号	
	分園の廃止			第7-1号、 第11号	
	運営方法 ※別表4-1参照			第7-1号	
	施設長	第7-1号			
	経営の責任者	第7-1号			
	設置主体の 法人格	児童福祉法 施行規則 第37条第5項	変更があった日から 1ヶ月以内に届出	第7-2号	
	名称				
所在地 (地番表記)					

【注】市町村長を経由して県へ提出すること。

(※)各種様式が必要な場合は、各市町村保育窓口又は高知県幼保支援課にご連絡ください。

# 保育所事務取扱要領

## 別表 1

公立保育所設置届出の必要書類一覧表

	確認事項及び必要書類	備 考
1	保育所設置届出書（第1号様式）	
2	保育所設置計画書（第4号様式）	
3	歳入・歳出予算抄本	
4	園地付近の見取図	
5	園舎建物及び園庭配置図	
6	園舎各階平面図（各室の面積、保育の利用状況がわかるもの）	
7	建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真	
8	園舎・園地に係る土地及び建物の登記事項証明書	
9	施設長、保育士等職員の履歴書及び資格を証明する書類の写し	
10	栄養士、調理員の免許証又は資格を証明する書類の写し	
11	嘱託医（歯科医）の契約書の写し	
12	保育所の設置条例	
13	保険証書の写し（子どもの障害等に係る保険証書）	
14	調理業務委託契約書の写し（調理業務を外部に委託する場合）	
15	保育所の運営に関する規程等 園則、重要事項説明書、苦情処理要綱（第三者委員名簿を含む）、給食運営規程	
16	給食施設事業開始届の写し （継続的に1回50食以上又は1日100食以上の給食を提供する場合）	
17	入園案内資料（募集要項）及び入園契約書案	
18	職員研修年間計画書	
19	職員勤務ローテーション表	
20	教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画（様式例1 No.1～No.8）	

※公立保育所を設置し、社会福祉法人等に経営を委託、指定管理等とする場合は、上記のほか以下の書類を併せて提出すること。

21	法人代表者の履歴書	
22	法人の登記簿謄本	
23	法人の定款または寄附行為、就業規則、給与規定、管理規定等	
24	受託法人との管理委託契約書（案）の写し	
25	誓約書（第5号様式）	

# 保育所事務取扱要領

## 別表 2

### 私立保育所設置認可申請の必要書類一覧表

	確認事項及び必要書類	写しの場合 原本証明が 必要な書類
1	保育所設置認可申請書（第2号様式）	
2	保育所設置計画書（第4号様式）	
3	法人登記履歴事項全部証明書	
4	法人役員・評議員名簿	
5	法人定款及び寄附行為	○
6	法人決算書類〔直近3ヵ年分〕（貸借対照表、損益計算書、残高証明書、財産目録等）、直近の月次試算表	○
7	借入金の状況及び償還計画書	
8	現年度予算書、事業開始後2ヵ年の収支予算書	
9	設置代表者の履歴書及び誓約書（第5号様式）	
10	設置者が児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないことを誓約する書類（第6号様式）	
11	認可申請に係る理事会・評議員会の議事録の写し	○
12	園地付近の見取図	
13	園舎建物及び園庭配置図	
14	園舎各階平面図（各室の面積、保育の利用状況がわかるもの）	
15	建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真	
16	消防用設備等検査済の書類（所轄消防署に提出したものの写し）	
17	消防計画書（所轄消防署に提出したものの写し）	
18	園舎・園地に係る土地及び建物の登記事項証明書	○
19	園舎・園地に係る土地又は建物の賃貸借契約書等の写し 当該土地に地上権、賃借権を設定している場合は登記簿謄本（抄本）を添付 （賃貸借契約でない場合は、貸与契約書の写し）	○
20	耐震性があることを証明する書類 （昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合）	
21	調理業務委託契約書の写し（調理業務を外部に委託する場合）	
22	保育所の運営に関する規程等 園則、重要事項説明書、就業規則、経理規程、苦情処理要綱（第三者委員名簿を含む）、給食 運営規程、給与に関する規定	
23	施設長、保育士等職員の履歴書及び資格を証明する書類の写し	
24	栄養士、調理員の免許証又は資格を証明する書類の写し	
25	嘱託医（歯科医）の契約書の写し	
26	保険証書の写し（子どもの障害等に係る保険証書）	
27	給食施設事業開始届の写し （継続的に1回50食以上又は1日100食以上の給食を提供する場合）	
28	入園案内資料（募集要項）及び入園契約書案	
29	職員研修年間計画書	
30	職員勤務ローテーション表	
31	教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画（様式例1 No.1～No.8）	

保育所事務取扱要領

別表 4

※下線のあるものは私立保育所のみ必要

変更事項	内 容	様 式	添 付 書 類	提出 時期
ア 認可定員	<p>保育所の認可定員を変更する場合</p> <p>*認可定員の変更に伴い運営規程を変更する場合は「オ 運営方法」の変更に伴う届出も必要です。</p> <p>*子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定められた利用定員を変更する場合は、別途市町村への申請・届出が必要で</p>	7-1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所定員変更調書 (第8号様式)</li> <li>2 園舎・園庭平面図、配置図 (各室用途・児童年齢・面積を明記) ※定員を増員する場合には必要です。</li> <li>3 職員名簿</li> <li>4 園規則、管理規程等</li> <li>5 理事会、評議員会議事録の写し (要原本証明)</li> <li>6 市町村長の意見書</li> </ol>	変更予定日前日まで
イ 建物・その他設備の規模及び構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 改修、改築、増築等による敷地面積や建物の延べ面積の変更</li> <li>② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める設備の面積、位置及び用途の変更等</li> <li>③ 改修、改築、増築等により仮園舎を設置する場合</li> </ol> <p>*増改築に伴い、定員を変更する場合は「ア 定員」、「オ 運営方法」の届出も必要です。</p>	7-1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所施設に関する変更調書 (第9号様式)</li> <li>2 平面図、立面図、配置図、付近の見取図</li> <li>3 土地の実測図、登記簿、使用許可書又は賃貸借契約書の写し</li> <li>4 建築基準法に基づく検査済証の写し</li> <li>5 財源根拠、借入金返済計画</li> <li>6 収支予算書</li> <li>7 寄付申込書</li> <li>8 財産目録</li> <li>9 理事会、評議員会議事録の写し</li> </ol>	変更予定日前日まで
ウ 分園の設置	<p>保育所の分園を設置する場合</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所分園設置計画書 (第10号様式)</li> <li>2 分園 (及び中心園) の平面図、立面図、配置図、付近の見取図</li> <li>3 中心園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料</li> <li>4 登記簿、使用許可書 (賃貸借契約書) 等の写し (分園のみ)</li> <li>5 土地の実測図 (分園のみ)</li> <li>6 建築基準法に基づく検査済証の写し (分園のみ)</li> <li>7 園規則</li> <li>8 財源根拠、借入金返済計画</li> <li>9 収支予算書、財産目録</li> <li>10 理事会、評議員会議事録の写し</li> <li>11 市町村長の意見書</li> </ol>	変更予定日前日まで
エ 分園の廃止	<p>保育所の分園を廃止する場合</p>	7-1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支予算書</li> <li>2 財産処分、寄付等に係る書類</li> <li>3 理事会、評議員会議事録の写し</li> <li>4 市町村長の意見書</li> </ol>	変更予定日前日まで

保育所事務取扱要領

変更事項	内容	様式	添付書類	提出時期
才 運営方法 ※詳細は別表 4-1-1を参照	<p>保育所の事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程又は園則等)の変更</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日</p> <p>⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>⑥ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの認可定員</p> <p>⑦ 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにご利用に当たつての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他施設の運営に関する重要事項</p>	7-1	<p>1 理事会、評議員会議事録の写し</p> <p>2 変更後の規則、規程、変更内容に係る契約書類等</p> <p>3 園規則、管理規程等</p> <p>4 協定書 (公立保育所の委託、指定管理等の場合)</p>	変更予定日前日まで
カ 施設長	保育所の施設長を変更する場合	7-1	<p>1 理事会、評議員会議事録の写し (公立保育所は辞令の写し)</p> <p>2 新施設長の履歴書及び資格証明書</p> <p>3 誓約書 (第5号様式) (運営が法人の場合は公立も必要)</p>	
キ 経営の責任者	設置主体である法人の代表者を変更する場合	7-1	<p>1 理事会、評議員会議事録の写し</p> <p>2 新経営者の履歴書</p> <p>3 誓約書 (第5号様式)</p>	
ク 設置主体の法人格	設置主体の法人格を変更する場合	7-2	<p>1 理事会、評議員会議事録の写し</p> <p>2 法人登記事項証明</p> <p>3 変更後の運営方法に関する規則、規程類</p> <p>4 定款または寄附行為、その他の規約</p>	変更から1か月以内
ケ 名称	保育所の名称を変更する場合	7-2	<p>1 理事会、評議員会議事録の写し (公立は条例等の写し)</p> <p>2 定款または寄附行為、その他の規約</p>	変更から1か月以内
コ 所在地 (地番表記)	住居表示の変更等により、移転をせずに保育所の所在地の表示が変更する場合	7-2	<p>1 理事会、評議員会議事録の写し (公立は条例等の写し)</p> <p>2 所在地の新表記を証する書類</p>	変更から1か月以内

## 保育所事務取扱要領

### 別表 4-1

#### ◎「オ 保育所の運営方法の変更」で届出を要する事項

項 目	内 容
① 施設の目的及び運営の方針	運営規程※に定める保育所の目的、運営方針
② 提供する保育の内容	運営規程※に定める保育内容
③ 職員の職種、員数及び職務の内容	運営規程※に定める職員の職種、人数、職務内容
④ 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日	運営規程※に定める保育所の休園日、保育する時間
⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	運営規程※に定める保護者から受領する費用(給食主食費、延長保育料等)の種類、理由、金額
⑥ 乳児、満3歳児に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの認可定員	運営規程※に定める0歳児、1～2歳児、3歳以上児ごとに設定している認可定員
⑦ 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項	運営規程※に定める入園・退園に関する事項、利用にあたっての留意事項
⑧ 緊急時等における対応方法	事故防止マニュアル等に定める事故や怪我、不審者侵入の際の対応方法
⑨ 非常災害対策	危機管理マニュアル等に定める地震、火事、水害等自然災害への対策
⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項	保育所における虐待防止、家庭での虐待が疑われる場合の対策
⑪ その他施設の運営に関する重要事項	給食の外部搬入、調理業務委託など

※事業の運営についての重要事項に関する規程のこと。

# 幼稚園の設置認可及び届出事項等について

## ○公立幼稚園

### ◎届出事項

	項 目	根拠法令	提出書類等	提出時期
届出事項	幼稚園の設置	学校教育法第4条の2	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>①目的②名称③位置④学則⑤経費の見積り及び維持方法⑥開設の時期を記載した書類</li> <li>校地校舎等の図面 (学校教育法施行規則第3条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>事由書</li> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本</li> <li>年度概決予算書謄本及び財源調書</li> <li>起債償還年次表及び財政計画書(財源を起債に求める場合)</li> <li>校地の土地台帳謄本</li> <li>位置についての調書</li> <li>校地及び建造物の配置図</li> <li>学年別学級数及び幼児児童生徒数並びに戸数及び人口見込調書</li> <li>飲料水の定性分析表</li> <li>組合規約の写し(学校組合立の場合) (学校教育法施行細則第1条)</li> </ol>	事前
	幼稚園の廃止	学校教育法第4条の2	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>廃止の事由及び時期並びに幼児の処置方法を記載した書類 (学校教育法施行規則第15条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書の謄本 (学校教育法施行細則第9条)</li> </ol>	事前
	幼稚園の設置者変更	学校教育法第4条第1項	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>当該設置者の変更に関係する地方公共団体の連署による変更前及び変更後の①目的②名称③位置④学則⑤経費の見積り及び維持方法⑥変更の事由及び時期を記載した書類 (学校教育法施行規則第14条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書の謄本 (学校教育法施行細則第8条)</li> </ol>	事前
	幼稚園の分園の設置	学校教育法第4条の2 学校教育法施行令第23条第2項	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>①事由②名称③位置④学則の変更事項⑤経費の見積り及び維持方法⑥開設の時期を記載した書類</li> <li>校地校舎等の図面 (学校教育法施行規則第7条)</li> </ol> <p>細則第1条に準じる (学校教育法施行細則第3条)</p>	事前
	幼稚園の分園の廃止	学校教育法第4条の2 学校教育法施行令第23条第2項	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>廃止の事由及び時期並びに幼児の処置方法を記載した書類 (学校教育法施行規則第15条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書の謄本 (学校教育法施行細則第9条)</li> </ol>	事前

◎届出事項（つづき）

	項 目	根拠法令	提出書類	提出時期
届出事項	幼稚園の名称変更	学校教育法施行令第26条第1項	1. 届出書 2. 変更の事由及び時期を記載した書類 (学校教育法施行規則第5条)	変更しようとするとき
	幼稚園の位置変更			変更したとき
	園則の変更(※)			
	幼稚園の経費の見積り及び維持方法変更	学校教育法施行規則第5条		事前
	幼稚園の園地又は園舎の変更	学校教育法施行規則第6条	1. 届出書 2. 事由及び時期を記載した書類 3. 当該校地校舎等の図面 (学校教育法施行規則第6条)  1. 市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本 2. 経費及び財源調書 3. 土地所有者の承諾書(校地の拡張の場合) (学校教育法施行細則第2条)	事前

(※) 園則の変更に係る事項については、学校教育法施行規則第5条による。

- ① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- ② 部科及び課程の組織に関する事項
- ③ 教育課程及び授業日時数に関する事項
- ④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- ⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項
- ⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ⑦ 授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項
- ⑧ 賞罰に関する事項
- ⑨ 寄宿舎に関する事項

## ○私立幼稚園

### ◎認可事項

	項目	書類提出期限	根拠法令
認可事項	幼稚園の設置（※1）	開設年度の前年度の 10月31日	学校教育法第4条第1項
	幼稚園の廃止	廃止前年の 10月31日	学校教育法第4条第1項
	幼稚園の設置者変更	変更年度の前年度の 10月31日	学校教育法第4条第1項
	収容定員の変更	変更年度の前年度の 9月30日	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条
	学校法人の設立	開設年度の前年度の 10月31日	私立学校法第23条第1項
	学校法人の寄附行為の変更 （届出事項の場合もあり）（※2）	理事会の議決後 速やかに	私立学校法第108条第3項
	学校法人の組織の変更	変更年度の前年度の 10月31日	私立学校法第152条第7項
	学校法人の解散 （届出事項の場合もあり）（※3）	事前	私立学校法第109条第3項
	学校法人の合併	事前	私立学校法第126条第3項

（※1）幼稚園の設置認可を行う場合は、開設しようとする年度の前々年度の4月30日までに設置計画概要書を提出する必要がある。

（※2）①幼稚園の設置廃止を伴わない施設名称の変更、②学校法人の所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更、③学校法人の公告の方法の変更の場合は届出事項。

（※3）破産手続開始の決定による解散の場合。

### ◎届出事項

	項目	書類提出期限	根拠法令
届出事項	幼稚園の目的の変更	変更前	学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の名称変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の位置変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	園則の変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の経費の見積り及び維持方法変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の園地又は園舎の変更		学校教育法施行令第27条の2第1項

### ◎届出事項（つづき）

	項 目	書類提出期限	根拠法令
届出事項	園長の異動	異動後速やかに	学校教育法第10条
	教職員の異動		高知県私立学校法等施行細則第4条
	仮園舎の使用	使用前	
	授業の停止（1箇月以上）	停止前	高知県私立学校法等施行細則第3条
	学校法人の理事長、監事の就任	就任後速やかに	私立学校法施行令第6条第2項
	学校法人の役員、評議員の異動	異動後速やかに	私立学校法施行令第6条第2項
	学校法人の諸登記	登記後速やかに	私立学校法施行令第6条第1項

### ◎報告事項

	項 目	書類提出期限	根拠法令
報告事項	幼児等の事故の報告	発生後速やかに	
	幼稚園の被害状況報告		
	臨時休業の報告	実施前	

### ◎その他

	項 目	書類提出期限	根拠法令
その他	幼稚園の廃止に係る指導要録の引継	廃止前	学校教育法施行令第31条
	登録免許税非課税に係る証明願	証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで	
	特定公益増進法人であることの証明申請書	証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで	
	特定公益増進法人であることの証明書に係る寄付金募集実績報告書	募集期間終了後速やかに	
	税額控除に係る証明書	証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで	

- 私立学校関係事務処理に関する手続きのスケジュールや各種申請書類・届出様式等については、「私立学校関係事務の手引」でご確認ください。
- 「私立学校関係事務の手引」及び各種様式は、県の私学・大学支援課のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

## (公立幼保連携型認定こども園の届出)

※「高知県幼保連携型認定こども園事務取扱要領」を参照

	項目	根拠法令	提出時期	様式	添付書類等
届出事項	設置	認定こども園法(※1)第16条	開設しようとする日の30日前	第1号、第4-1号、第4-2号、第4-3号、第5号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表1のとおり
	廃止(休止)		廃止(休止)しようとする日の30日前	第11号	・過去5ヶ年の園児数の推移等
	設置者変更		変更しようとする日の30日前	第14号	・園地・園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面(変更前及び変更後) ・園則又は運営規則(変更前及び変更後) ・経費の見積り及び維持方法(変更前及び変更後)等
	施設の名称変更	認定こども園法施行規則第15条第2項	変更しようとする日の30日前	第10号、第4-2号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表4のとおり
	施設の所在地変更				
	定員(知事に届出を行った定員)				
	園地又は園舎の変更				
園則の変更(※2)(※3)					
園長の変更	変更の前日まで				

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(略称 認定こども園法)

※2 園則の変更に係る事項については、認定こども園法施行規則第16条による。

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項
- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

※3 定員の変更については、園児募集要項を配布する日の20日前までに提出すること。

別表1

公立幼保連携型認定こども園設置届出の必要書類一覧表

区分	確認事項及び必要書類	確認欄	備考
申請書	1 幼保連携型認定こども園設置届出書(第1号様式)		
	2 施設設備に関する調書(第4-1号様式)		
	3 学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式)		
	4 管理運営に関する調書(第4-3号様式)		
	5 幼保連携型認定こども園 概要(第5号様式)		
設置者	6 年度既決予算書謄本及び財源調書		
	7 起債償還年次表及び財政計画書(財源を起債に求める場合)		
	8 議会の議決書謄本		
施設設備	9 園地付近見取図		
	10 園舎建物及び園庭配置図		
	11 園舎各階平面図(各室の面積、学級・保育の利用状況が分かるもの)		
	12 建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真		
	13 園地・園舎に係る土地及び建物の登記事項証明書		
	14 園地・園舎に係る土地又は建物の賃貸借契約書等の写し(賃貸の場合のみ)、当該土地に地上権、賃借権を設定している場合は登記簿謄本(抄本)を添付		賃貸借契約でない場合は、貸与確約書の写し
	15 耐震性があることを証明する書類(昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合)		
16 調理室の安全性を確認できる書類		間仕切りの確保など防火体制、調理器具の設置状況等について記載された書類及び写真	
17 食事の提供について、園内で委託業者が調理を行う場合、又は満3歳以上の子どもに対して自園以外で調理し、搬入する場合については、契約書の写し		外部搬入、又は調理業務の委託の場合のみ添付	
職員	18 園長の履歴書、資格を証明する書類の写し		
	19 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第12条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上勤務したことの証明書		園長
	20 園長資格の特例適用に関する書類		園長資格の特例を適用する場合は提出
	21 その他職員の履歴書、保育教諭、調理員等の資格を証する書類の写し		
	22 学校医、学校薬剤師、学校歯科医の確保状況に関する書類(嘱託契約、就任承諾書等)		
管理運営	23 園則		
	24 運営規程、就業規則、旅費規程、給与に関する規定、経理規定、育児休業・介護休業に関する規定、給食運営規程、重要事項説明書 等		
	25 苦情処理解決規定、苦情解決に係る体制整備		
	26 防災マニュアル		
	27 学校安全計画		施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他認定こども園における安全に関する事項について計画を策定
	28 消防計画及び防火管理者選任届出書の写し		
	29 保険証書の写し		子どもの傷害等に係る保険証書
	30 給食施設事業開始届の写し(継続的に1回50食以上の食事を提供する場合等)		食品衛生法に基づく営業許可申請書・営業届が必要な場合がありますので、管轄の保健所にお問い合わせください。
	31 入園案内資料(募集要項)及び入園契約書案		
	32 1号認定子どもの選考に係る基準が確認できる書類		
33 職員研修年間計画書			
34 職員勤務ローテーション表			
35 教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画(様式例1 No.1~No.8)		幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの	
36 学校評価計画表(様式例2)			

**別表4**

公立幼保連携型認定こども園の変更届出事項及び必要書類一覧表

届出を要する変更事項		添付書類
1 施設の名称		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決書の写し（原本証明をすること）</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
2 施設の所在地（位置、表示）		位置の変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決書の写し（原本証明をすること）</li> </ul> 表示の変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示変更に伴う市町村からの通知等</li> </ul>
3 園長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞令の写し（原本証明をすること）</li> <li>・新任園長の履歴書及び資格を証明する書類の写し</li> </ul>
4 定員（知事に届出を行った定員）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書（第4-2号様式）</li> <li>・変更後の平面図（各部屋の使用目的（乳児室等）及び面積を明示すること）</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
5 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面（増改築・建替・使用目的の変更含む）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園地、園舎等の平面図、建物配置図等（各部屋の使用目的（乳児室等）及び面積を明示すること）</li> <li>・工事請負契約書等の写し</li> <li>・土地及び建物の登記簿謄本※登記事項に変更がある場合のみ</li> <li>※届出時に登記がなされていない場合は登記後提出すること</li> </ul>
6 運営規程又は園則		
6-1	学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-2	教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-3	保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-4	利用定員及び職員組織に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> <li>・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書（第4-2号様式）</li> </ul>
6-5	入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-6	保育料その他の費用徴収に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> <li>・変更に係る積算資料</li> </ul>
6-7	その他施設の管理についての重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>

## (私立幼保連携型認定こども園の認可申請及び届出)

※「高知県幼保連携型認定こども園事務取扱要領」を参照

	項目	根拠法令	提出時期	様式	添付書類等
認可事項	設置	認定こども園法 (※1) 第17条第1項	開設しようとする日の 60日前	第2号、第4-1号、第4-2号、第4-3号、第5号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表2のとおり(※2)
	廃止(休止)			第12号	・理事会議事録、評議員会議事録 ・定款又は寄附行為 ・当該施設会計月次報告書(直近分) ・過去5ヶ年の園児数の推移 ・市町村長の意見書 など
	設置者変更(※3)			第15号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表2のとおり(※2)
届出事項	設置主体の名称	認定こども園法 施行規則第15条 第2項	変更しようとする日の 30日前	第10号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表5のとおり
	設置主体の住所				
	設置主体の代表者				
	施設の名称				
	施設の所在地(位置、表示)				
	定員(知事に認可を受けた定員)				
	園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面(増改築・建替・使用目的の変更含む)				
	園則又は運営規程				
	園長		変更の前日まで		

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(略称 認定こども園法)

※2 幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合等、建築基準法に規定する確認申請(用途変更の手続き等)が必要となるため、所在の市町担当課に早めに確認すること。また、非常用設備の設置や耐火・内装等の改修工事が必要となる場合があるため(幼稚園と保育所の厳しい方の基準が適用されるため)、早めに確認申請を行うこと。

※3 設置者の名称や所在地の変更の場合は、変更の60日前までに行うこと。  
事業譲渡等による設置者の変更については、変更届ではなく、廃止及び新たな設置認可となるので注意。

※4 園則の変更に係る事項については、認定こども園法施行規則第16条による。

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項
- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

別表2

私立幼保連携型認定こども園認可申請の必要書類一覧表

区分	確認事項及び必要書類	確認欄	写しの 場合 原本 証明 が必要 な書類	備考
申請書	1 幼保連携型認定こども園設置認可申請書(第2号様式)			
	2 施設設備に関する調書(第4-1号様式)			
	3 学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式)			
	4 管理運営に関する調書(第4-3号様式)			
	5 幼保連携型認定こども園 概要(第5号様式)			
設置者	6 法人登記履歴事項全部証明書			
	7 法人役員・評議員名簿			
	8 法人定款又は寄附行為		○	
	9 法人決算書類〔直近3か年分〕(貸借対照表、損益計算書、残高証明書、財産目録等)、直近の月次試算表		○	
	10 借入金の状況及び償還計画書			
	11 現年度予算書、事業開始後2か年の収支予算書			
	12 申請者(役員等)に係る身分証明書(履歴書及び役員等の状況)			
	13 誓約書(代表者)(第6号様式)			条例第16条の規定を準用するもの
	14 宣誓書(理事、監事、園長)(第7号様式)			法第17条第2項に規定するもの
	15 認可申請に係る理事会・評議員会の議事録		○	
施設	16 園地付近見取図			
	17 園舎建物及び園庭配置図			
	18 園舎各階平面図(各室の面積、学級・保育の利用状況が分かるもの)			
	19 建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真			
	20 園地・園舎に係る土地及び建物の登記事項証明書		○	
	21 園地・園舎に係る土地又は建物の賃貸借契約書等の写し(賃貸の場合のみ)、当該土地に地上権、賃借権を設定している場合は登記簿謄本(抄本)を添付		○	賃貸借契約でない場合は、貸与確約書の写し
	22 耐震性があることを証明する書類(昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合)			
	23 調理室の安全性を確認できる書類			間仕切りの確保など防火体制、調理器具の設置状況等について記載された書類及び写真
	24 食事の提供について、園内で委託業者が調理を行う場合、又は満3歳以上の子どもに対して自園以外で調理し、搬入する場合には、契約書の写し			外部搬入、又は調理業務の委託の場合のみ添付
	25 幼保連携型認定こども園の園長選任届出書(第8号様式)(履歴書、資格を証明する書類の写し)			
職員	26 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第12条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上勤務したことの証明書			園長
	27 園長資格の特例適用に関する書類			園長資格の特例を適用する場合は提出
	28 誓約書(園長)(第6号様式)			条例第16条の規定を準用するもの
	29 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類(第9号様式)			法第26条において準用するもの
	30 園長の決定に関する理事会等議事録の写し			
	31 その他職員の履歴書、保育教諭、調理員等の資格を証する書類の写し			
	32 学校医、学校薬剤師、学校歯科医の確保状況に関する書類(嘱託契約、就任承諾書等)			
管理運営	33 園則			
	34 運営規程、就業規則、旅費規程、給与に関する規定、経理規定、育児休業・介護休業に関する規定、給食運営規程、重要事項説明書 等			
	35 苦情処理解決規定、苦情解決に係る体制整備			
	36 防災マニュアル			
	37 学校安全計画			施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他認定こども園における安全に関する事項について計画を策定
	38 消防計画及び防火管理者選任届出書の写し			
	39 保険証書の写し			子どもの傷害等に係る保険証書
	40 給食施設事業開始届の写し(継続的に1回50食以上の食事を提供する場合等)			食品衛生法に基づく営業許可申請書・営業届が必要な場合がありますので、管轄の保健所にお問い合わせください。
	41 入園案内資料(募集要項)及び入園契約書案			
	42 1号認定子どもの選考に係る基準が確認できる書類			
	43 職員研修年間計画書			
	44 職員勤務ルーテーション表			
	45 教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画(様式例1 No.1～No.8)			幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの
	46 学校評価計画表(様式例2)			

別表5

私立幼保連携型認定こども園(公私連携幼保連携型認定こども園含む。)の変更届出事項及び必要書類一覧表

変更する事項		添付書類
1 設置主体の名称		理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) 登記事項証明書
2 設置主体の住所		理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) 登記事項証明書
3 設置主体の代表者		・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・登記事項証明書 ・誓約書(第6号様式) ・宣誓書(第7号様式)
4 施設の名称		・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること)
5 施設の所在地(位置、表示)		位置の変更の場合 ・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) 表示の変更の場合 ・住居表示変更に伴う市町村からの通知等
6 園長		・異動等確認のできる書類 ・新任園長の履歴書及び資格を証明する書類の写し ・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・誓約書(第6、8号様式)
7 定員(知事に認可を受けた定員)		・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式) ・変更後の平面図(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること) ・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・変更後の園則又は運営規程
8 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面(増改築・建替・使用目的の変更含む)		・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・園地、園舎等の平面図、建物配置図等(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること) ・工事請負契約書等の写し ・土地及び建物の登記簿謄本※登記事項に変更がある場合のみ ※届出時に登記がなされていない場合は登記後提出すること
9 園則又は運営規程		
9-1	目的	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-2	学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-3	教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-4	保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-5	職員組織に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程 ・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式)
9-6	入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-7	保育料その他の費用徴収に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程 ・変更に係る積算資料
9-8	その他施設の管理についての重要事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程

提出書類		認定申請	内容変更の届出				
			代表者	規模構造・ 屋外遊戯場等 設備	定員	認定こども園の長	
提出時期		30日前	20日前			前日まで	
「高知県認定こども園条例施行規則」で定める書類	第1号様式(連携型外認定こども園認定申請書)	公私					
	第2号様式(子どもの教育及び保育に従事する者の職員状況)	公私			公私		
	第3号様式(子どもに対する教育及び保育に従事する者の資格)	公私			公私		
	職員の資格を証明する書類の写し(第3号様式の添付書類)	公私			公私		
	第4号様式(施設設備の概要)	公私		公私			
	施設の配置図及び平面図(第4号様式の添付書類)	公私		公私			
	屋外遊戯場等の特例を適用する場合に認定の要件を満たすことを証明する書類(第4号様式の添付書類) ※該当する場合のみ	(公私)		(公私)			
	教育及び保育の内容に関する書類	公私					
	子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類	公私					
	子育て支援事業に関する書類	公私					
	第5号様式(管理運営等の概要)	公私					
	保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類	公私					
	第7号様式(連携型外認定こども園変更届出書)		公私	公私	公私	公私	
	第11号様式(教育保育従事職員等資格特例証明書) ※該当する場合のみ	(公私)					
	現在有する資格を証明する書類の写し(第11号様式の添付書類)	(公私)					
資格試験受験票、通信講座受講票等の写し(第11号様式の添付書類)	(公私)						
「高知県連携型外認定こども園事務取扱要領」で定める書類	設置者関係	履歴書(法人の場合は代表者の履歴書)	私	私			
		第2号様式(誓約書)(法人の場合は代表者のみ)	私	私			
		定款、寄附行為の写し(法人)	私				
		議事録(決議録)(法人)	私		私	私	
		協議書等の写し(設置者が異なる場合) ※該当する場合のみ	(私)				
	過去3年間の決算書	私					
	職員関係	認定こども園の長の履歴書	私				私
		第2号様式(誓約書)(認定こども園の長)	私				私
		調理業務委託契約書又は外部搬入業務委託契約書の写し ※該当する場合のみ	公私				
	施設設備関係	建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類(賃貸借契約書等)の写し	私		私		
	管理運営関係	第1号様式(連携型外認定こども園 施設概要)	公私	公私	公私	公私	公私
		認定こども園又は認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等の規則	公私				
		園児募集要項又は重要事項説明書等	公私				
		開設する年度の歳入歳出予算書又は予算案	私				
		保険又は共済制度への加入を証する書類の写し	公私				
関係条例(改正等を行う場合)		公	公				

## ○その他届出事項

### ◎一時預かり事業

	項 目	届出時期	根拠法令
届出事項	一時預かり事業開始届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の12第1項
	一時預かり事業変更届出書	変更後1ヶ月以内	児童福祉法第34条の12第2項
	一時預かり事業廃止(休止)届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の12第3項

### ◎病児保育事業

	項 目	届出時期	根拠法令
届出事項	病児保育事業開始届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の18第1項
	病児保育事業変更届出書	変更後1ヶ月以内	児童福祉法第34条の18第2項
	病児保育事業廃止(休止)届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の18第3項

### ◎利用定員（特定教育・保育施設）

	項 目	届出時期	根拠法令
届出事項	特定教育・保育施設の利用定員に係る届出について	事後	子ども・子育て支援法第31条第3項
	特定教育・保育施設の利用定員の変更に係る届出について	事後	子ども・子育て支援法第32条第3項

○各種様式は、ぎょうせいネットに掲載されていますので、ご活用ください。

## 事故報告について

### 1 事故が発生した場合の報告

保育所、幼稚園、認定こども園等は、事故が発生した場合には、速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。また、事故のうち、次の重大な事故について報告を行うこと

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

### 2 報告様式等

(1) 様式：教育・保育施設等事故報告書

(2) 国への報告期限：①第 1 報 …… 原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

②第 2 報 …… 原則 1 ヶ月以内程度

③第 2 報以降…… 状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと

(3) 報告対象施設：

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業

延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

⑧認可外保育施設

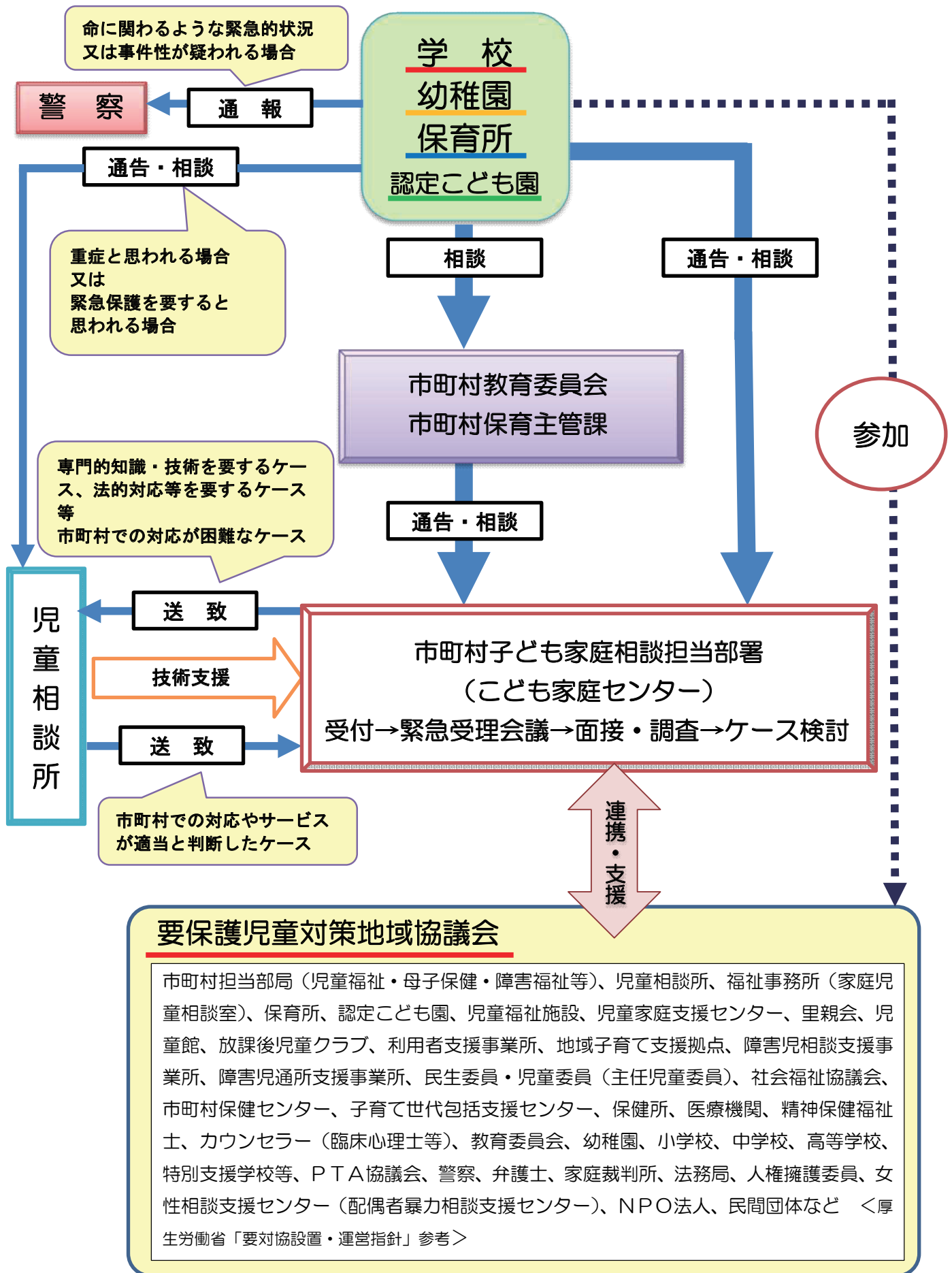
(4) 報告ルート：(原則) 各施設 → 市町村 → 県 → 国

(認可外保育施設) 各施設 → 県 → 国

### 3 その他

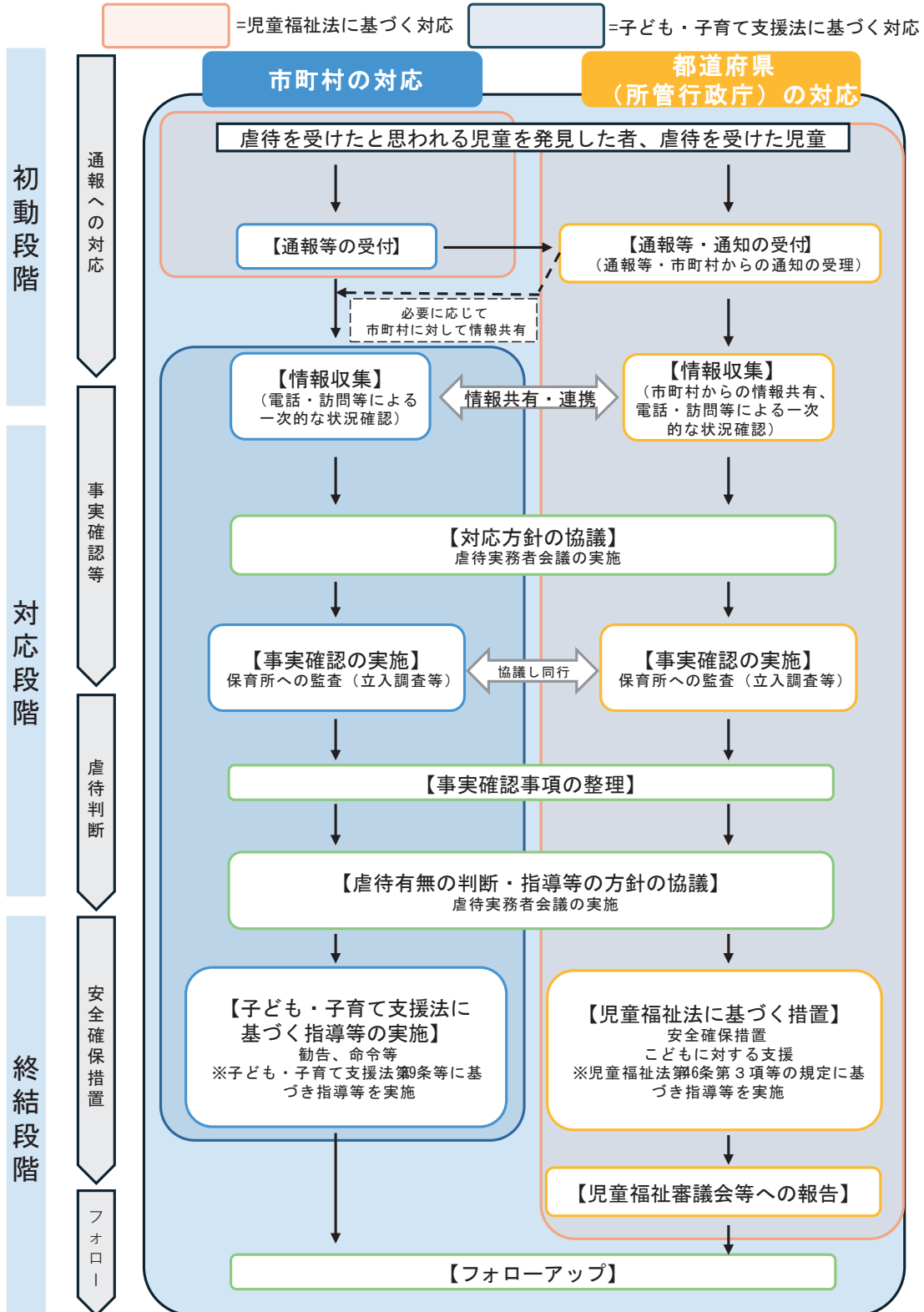
- ・治療期間が 30 日以上となる可能性が高い(又は不明の)場合は、事故報告を行うこと。その後、30 日以内に完治した場合は、その旨連絡すること
- ・食物アレルギー等を有する乳幼児への誤配膳によりアレルギー症状が現れた場合には、市町村経由で当課に第一報を入れるとともに、報告書（任意様式）を提出すること（平成 29 年 11 月 28 日付け 29 高幼保第 356 号）

# 児童虐待に関する通告・相談の流れ



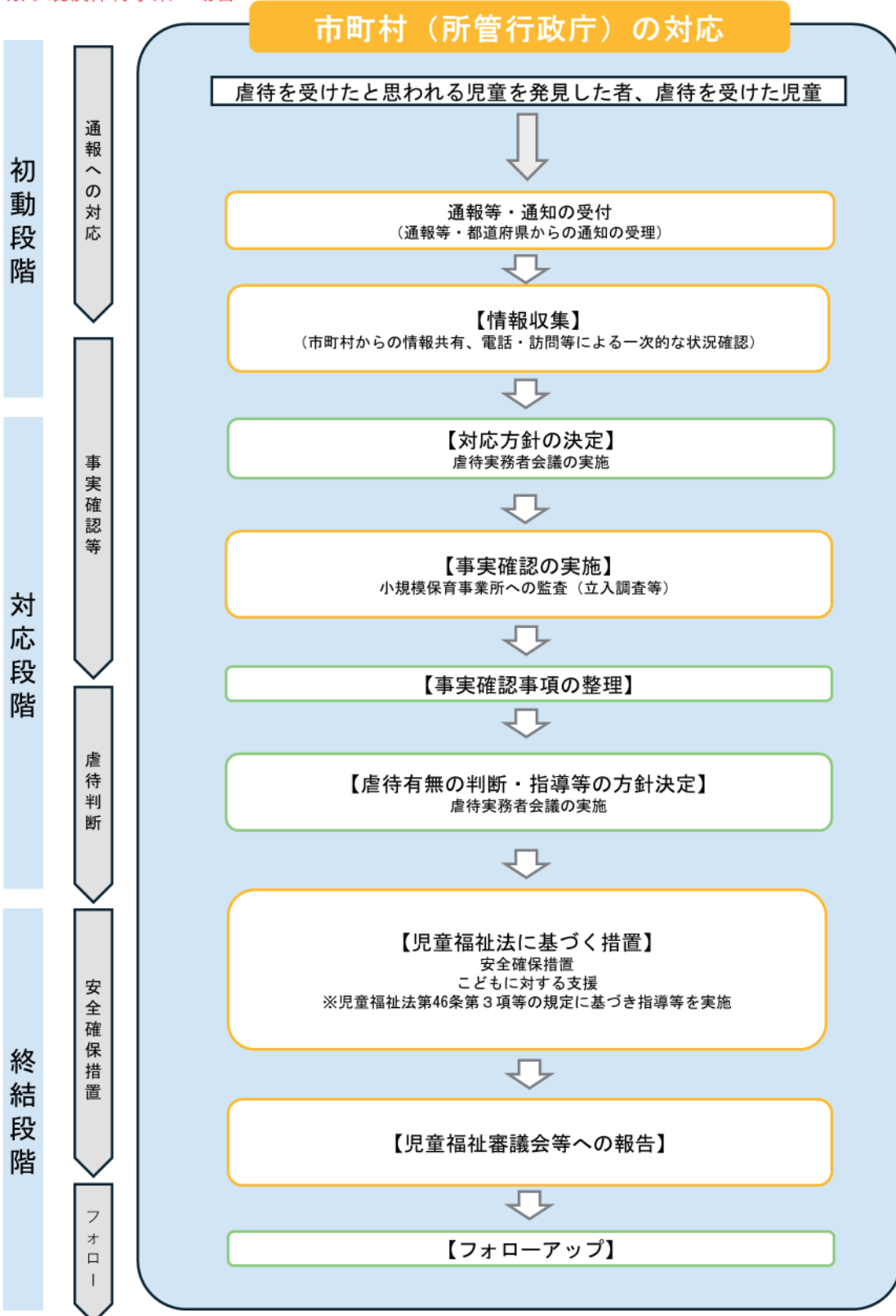
■虐待対応の全体像 (例：保育所の場合)

※保育所の場合



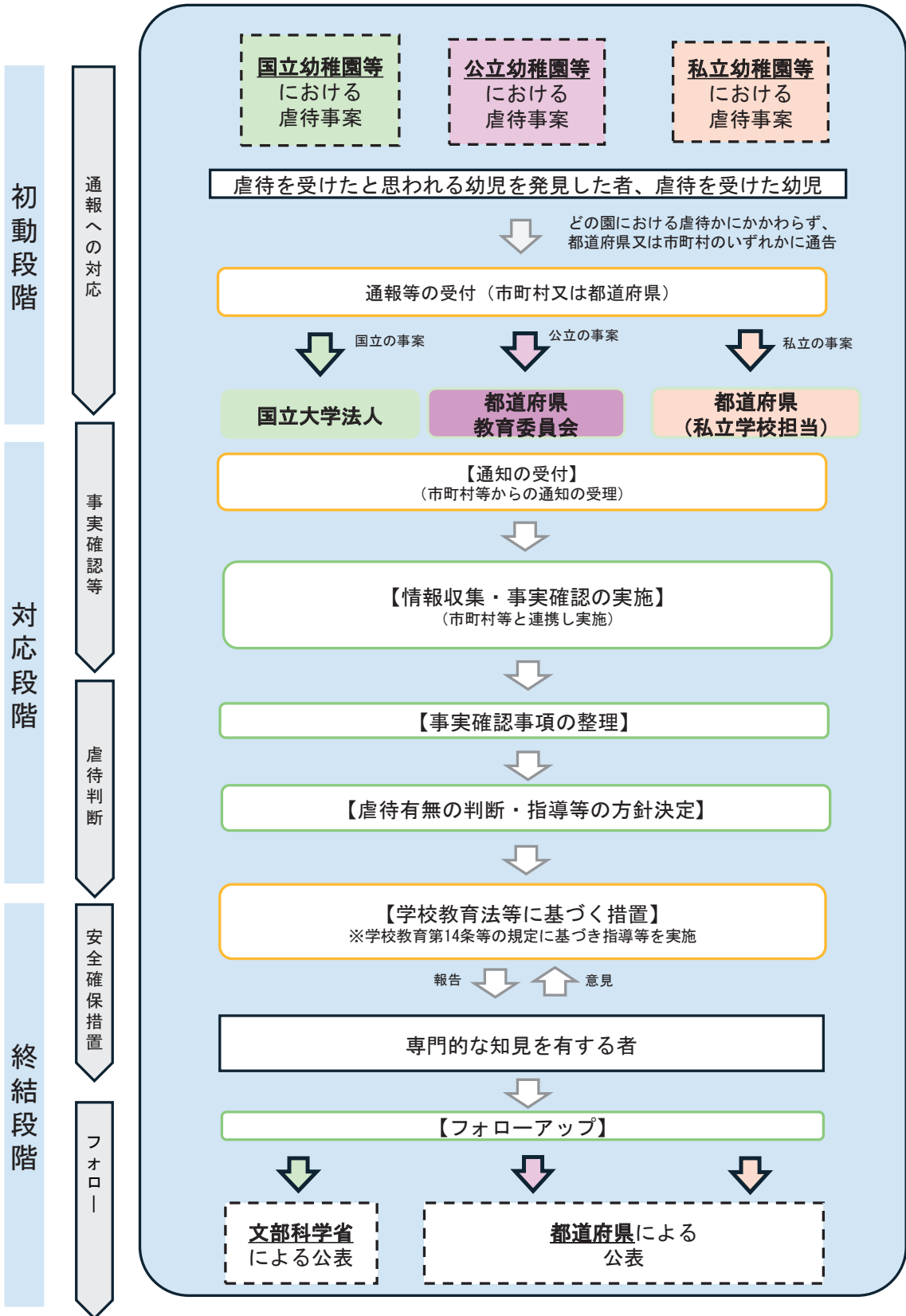
■虐待対応の全体像（例：小規模保育事業の場合）

※小規模保育事業の場合



■虐待対応の全体像（例：幼稚園の場合）

※幼稚園等の場合



## 児童生徒性暴力等の防止について

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、資格管理の厳格化が規定され、下記のデータベースが整備されました。

対象施設等は異なりますが、どちらも任命・雇用しようとする際にはデータベースの活用が義務付けられています。

人事異動等により任命・雇用する担当者が変更となる場合は、ID変更等の手続きを行う必要があります。また、アカウントには有効期限が設定されているため、必ずアカウント延長の手続きを行ってください。具体的な手続き方法については各マニュアルに詳しく記載されています。

### 特定免許状失効者管理システム

#### 概要

児童生徒に対して性暴力等を行ったために教員免許状が失効等した者の情報を管理するデータベース。

#### 対象施設

- ・幼稚園
- ・認定こども園  
(幼保連携型・幼稚園型)

※教育職員等

＝教育職員（教諭等）、園長、副園長、教頭

※教育事務職員は対象外

### 保育士特定登録取消者管理システム

#### 概要

児童生徒に対して性暴力等を行ったために保育士登録を取り消された者の情報を管理するデータベース。

#### 対象施設

- ・保育所
- ・認定こども園（全類型）
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・病児保育事業
- ・乳児等通園支援事業（誰でも通園）

## 財産処分について

国又は県の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、事前に国又は県の承認を受ける必要がある。

※ 承認に時間を要する場合もあるため、財産処分を検討するときは、時間に余裕をもって県に相談すること。

### ・財産処分の種類

転 用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲 渡：補助対象財産の所有者の変更。

交 換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸 付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃 棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。





# 「とさまなチャンネル」

高知県教育委員会事務局



## 大人気！ぴかるんとかわびよんの 親子で遊ぼう！シリーズ



### 令和8年度 就学前の教育・保育行政の概要

高知県教育委員会事務局 幼保支援課

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52

企画・事業者支援担当：088-821-4882

運営支援担当：088-821-4910

幼児教育担当：088-821-4881

親育ち支援担当：088-821-4889

FAX：088-821-4774

E-mail：311601@ken.pref.kochi.lg.jp